

令和6年度

# 包括外部監査結果報告書

<テーマ>

都市局都市整備室及び道路安全室  
が所管する事務事業について

明石市包括外部監査人  
公認会計士 本村 勲

## 目次

第1	外部監査の概要	3
1	外部監査の種類	3
2	選定した特定の事件（テーマ）	3
3	事件を選定した理由	3
4	監査の方法	5
5	外部監査の実施期間	6
6	外部監査の従事者	7
7	利害関係	7
8	その他	7
第2	包括外部監査対象の概要	8
1	市の概要	8
1-1	基本情報	8
1-2	市の財政	11
1-3	市の行政計画	12
2	都市局都市整備室	22
2-1	都市整備室の組織及び事務分掌	22
2-2	都市整備室の事業の概要	24
2-3	都市整備室に係る歳入・歳出の状況	31
2-4	都市整備室に係る計画	33
3	都市局道路安全室	40
3-1	道路安全室の組織及び事務分掌	40
3-2	道路安全室の事業の概要	43
3-3	道路安全室に係る歳入・歳出の状況	47
3-4	道路安全室に係る計画	51
第3	都市整備室の監査の結果	56
1	都市整備室の監査結果の概要	56
1-1	都市整備室に対する総括的意見	56
1-2	成果指標の設定	57
2	都市総務課の事務事業	67
2-1	都市計画総務一般事務事業	67
2-2	屋外広告物規制事務事業	71
2-3	都市景観形成事務事業	75
2-4	まちづくり推進事業	81
2-5	都市計画方針策定事業	85
2-6	ホテル等バリアフリー化促進事業	87

2-7	コミュニティ交通運行事業	89
2-8	交通政策事業	106
3	緑化公園課の事務事業	109
3-1	公園維持管理事業	109
3-2	指定管理者維持管理委託事業	116
3-3	菊栽培等事業	131
3-4	墓園維持管理事業	134
4	区画整理課の事務事業	145
4-1	区画整理一般事務事業	145
4-2	大久保駅前東西工区土地区画整理事業	152
第4	道路安全室の監査の結果	158
1	道路安全室の監査結果の概要	158
1-1	道路安全室に対する総括的意見	158
1-2	成果指標の設定	159
2	道路総務課の事務事業	168
2-1	道路環境向上事業	168
2-2	旧土地開発公社保有土地管理事業	170
3	道路整備課の事務事業	172
3-1	道路維持補修事業	172
3-2	江井ヶ島松陰新田線道路事業	174
3-3	交通安全施設整備事業	177
3-4	街路一般事務事業	180
3-5	街路整備事業	182
3-6	公共用地先行取得事業（元金・利子）	186
4	海岸・治水課の事務事業	188
4-1	海岸施設維持管理事業	188
4-2	安全・安心な海岸づくり事業	195
5	交通安全課の事務事業	197
5-1	明石駅前駐車場維持管理事業	197
5-2	放置自転車対策事業	205
	【監査結果の一覧】	209
	【巻末資料】	213

# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（テーマ）

### （1）監査対象

都市局都市整備室及び道路安全室が所管する事務事業について

### （2）対象期間

令和 5 年度（自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 6 年度についても監査対象とした。

## 3 事件を選定した理由

明石市では、令和 4 年 3 月に策定された、最上位に位置付けられる行政計画である「あかし SDGs 推進計画（明石市第 6 次長期総合計画）」（以下「あかし SDGs 推進計画」という）において、まちづくりの方向性として、にぎわいと活力が持続するまちを目指す「経済面」、全ての人々が助け合い安心して暮らせるまちを目指す「社会面」、人にも自然にも地球にもやさしいまちを目指す「環境面」を、総合的にバランスよく取り組み、相乗効果を生むことで、持続可能なまちづくりを進めるとされている。

市域は、南北 9.4 km、東西 15.6 km と東西に細長く、面積は 49.41 km<sup>2</sup> とコンパクトであり、商業地と周辺の住宅地が調和した密度の高い良好な市街地が形成され、東西方向に 鉄道（JR、山陽電鉄）、路線バス及びコミュニティバスなどの公共交通機関が充実していることから、神戸や大阪など大都市へのアクセスが良く、質の高いベッドタウンとなっている。

さらに、瀬戸内海の豊かな海や、市西部地域を中心に緑豊かな丘陵や農地が広がり、ため池も数多く点在し、唯一無二の非常に恵まれた自然環境も有している。このような地域特性を有する明石市において、質の高い市街地形成を志向し、ハード（施設整備）の面からまちづくりを規制・誘導し、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定める都市計画の着実な実行は、非常に重要であると考えられる。

また、海をはじめ、川や公園など、市民に潤いとやすらぎを与える豊かな自然環境の保全とともに、ベッドタウンとして生活の質を向上させるため、都市施設と自然環境との調和がとれたまちづくりを進めるための取組も大切である。

道路行政においては、交通渋滞の解消や都市交通の円滑化を図る江井ヶ島松陰新田線道路事業や山手環状線街路事業などの幹線道路の新設や、通学路をはじめ誰もが安全に通行できる道路空間の確保、踏切の安全対策や橋梁の長寿命化修繕などは、安全・安心な市民生活を支える社会基盤に関する取組であり、「住みたい、住み続けたい」まちの実現に向けて、必要不可欠な分野であると考えられる。

また、都市整備行政においては、「あかしSDGs推進計画」を都市計画面から具体化する「明石市都市計画マスタープラン」が令和5年3月に改定され、令和14年度を目標年次として設定されている。上記に記載のとおり、その重要性から計画初期段階で当該計画の推進状況や方向性の確認を行うことは、目標年次における目標達成に向けて意義を有すると考えられる。

このように、明石市の地域特性及び個別計画の策定状況から、都市局都市整備室及び道路安全室の所管する事務事業を、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは意義があると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

## 4 監査の方法

### (1) 監査の視点等

#### ① 事業の有効性

- ・ 実態を踏まえて適切な計画を策定し、成果指標や目標値を設定しているか。
- ・ 社会情勢の変化に対応して、管理方針や管理手法が適切に見直されているか。
- ・ 管理運営が、各種計画の方針等に従い実施されているか。
- ・ 管理運営手法は成果指標や目標値を達成するために効果的か。
- ・ 指定管理者の業務は適切にモニタリングされているか。
- ・ 他の部署との必要な連携や情報共有が図られているか。
- ・ 公平性は確保されているか。

#### ② 事業の経済性・効率性

- ・ 不要な管理が行われていないか。
- ・ 費用対効果の観点で業務の見直しがなされているか。
- ・ 指定管理者の業務との重複はないか。
- ・ 指定管理者の報告が適切に分析され、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 指定管理者の業務について、経済性、効率性に関するモニタリングができてきているか。

#### ③ 事業の合规性

- ・ 管理運営業務は、法律、条例、諸規則及び要綱などに準拠しているか。
- ・ 各種契約は、条例等に沿って行われているか。
- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ その他、事業に係る事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

## (2) 主な監査手続

### ① 都市局都市整備室及び道路安全室が所管する事務事業の概要把握

監査テーマ全体の概要把握のため、必要な資料をもとに、都市局都市整備室及び道路安全室から概要の説明を受けた。また、関連法令、条例、諸規則及び要綱等を入手し、遵守すべき基準等を把握し、関連する明石市の各種計画、統計資料等を閲覧した。他の自治体等との比較を行うため、インターネットにて他自治体の情報収集を行うとともに、公表されている決算統計等各種数値に基づき分析を行った。

### ② 各担当課の事務事業に関する事務手続

必要な資料を入手し、各担当者へのヒアリング及び管理資料その他文書の閲覧を行い、関連法令、条例、諸規則及び要綱等への準拠性を確かめ、管理運営状況と問題点の把握を行った。

### ③ 現地調査

以下の日程にて現地調査を行い、実際の管理運営状況を確認するとともに、問題点の有無を確認した。

担当室	視察日	施設等
都市整備室	8月21日	石ヶ谷公園、石ヶ谷墓園
〃	8月29日	区画整理課（明石市大久保市民センター横）、大久保駅前土地区画整理事業第1工区
道路安全室	9月27日	明石駅前駐車場、指定管理者事務所
都市整備室	11月2日	明石公園菊花展覧会
道路安全室	10月11日	大蔵海岸公園管理事務所、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸多目的広場

## 5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和6年7月1日から令和7年1月21日までの期間にわたり、監査を実施した。

## 6 外部監査の従事者

### (1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士                      本 村      勲

### (2) 包括外部監査人補助者

公 認 会 計 士	岩 井 玄太郎
公 認 会 計 士	大 内 美 香
公 認 会 計 士	福 井 智 士
弁 護 士	中 原 卓 也
中小企業診断士	鈴 木 文 彦

## 7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

## 8 その他

### (1) 金額単位等

金額については、原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てている。また、率その他報告書中の数値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

### (2) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等について、明石市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている場合は、原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

## 第2 包括外部監査対象の概要

### 1 市の概要

#### 1-1 基本情報

明石市は、東経 135 度の日本標準時子午線上にある都市であり、瀬戸内海に面していることから、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができる。また、阪神都市圏と播磨臨海地域、そして海を隔てて淡路・四国と結ぶ位置にあり、海陸交通のうえで重要な拠点となっている。

市の東と北は神戸市と接し、西は加古川市、稲美町、播磨町と接している。市の面積は 49.41 km<sup>2</sup>、周囲は 60.9km となっており、最長距離は、東西 15.6km（海岸線は 15.9km）、南北で 9.4km あり、東西に細長いまちを形成している。



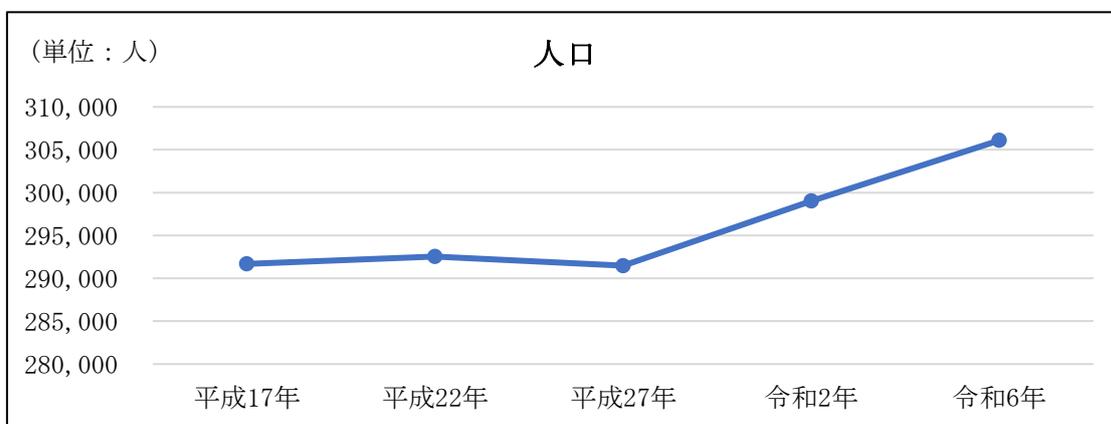
(出典：明石市ホームページ「市のあらまし」)

明石市の人口は平成17年から29万人を少し超える水準で横ばいとなっていたが、平成27年から令和6年現在まで増加している。平成17年から令和6年の各年4月1日現在の人口は下記のとおりである。

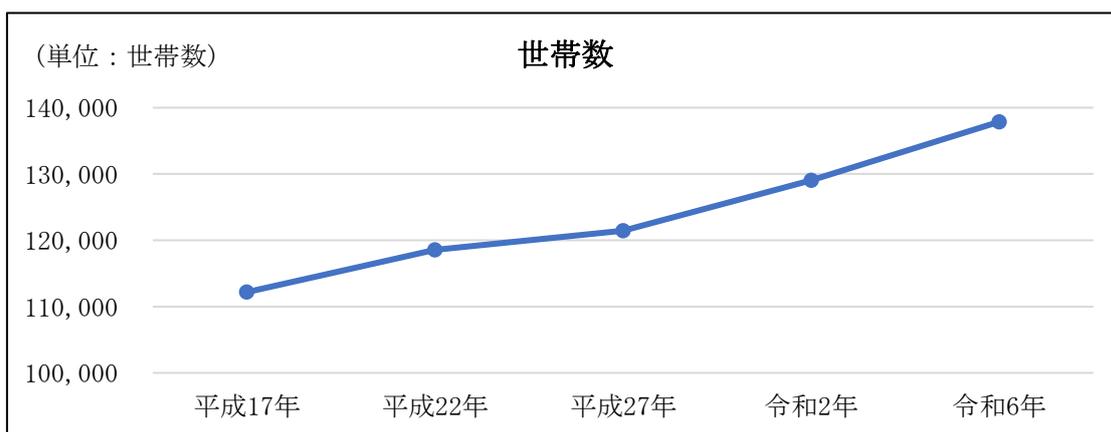
(単位：人)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
人口	291,687	292,550	291,479	299,021	306,091
世帯数	112,176	118,534	121,427	129,052	137,877

(出典：明石市「推計人口」)



(出典：明石市推計人口資料を元に監査人が作成)



(出典：明石市推計人口資料を元に監査人が作成)

また、国立社会保障・人口問題研究所の2020年国勢調査に基づく推計によると、明石市の人口は令和7年の305,438人をピークに減少することが見込まれており、令和12年は300,637人、その後は30万人を下回ることが想定されている。

(単位：人)

年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
将来人口	303,601	305,438	300,637	294,622	287,248	278,846	269,828

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「将来の地域別男女5歳階級別人口」)



## 1-2 市の財政

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳入総額	127,828,220	130,967,862	147,553,156	106,789,503	110,408,643
歳出総額	126,526,263	128,443,773	145,288,790	106,022,561	109,465,606
歳入歳出差引	1,301,957	2,524,089	2,264,366	766,942	943,037
翌年度に繰越すべき財源	260,066	930,761	238,734	81,417	42,117
実質収支	1,041,891	1,593,328	2,025,632	685,525	900,920
単年度収支	-551,437	-432,304	1,340,107	-215,395	-30,387
積立金	637,626	862,718	188,517	316,532	3,385,805
繰上償還金	0	0	0	0	0
積立金取崩し額	800,000	0	0	600,000	400,000
実質単年度収支	-713,811	430,414	1,528,624	-498,863	2,955,418
基準財政収入額	38,188,405	36,495,063	37,619,537	35,736,507	34,605,190
基準財政需要額	52,819,306	50,658,495	48,133,787	45,565,672	43,881,213
標準税収入額等	48,491,149	46,403,290	47,978,409	45,815,452	44,302,015
経常経費充当一般財源等	64,520,610	63,220,855	60,577,558	59,176,038	57,365,692
歳入一般財源等	77,958,494	77,597,886	73,525,683	68,539,097	73,039,017
地方債現在高	114,484,257	118,007,713	120,270,468	119,352,087	120,260,182
うち公的資金	91,424,900	94,990,165	97,468,464	98,206,146	99,804,869
債務負担行為額(支出予定額)	21,175,108	22,531,158	24,842,004	23,368,672	20,914,337
積立金現在高	9,942,179	10,104,553	9,241,835	9,053,318	9,336,786
財政調整基金	1,501,503	1,501,480	1,501,458	1,501,458	1,701,347
減債基金	3,875,492	3,628,592	3,674,444	3,614,686	3,629,927
その他特定目的基金					
実質収支比率	1.6	2.4	3.2	1.1	1.5
経常収支比率	94.1	91.5	94.2	94.5	94.4
(※1)	(98.3)	(98.2)	(102.7)	(102.4)	(103.4)
標準財政規模	66,050,299	67,466,047	62,890,264	60,155,403	58,815,015
財力指数	0.74	0.76	0.78	0.79	0.80
公債費負担比率	14.7	14.8	14.7	15.4	13.9
健全化判断比率					
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	4.0	3.6	3.4	3.0	2.8
将来負担比率	21.0	22.0	25.5	25.5	28.1

※1：経常収支比率の( )内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。

(出典：総務省 地方財政状況調査関係資料を基に監査人が作成)

歳入総額は、主に地方税や地方交付税が増加していることから、総額として増加傾向にある。平成30年度の約33億円の積立金の増加は、土地の売払収入の発生に伴い、当該収入を財政調整基金へ積み立てたことによるものであり、地方債現在高は減少傾向にある。

経常収支比率<sup>1</sup>は94%程度と一定の水準に落ち着いているものの、類似団体(中核市)の平均的な水準は92%程度となっており、この点から、若干財政構造の硬直化が進んでいると言える。

<sup>1</sup> 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

標準財政規模<sup>2</sup>は増加傾向にあり、これは、標準税収入額等や普通交付税額が増加しているためであると考えられる。

財政力指数<sup>3</sup>は低下傾向にある。これは、主に社会福祉費などの基準財政需要額の増加に伴うものであると考えられる。類似団体平均は0.78（令和4年度）であるので、やや下回っている。

将来負担比率<sup>4</sup>は低下傾向にあり、令和4年度で21.0%となっている。これは、計算上の分母である標準財政規模の臨時財政対策債発行可能額が減少したものの、分子である将来負担額の一般会計等に係る地方債現在高や公営企業債に対する繰入見込額などが減少したことによる。

## 1-3 市の行政計画

### (1) 全体像

市のまちづくりを総合的・計画的に推進するための指針となるために、最上位に位置付けられる行政計画として「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」（以下、「推進計画」という。）を策定しており、市民と共有できるまちづくりの目標を定めている。

また、推進計画の方向性に基づいて、優先的に取り組む施策や各分野の主な施策を定めるため、「あかしSDGs前期・後期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」（以下、「戦略計画」という。）を策定している。

---

<sup>2</sup> 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれる。

<sup>3</sup> 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

<sup>4</sup> 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

さらに、各分野の具体的な施策や取組を定めるため、個別計画を策定・改定している。

これら、推進計画、戦略計画及び個別計画に基づき、実施する具体的な事務事業を明らかにした実行計画を年度ごとに策定しており、毎年度、戦略計画に掲げる主な施策の取組状況、推進計画や戦略計画に掲げる数値目標の状況を検証し、次年度の実行計画に反映して、計画の着実な推進を図っている。

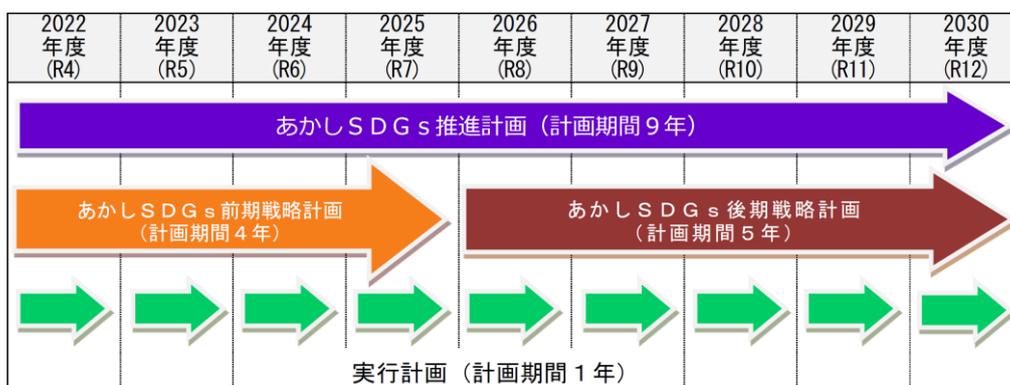
また、社会経済情勢の変化や国及び県の制度改正なども踏まえ、必要に応じて戦略計画や個別計画の見直しにつなげることでしている。なお、後期戦略計画は、推進計画及び前期戦略計画の推進状況を総括した上で、策定することとしている。市の行政計画の全体像は下記のとおりである。



(出典：明石市「あかしSDGs推進計画」)

各計画の計画期間は、推進計画が2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）まで、戦略計画の前期が2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）まで、後期が2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までとなっており、実行計画は1年間となっている。

各計画の計画年数及び年度の関係は下記のとおりである。



(出典：明石市「あかしSDGs推進計画」)

## (2) あかし SDGs 推進計画 (明石市第 6 次長期総合計画)

推進計画では、2030 年のあるべき姿を、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」として定めている。今後のまちづくりを進めるに当たり、下記の 4 つの視点からまちづくりに取り組むこととしている。

No	視点	内容
1	いつまでも (持続可能)	まちの好循環により、明るい未来につながるサステイナブル (持続可能) なまちづくりに取り組みます。
2	すべての人に (誰一人として取り残さない)	年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ (誰一人として取り残さない) なまちづくりに取り組みます。
3	やさしいまち (やさしい社会を明石から)	経済・社会・環境の統合的向上を目指し、ハード・ソフト両面から安心して暮らし続けられるやさしいまちづくりに取り組みます。
4	みんなで (パートナーシップ)	市・市民・事業者などが一丸となってみんなで目標の達成に向けて取り組みます。

(出典：明石市「あかし SDGs 推進計画」)

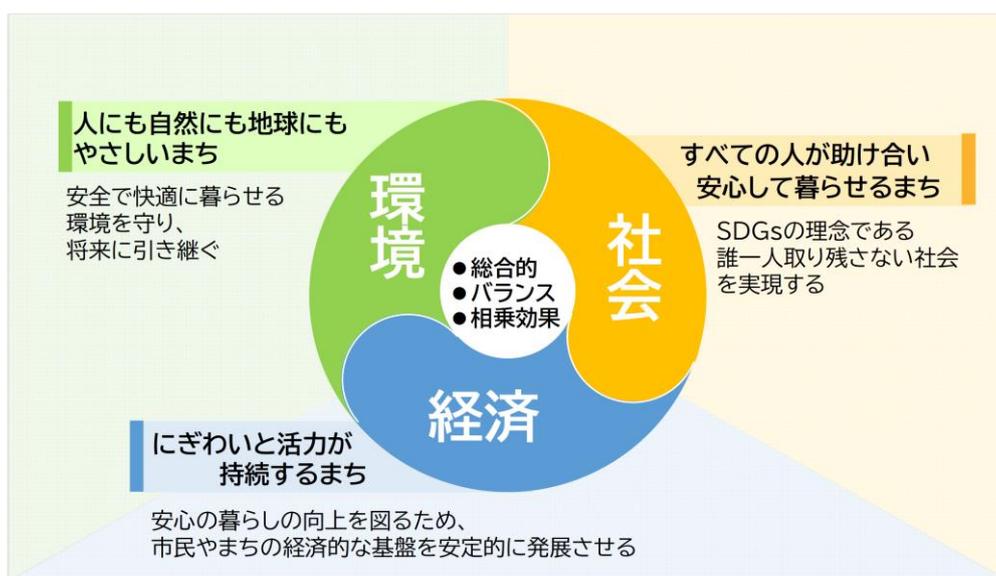
また、まちづくり全体の推進状況を計る 2030 年度 (令和 12 年度) の数値目標として、「明石のまちが住みやすいと思う人の割合 100%」を目指している。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の 2015 年国勢調査に基づく明石市の人口は約 28 万 4 千人と推計されていたが、今後 10 年程度の間人口 30 万人の維持を図るとともに、長期的にも人口減少のスピードをできるだけ緩やかにしつつ、人口構造の安定化を図るため、2030 年度 (令和 12 年度) の人口目標として、30 万人の維持を目指している。



（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

目指すまちの姿の実現に向けては、SDGs の 17 の目標を包含する、経済・社会・環境の三側面のまちづくりを総合的にバランスよく取り組むこと、さらに、相乗効果を生み出せるように取り組むことで、持続可能なまちづくりを推進することとしている。このまちづくりにおける三側面の方向性として経済面では「にぎわいと活力が持続するまち」、社会面では「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」、環境面では「人にも自然にも地球にもやさしいまち」、の実現を目指しており、三側面の関係図は下記のとおりである。



（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

### (3) あかしSDGs 前期・後期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

戦略計画は、推進計画に基づき2030年（令和12年度）のあるべき姿「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に向けた、まちづくりの戦略を定める中期計画となっている。

まちづくりの推進状況を計るため、基本目標として「SDGs 未来安心都市・明石」に関する数値目標を定めるほか、各施策展開に関する重要業績評価指標（KPI）を定めている。前期戦略計画では、計画期間内に達成を目指す、まちづくりの数値目標を下記のとおり設定している。

#### 2025年度の目標

##### ① 住みやすいと思う人の割合      95%

2019年：91.2% → 2025年：95.0% → 2030年：100%

※2030年度の目標を100%として、その中間とします。

##### ② 総人口      30万人

2020年：303,601人 → 2025年：300,000人 → 2030年：300,000人

※2030年までの目標を30万人の維持とします。

（出典：明石市「あかしSDGs 前期戦略計画」）

前期戦略計画は、SDGs の理念を踏まえ、市民一人ひとりに寄り添い、暮らしの安心を一層高めることで、現在のまちの好循環を維持・拡大させるため、経済・社会・環境の三側面の統合的なまちづくりにつながる5つの柱を設定し、重点的な施策を展開している。5つの柱に基づく施策展開については、5つの柱がバランスよく、相互に作用して相乗効果が生まれるように取り組んでいる。また、各施策の実施に当たっても、三側面の調和を図り、一方が悪化することがないこと、さらに、一つの施策で複数の側面に対して効果をもたらすことができるように取り組んでいる。

前期戦略計画で定める5つの柱は下記のとおりである。

No	柱	内容
1	豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める	豊かな自然と共生し、自然と調和の取れたまちづくりを進めることで、より快適で持続可能な暮らしを実現します。
2	笑顔あふれる共生社会をつくる	誰もが住み慣れた地域で自分らしく、社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる笑顔あふれる共生社会づくりを進めます。
3	こどもの育ちをまちのみんなで支える	将来のまちづくりの担い手であり、まちの未来であるこどもの育ちを社会全体で支えます。
4	安全・安心を支える生活基盤を強化する	市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整えます。
5	まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す	まちの宝物を生かし、更に、新たな魅力を生み出して、定住・交流人口を増やすとともに、多様な働き方を実現できる雇用環境づくりや地域経済の循環を推進し、まちの元気につなげます。

(出典：明石市「あかしSDGs 前期戦略計画」)

前期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとに具体的な展開の方向を下記のとおり示している。

施策展開の5つの柱		展開の方向	
柱1	豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める	方向1	脱炭素社会の実現
		方向2	循環型社会の実現
		方向3	自然環境の保全と活用
柱2	笑顔あふれる共生社会（インクルーシブ社会）をつくる	方向1	支え合う地域づくり
		方向2	自分らしく生きることができる社会づくり
		方向3	健康・長寿の推進
柱3	こどもの育ちをまちのみんなで支える	方向1	安心して子育てができる環境の整備
		方向2	一人ひとりに応じた質の高い教育の推進
		方向3	こどもの状況に応じた適切な支援
柱4	安全・安心を支える生活基盤を強化する	方向1	防災・感染症対策の強化
		方向2	日常の安全・安心の確保
		方向3	誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備
柱5	まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す	方向1	地域産業の振興
		方向2	豊かな心を育む文化・芸術の推進
		方向3	まちの魅力を生かした賑わいの創出

(出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」)

#### (4) 実行計画

実行計画は、推進計画、戦略計画及び個別計画に基づいて実施する具体的な事務事業を明らかにして策定している。戦略計画で示す施策展開の5つの柱とその取組内容、事務事業の所管課の関係は下記のとおりである。

No	取組内容	課名
柱1	豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める	
1	再生可能エネルギー活用の推進（再生可能エネルギーへの補助）	環境創造課
2	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービルディング）化の推進	環境創造課
3	公共施設への太陽光発電設備等の導入	環境創造課
4	公共施設での照明設備のLED化の推進	財務室
5	新ごみ処理施設の整備・運営に向けた取組	資源循環課
6	17号池魚住みんな公園の開設	緑化公園課
7	大久保北部市有地の利活用	企画・調整室
8	豊かな海づくりの推進	農水産課、下水道施設課
9	人にも動物にもやさしいまちづくりの推進	あかし動物センター
柱2	笑顔あふれる共生社会（インクルーシブ社会）をつくる	
10	高齢者の地域活動支援の充実	地域共生社会室 高齢者総合支援室
11	高齢者等安否確認事業の実施（（仮称）地域見守りあんしんプロジェクト）	高齢者総合支援室
12	認知症あんしんプロジェクトの推進	高齢者総合支援室
13	地域総合支援センター等における支援体制の充実	地域共生社会室
14	高齢者ふれあいの里のリニューアル	高齢者総合支援室 福祉総務課
15	高齢者・障害者のための人材確保による質の向上と総合的な施設整備の促進	施設人材育成課
16	総合的な終活相談支援の実施	地域共生社会室 生活福祉課 福祉総務課
17	障害のある人に対する合理的配慮の提供・コミュニケーション支援の充実	インクルーシブ推進室 障害福祉課
18	障害児通所支援事業所巡回支援の実施	障害福祉課
19	市民活動サポート事業のリニューアル	コミュニティ・生涯学習課
20	犯罪被害者等に対する支援の充実	市民相談室
21	インクルーシブ施策の推進	インクルーシブ推進室

No	取組内容	課名
22	ジェンダー平等の実現に向けた取組	インクルーシブ推進室
23	LGBTQ+/SOGIE施策の推進	インクルーシブ推進室
24	ヤングケアラーへの支援強化	地域共生社会室 児童生徒支援課
25	ひきこもり相談支援の充実	相談支援課
26	自殺対策の充実	相談支援課
27	DVのない社会に向けた施策の更なる推進	男女共同参画課
柱3	こどもの育ちをまちのみんなで支える	
28	高校生世代への児童	手当の支給 児童福祉課
29	「明石独自の5つの無料化」の継続	児童福祉課 こども育成室 子育て支援課 学校給食課 天文科学館 文化・スポーツ室 <b>緑化公園課</b>
30	こども養育支援の充実	市民相談室
31	出産・子育て応援給付金の支給	児童福祉課 こども健康課
32	産婦健康診査費用の助成	こども健康課
33	風しん対策事業の拡充	保健予防課
34	待機児童対策の実施	こども育成室
35	規公立保育所におけるICT化の推進（保育支援システムの導入）	こども育成室
36	保育所等における医療的ケアの実施	こども育成室
37	病児・病後児保育事業の拡充	こども育成室
38	5歳児発達支援の実施	こども健康課
39	児童虐待相談・支援の取組	明石こどもセンター総務課
40	あかし里親100%プロジェクトの推進	さとおや課
41	こども食堂への支援の充実	子育て支援課
42	小学校の児童数増加に伴う対策	教育企画室 こども育成室
43	食材価格高騰に伴う学校給食費支援	学校給食課
44	明石養護学校におけるスクールバスの導入	学校教育課
45	特別支援教育に係る教職員の資質向上	学校教育課
46	部活動の地域移行に向けた取組	学校教育課
47	明石商業高等学校福祉科の創設	福祉科準備担当 明石商業高等学校事務局
48	こども夢応援プロジェクト事業の実施	児童福祉課

No	取組内容	課名
柱4	安全・安心を支える生活基盤を強化する	
49	新型コロナウイルス感染症対策の取組	保健予防課
50	市民ニーズに応じた多様な視点での避難所の充実	総合安全対策室 福祉総務課 教育企画室
51	災害時要配慮者に対する個別避難計画の作成	福祉総務課
52	消防機能の強化	消防局総務課 情報指令課
53	西明石町・和坂地区の浸水対策	海岸・治水課
54	安全で利便性の高い幹線道路の整備（山手環状線・江井ヶ島松陰新田線）	道路整備課
55	鉄道施設のバリアフリー化（ホームドア設置、踏切の安全対策）	都市総務課 道路整備課
56	公共交通ネットワークの維持	都市総務課
57	安全安心な水道水の供給に向けた水源の確保	水道局経営企画担当 工務担当 浄水担当
柱5	まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す	
58	本のまち明石の取組 ～5図書館プロジェクトの推進～	本のまち推進課 企画・調整室 教育企画室
59	西明石地区活性化に向けた取組	企画・調整室
60	J R 大久保駅前の魅力向上に向けた施設整備	企画・調整室
61	プラネタリウム100周年記念事業の実施	天文科学館
62	大蔵海岸西駐車場への商業施設の誘致	企画・調整室
63	文化芸術のまちづくりの推進	文化・スポーツ室
64	林崎漁港周辺環境改善	農水産課
65	農業経営・新規就農者への支援	農水産課
66	住宅リフォーム費用助成の実施	産業政策課
効率的・効果的な行政運営		
67	SDGsの推進	企画・調整室
68	自治体DX（デジタル改革）の推進	デジタル推進課
69	市役所新庁舎整備に向けた取組	企画・調整室

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

## 2 都市局都市整備室

### 2-1 都市整備室の組織及び事務分掌

都市整備室の組織及び事務分掌は明石市事務分掌規則に基づいており、その内容は下記のとおりである。

#### 【組織】

室	課	係等
都市整備室	都市総務課	総務係 都市計画係 景観係 交通政策係
	緑化公園課	庶務係 公園管理係 公園管理事務所 整備係 墓園係 花と緑の学習園
	区画整理課	補償係 換地係 工務係

#### 【事務分掌】

課	事務
都市総務課	(1) 都市計画全般に関すること。 (2) 住居表示の実施に関すること。 (3) 新たに生じた土地の確認並びに町及び字区域の設定、変更等に関すること。 (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。） (5) 市街地再開発（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (6) 都市景観に関すること。 (7) 明石市都市景観条例（平成4年条例第1号）に係る事務に関すること。 (8) 明石市屋外広告物条例（平成29年条例第61号）に係る事務（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (9) 密集住宅市街地（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (10) 総合交通体系に関すること。 (11) 公共交通の利用促進に関すること。 (12) コミュニティバスの運行に関すること。 (13) 交通政策全般に関すること。 (14) 局及び室の庶務その他局内他室課の所管に属さない事項に関すること。

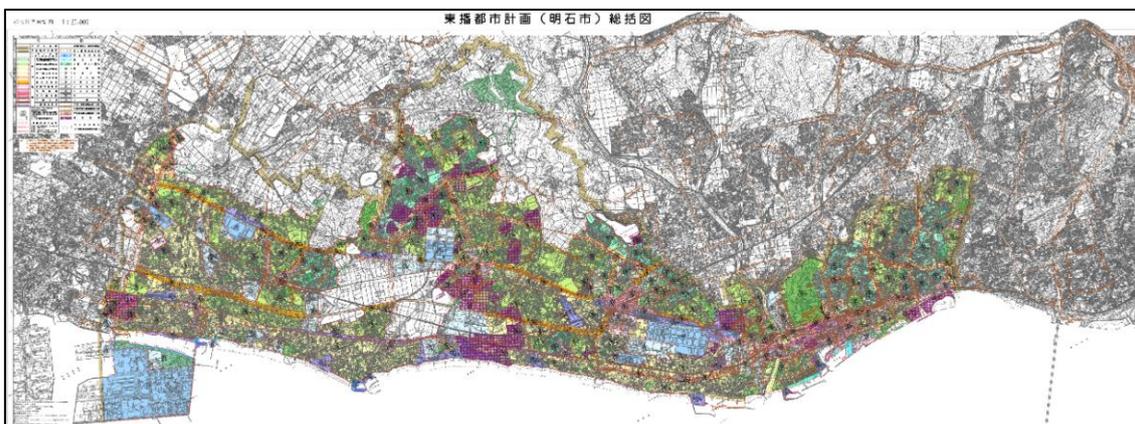
課	事務
緑化公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園（大蔵海岸公園を除く。以下この項において同じ。）を管理する指定管理者の指導に関する事</li> <li>(2) 公園及び緑地の維持管理に関する事</li> <li>(3) 公園及び緑地の占用等許可に関する事</li> <li>(4) 公園愛護会の育成指導に関する事</li> <li>(5) 公園管理事務所の管理運営に関する事</li> <li>(6) 緑の基本計画の推進に関する事</li> <li>(7) 公園及び緑地の技術指導に関する事</li> <li>(8) 都市計画事業（公園、緑地及び墓園に関するもの。）の認可に関する事</li> <li>(9) 公園、緑地及び墓園の建設に関する事</li> <li>(10) 森林法（昭和26年法律第249号）に係る事務に関する事</li> <li>(11) 環境基本条例第4章第2節に規定する保護樹木及び保護樹林に関する事</li> <li>(12) 墓園の管理運営に関する事</li> <li>(13) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく届出等に関する事</li> <li>(14) 花と緑の学習園の管理運営に関する事</li> <li>(15) 緑化の推進に関する事</li> <li>(16) 菊花の事業に関する事</li> </ul>
区画整理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共団体施行土地区画整理事業（以下この項において「事業」という。）の施行に伴う物件の移転に関する事</li> <li>(2) 事業に係る土地区画整理審議会に関する事</li> <li>(3) 事業に係る清算金の徴収等清算事務に関する事</li> <li>(4) 事業用地の管理に関する事</li> <li>(5) 事業に係る事業認可に関する事</li> <li>(6) 事業に伴う土地の評価、仮換地指定及び換地処分に関する事</li> <li>(7) 都市計画法に基づく建築物等の許可（他の所管に属するものを除く。）及び当該許可に係る違反是正命令並びに土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく建築物等の許可等に関する事</li> <li>(8) 事業に係る工事の施行に関する事</li> <li>(9) 個人施行及び組合施行土地区画整理事業の認可、啓発及び促進に関する事</li> <li>(10) 組合施行土地区画整理事業地区（準備段階のものを含む。）の施行に係る指導及び援助に関する事</li> <li>(11) 明石市土地区画整理協会との連絡調整に関する事</li> </ul>

## 2-2 都市整備室の事業の概要

都市局都市整備室は都市総務課、緑化公園課及び区画整理課の3つの所管課で組織されている。

### (1) 都市総務課

都市総務課では、用途地域などの都市計画の決定や都市計画に関する情報提供を行うとともに、地区ごとのまちづくりとして地区計画の導入を支援している（都市計画総務一般事務事業）。この事業では、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図り、市民の安全で快適な生活と機能的な都市活動を確保するとともに、市民に対し、都市計画に関する情報の提供を行うこととしている。



（出典：明石市「明石の都市計画」）

また、地域主体による積極的なまちづくりを進めるため、まちづくり推進事業を実施している。地区計画は、地域主体のまちづくりにおける有効なツールである一方、建築の制限等、私権を制限する側面もあり、素案の策定には慎重かつ入念な合意形成が必要である。そのため、まちづくり組織に対し指導や助言、共同作業などの支援を行い、素案策定を後押ししている。また、住民との協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり活動をすすめる団体への支援として、アドバイザー派遣や活動費助成を行っている。

明石らしい都市景観を形成するため、都市景観形成重要建築物の指定や大規模建築物等の届出、屋外広告物の許可等を行っている（屋外広告物規制事務事業）。この事業により、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害防止を図る取り組みを通して、良好な都市環境の形成につなげている。

また、総合交通計画に基づき、時代の変化に対応した誰もが安全で円滑に移動できる交通体系の確立に向け、交通事業者と連携しながら、バス交通など公共交通の利用促進と利便性向上に取り組んでいる（交通政策事業）。この事業では、公共交通の利便性向上や利用促進施策の実施により、公共交通サービスの維持と拡充を図り、クルマに依存しなくとも暮らせる交通環境を目指すことは、高齢社会やコンパクトシティへのまちづくりに欠かせない要素である、としている。その上で、モビリティ・マネジメントなどにより、クルマから公共交通等への転換を促すことによって、公共交通の利用促進や環境対策につなげることができるような政策を検討している。

上記交通政策に基づき、「交通不便地域の縮減」「移動制約者の移動手段の確保」「環境負荷の軽減」を基本コンセプトとし、西明石以西において、明石市コミュニティバス（たこバス）の運行を行っている（コミュニティ交通運行事業）。この事業では、コミュニティバス（たこバス）が鉄道駅と出発地や目的地とを結ぶ交通として機能することによって、利用しやすい交通ネットワークが形成され、公共交通全体の利用を増やし、クルマの利用を減らすことで、渋滞緩和につなげることを目指している。また、コミュニティバス（たこバス）の運行によって、通院や買い物等など移動制約者の移動を確保するなど、高齢化社会に対応した公共交通の役割を担うこととしている。

当該事業においては、運転手不足に起因する人件費の上昇などにより、運行経費の増加したことに加え、高齢者の無料化や、コロナ禍による利用者の減少の影響で運行収入は減り、補助金が増加している。しかしながら、市民にとって欠かせない交通手段として定着してきていることから、持続可能な事業スキームを検討し、現状の路線の確保・維持に努めていくこととしている。



たこバス



たこバスミニ

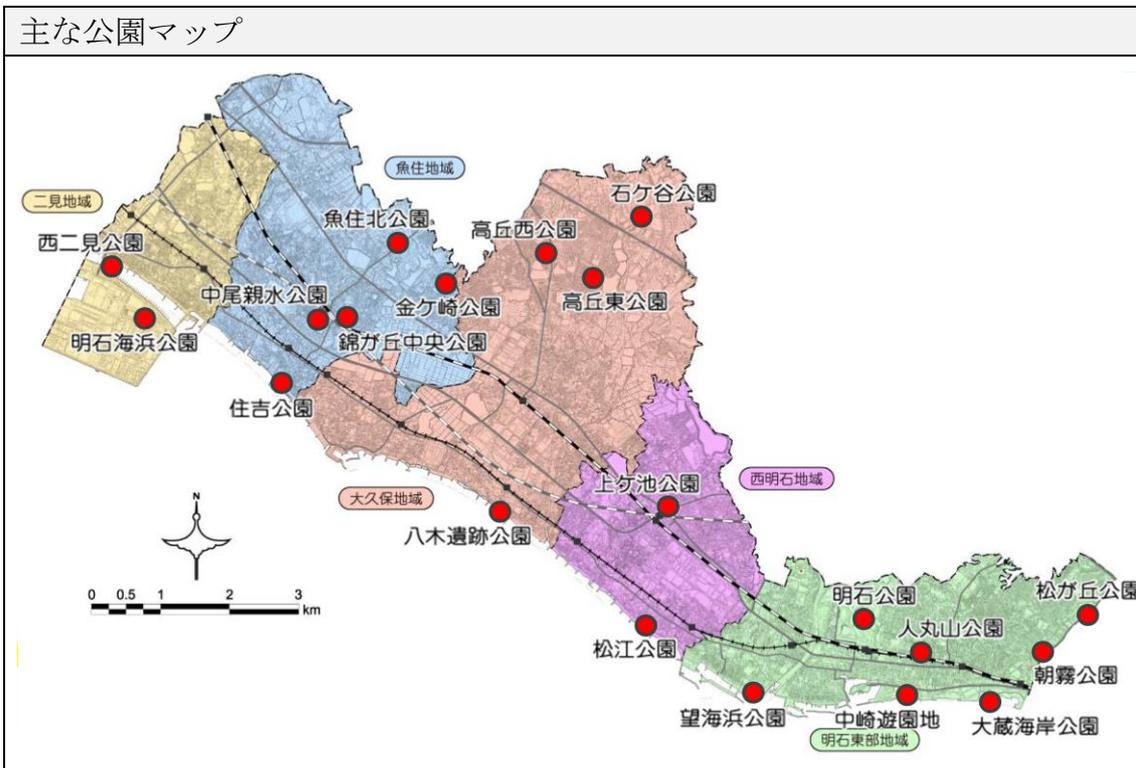
（出典：「明石市 Taco バス路線ご案内全体版」）

## (2) 緑化公園課

緑化公園課では、市内の公園等を利用する不特定多数の市民に対し、公園等を公の施設として供するため適切に保全し、公園利用者が安全で安心して公園施設等を利用できるようにするため、公園維持管理事業を行っている。また、地域のニーズに適合した管理に努め、地域の方々がより一層公園を使用したいと思える魅力ある公園とするための各種取り組みを実施している。この事業では、市内約470箇所の公園や緑地の植栽を含む公園施設を保全するため、直営および業者により、公園施設の修繕業務や剪定・除草業務等を行うほか、公園等の清掃や除草、灌水作業等の日常管理については、地域住民で構成された公園愛護会（約280公園）による活動やシルバー人材センターへの業務委託を実施し、公園等の健全な状態を保持している。

また、都市公園整備事業では、都市環境の改善や防災、良好な景観の形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となるよう、都市公園を整備し、老朽化した公園施設の改築に関する事業を行っている。さらに、都市公園安全・安心対策事業では、公園を利用する市民に対し、都市公園において公園施設の安全性の向上を図るため、使用見込み期間を超え、危険度判定調査等で改善が必要と判断された公園施設の改築・更新を行っている。

明石市の主な公園は下記のとおりである。



<p>松が丘公園</p>	<p>朝霧公園</p>
	
<p>大蔵海岸公園</p>	<p>人丸山公園</p>
	
<p>中崎遊園地</p>	<p>明石公園</p>
	
<p>望海浜公園</p>	<p>上ヶ池公園</p>
	

<p>松江公園</p>	<p>石ヶ谷公園</p>
	
<p>高丘東公園</p>	<p>高丘西公園</p>
	
<p>八木遺跡公園</p>	<p>金ヶ崎公園</p>
	
<p>魚住北公園</p>	<p>錦が丘中央公園</p>
	



(出典：明石市ホームページ「明石の主な公園マップ」)

緑化推進事業では、花と緑に関する相談や園芸講習会及び各種展示会等のイベント開催により、市民の花と緑のまちづくりに対する意識の醸成に繋げ、緑化活動に取り組む市民や団体のボランティアと協働して、緑化の推進を図っている。

菊栽培当事業では、大正15年から始まり、令和5年度で95回目を迎えた「明石公園菊花展覧会」を薫り高い文化的な伝統行事として、栽培技術とともに後世に継承することで文化的で緑豊かなまちづくりを推進するとともに、明石の秋を彩る観光イベントとしてまちの活性化に寄与している。

墓園維持管理事業では、石ヶ谷墓園利用者に対し、快適な墓参環境を提供するため、施設の運営及び維持管理を行っている。具体的な業務は以下の通りである。

- ①墓園内の清掃、ごみの収集運搬、草刈、薬剤散布、剪定を直営及び委託で行っている。
- ②老朽化した施設等（水道・園路等）の補修等工事を順次行っている。
- ③お盆・お彼岸時に混雑する墓参車両の整理のため、臨時ゲートに出口を設置し、交通誘導警備を行っている。
- ④一般墓地と合葬式墓地の使用者募集を行っている。
- ⑤一般墓地使用者の住所又は存命を調査し、死亡の場合は、遺族への承継依頼を行っている。

### **（3）区画整理課**

区画整理課では、土地区画整理法に基づく事業区域内の建築行為等の許可及び都市計画法に基づく建築許可、並びに仮換地証明等の各種証明書の発行等の業務を行っている。また、事業計画の策定、変更等の際には「広報あかし」を通じて市民への情報提供を行っている。

具体的に、大久保駅前東西工区土地区画整理事業では、大久保駅前の道路や公園などの公共施設の整備と良好な市街地形成を図り、まちの賑わいを高めるとともに、市民の安全・安心な暮らしの実現を目指している。

また、組合土地区画整理事業において、土地区画整理組合への財政的支援及び技術的支援を通じて、地権者の事業化意欲を高め、施行地区の増加を図っている。また、財政的支援の効果として、グレードの高い都市基盤整備が期待でき、良好な市街地形成に寄与している。

## 2-3 都市整備室に係る歳入・歳出の状況

### (1) 歳入

都市整備室の課別の繰越を含む歳入の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般会計		特別会計	
	予算	決算	予算	決算
都市総務課				
令和元年度	5,115	2,006	-	-
令和2年度	2,110	1,769	-	-
令和3年度	2,100	1,372	-	-
令和4年度	2,000	1,647	-	-
令和5年度	1,525	1,305	-	-
緑化公園課				
令和元年度	280,889	192,819	86,174	97,998
令和2年度	314,421	208,344	88,100	66,266
令和3年度	360,009	248,322	80,159	68,659
令和4年度	297,822	268,040	75,215	73,762
令和5年度	148,053	135,956	72,664	62,544
区画整理課				
令和元年度	150,600	119,015	-	-
令和2年度	76,197	62,861	-	-
令和3年度	131,074	124,798	-	-
令和4年度	70,031	74,914	27,800	23,307
令和5年度	40,200	18,930	2,924	866

(出典：所管課入手資料を基に監査人が作成)

都市総務課は令和元年度に明石市総合交通計画の見直し業務に関する社会資本整備総合交付金3百万円を当初予算として計上していた。

緑化公園課の一般会計のうち、緑豊かな安心・安全のまちづくりのための社会資本整備総合交付金の予算額は199百万円(令和元年度)、238百万円(令和2年度)、275百万円(令和3年度)、204百万円(令和4年度)、54百万円(令和5年度)であり、特別会計は石ヶ谷墓園整備事業である。

区画整理課の一般会計のうち、大久保駅前東西工区土地区画整理のための社会資本整備総合交付金の予算額は150百万円(令和元年度)、76百万円(令和2年度)、131百万円(令和3年度)、67百万円(令和4年度)、35百万円(令和5年度)であり、特別会計は土地区画整理事業清算金である。

## (2) 歳出

都市整備室の課別の繰越を含む歳出の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般会計		特別会計	
	予算	決算	予算	決算
都市総務課				
令和元年度	452,584	298,624	-	-
令和2年度	482,683	370,722	-	-
令和3年度	374,000	342,995	-	-
令和4年度	368,946	288,903	-	-
令和5年度	421,468	375,889	-	-
緑化公園課				
令和元年度	1,025,741	775,672	55,784	33,369
令和2年度	1,081,689	796,840	60,770	47,900
令和3年度	1,164,042	894,252	68,092	30,143
令和4年度	1,129,701	1,007,577	57,474	38,468
令和5年度	681,470	619,577	50,401	34,223
区画整理課				
令和元年度	609,732	388,472	-	-
令和2年度	324,638	189,267	-	-
令和3年度	370,929	334,475	-	-
令和4年度	196,397	147,571	27,800	26,229
令和5年度	139,030	86,624	2,924	2,922

(出典：所管課入手資料を基に監査人が作成)

都市総務課は、コミュニティバス（たこバス）交通運行事業の予算額は184百万円（令和元年度）、217百万円（令和2年度）、261百万円（令和3年度）、260百万円（令和4年度）、256百万円（令和5年度）となっている一方で、ホーム柵設置による補助金の交付等をする交通政策事業の予算額は244百万円（令和元年度）、235百万円（令和2年度）、93百万円（令和3年度）、84百万円（令和4年度）、150百万円（令和5年度）となっている。

緑化公園課の一般会計のうち、17号池魚住みんな公園の整備の予算額は342百万円（令和元年度）、465百万円（令和2年度）、511百万円（令和3年度）、478百万円（令和4年度）、70百万円（令和5年度）であり、特別会計は石ヶ谷墓園整備事業である。

区画整理課の一般会計のうち、大久保駅前東西工区土地区画整理事業の予算額は581百万円（令和元年度）、277百万円（令和2年度）、320百万円（令和3年度）、192百万円（令和4年度）、137百万円（令和5年度）であり、特別会計は土地区画整理事業清算金である。

## 2-4 都市整備室に関する計画

### (1) 都市整備室全般

都市整備室が関係する戦略計画で示す施策展開の5つの柱とその取組内容、事務事業の関係は下記のとおりである。

No	項目	課名
柱1 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める		
6	17号池魚住みんな公園の開設	緑化公園課
柱3 こどもの育ちをまちのみんなで支える		
29	「明石独自の5つの無料化」の継続	児童福祉課 こども育成室 子育て支援課 学校給食課 天文科学館 文化・スポーツ室 緑化公園課
柱4 安全・安心を支える生活基盤を強化する		
55	鉄道施設のバリアフリー化（ホームドア設置、踏切の安全対策）	都市総務課 道路整備課
56	公共交通ネットワークの維持	都市総務課

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

## (2) 都市総務課

都市総務課は、施策展開の5つの柱及び具体的な展開の方向のうち、「柱4 安全・安心を支える生活基盤を強化する」の「展開の方向3 誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備」に基づいて事務事業を実施しており、その内容は下記のとおりである。

施策展開の柱4	安全・安心を支える生活基盤を強化する
市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整えます。そのため、防災・感染症対策の強化や、日常の安全・安心の更なる確保のほか、誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備に取り組みます。	
展開の方向3	誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備
<p>【主な施策】(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのまちづくり (ホームドアの設置、山陽電鉄バリアフリー化の促進など)</li> <li>・公共交通ネットワークの維持・充実(たこバスの利便性の向上など)</li> <li>・交通安全施設の充実 (南畑踏切・板額踏切等の踏切の安全対策、通学路を中心とした歩道整備など)</li> </ul>	
<p>【K P I】</p> <p>指標：バリアフリー対策済の駅数          現状値：11 駅 (2020 年度)          目標値：13 駅 (2025 年度)</p>	
<p>【関連する個別計画】(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン</li> <li>・総合交通計画</li> <li>・みちビジョン</li> </ul>	

(出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」)

実行計画 No. 55	鉄道施設のバリアフリー化（ホームドア設置、踏切の安全対策）
<p><b>【趣旨・目的】</b>  JR西日本との協定に基づき、障害者や高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に鉄道を利用できるよう、市内鉄道駅へのホームドアの設置や南畑踏切へのエレベーター付横断歩道橋の整備などの安全対策を進める。</p> <p><b>【事業の内容】</b>  （ホームドア設置の促進）</p> <p>○設置工事への補助  JR西日本が実施するホームドア設置工事に対して、補助金を交付する。  （負担割合：国13、県16、市16）</p> <p>○JR西明石駅（5・6番線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：2018年度～2023年度</li> <li>・供用開始：2023年度（予定）</li> <li>・概算事業費：約17億6,100万円</li> <li>・種別：昇降式ホーム柵</li> <li>・2023年度：設置工事費296,346千円  （うち明石市49,391千円）</li> </ul> <p>○JR明石駅（1・2番線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：2021年度～2025年度</li> <li>・供用開始：2025年度（予定）</li> <li>・概算事業費：約10億4,300万円（設計により決定）</li> <li>・種別：昇降式ホーム柵</li> <li>・2021年度：詳細設計費35,000千円  （うち明石市5,833千円）</li> </ul> <p>※2022年度は、2021年度事業を繰り越して継続実施。  ※2023年度以降の設置工事費は、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用するため、市負担はなし。</p>	

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

実行計画 No. 56	公共交通ネットワークの維持
<p><b>【趣旨・目的】</b>          コロナ禍により、路線バス利用者が大幅に減少した影響を踏まえ、引き続き交通ネットワークの維持を図るため、国・県・沿線市町と協調して実施している路線バス運行補助の対象路線を追加するほか、主に補助対象路線の運行に供する車両減価償却費等に対して補助を拡充する。</p> <p><b>【事業の内容】</b>          複数市町間を跨る路線で、運行回数が3回/日以上、輸送量が15～150人日、経常赤字が見込まれる路線に対し、国、県、沿線市町で協調補助を行う。</p> <p>○補助対象路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土山駅－母里</li> <li>・土山駅－上新田北</li> <li>・明石駅前－社</li> <li>・明石駅前－名谷駅前</li> <li>・明石駅前－土山駅 2023 新規補助対象路線)</li> </ul> <p>○補助申請額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行補助：27,615 千円            (うち実質市負担：1,841 千円)</li> <li>・車両減価償却費：1,436 千円 (3両分)            (うち実質市負担：96 千円)</li> </ul>	

(出典：明石市「2023 年度 (令和 5 年度) 実行計画」)

### (3) 緑化公園課

緑化公園課は、施策展開の5つの柱及び具体的な展開の方向のうち、「柱1 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める」の「展開の方向3 自然環境の保全と活用」及び「柱3 こどもの育ちをまちのみんなで支える」の「展開の方向1 安心して子育てができる環境の整備」に基づいて事務事業を実施しており、その内容は下記のとおりである。

施策展開の柱1	豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める
豊かな自然と共生し、自然と調和の取れたまちづくりを進めることで、より快適で持続可能な暮らしを実現します。そのため、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた取組を進めるほか、豊かな自然環境の保全と活用に取り組みます。	
展開の方向3	自然環境の保全と活用
<b>【主な施策】</b> （抜粋） ・緑の保全と活用 （ため池を活用した17号池魚住みんな公園の整備、工場緑地率の緩和と市内緑化への取組など）	
<b>【KPI】</b> 指標：市民一人当たりの公園面積 現状値：7.14 m <sup>2</sup> /人（2021年4月1日） 目標値：7.35 m <sup>2</sup> /人（2026年4月1日）	
<b>【関連する個別計画】</b> （抜粋） ・緑の基本計画	

（出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」）

実行計画 No. 6	17号池魚住みんな公園の開設
<p><b>【趣旨・目的】</b>  市民の健康増進や住みやすい都市環境づくりのため、「みんなにやさしい運動公園」をコンセプトに、みんなが利用できるグラウンドを整備することに加え、インクルーシブな空間としてみんなが楽しめる広場を整備する。</p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>○公園の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称：17号池魚住みんな公園</li> <li>・事業規模：約8haのため池のうち、約5.4haを公園整備</li> <li>・供用開始：2023年度4月末頃を予定</li> <li>・自然環境を活かした公園  ため池の一部を活用することで、過去からの自然環境を維持した公園整備を実施。</li> <li>・インクルーシブな空間の創出  老若男女、障害の有無に関わらず、みんなが楽しめ憩える、約2,500㎡の「みんな広場」を整備し、合わせてインクルーシブ遊具を設置する。</li> <li>・周遊路の整備  ため池の堤体を利用して歩道橋を架設することで、周遊路を整備する。</li> </ul> <p>○公園を活用したイベントの実施</p>	

(出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」)

施策展開の柱 3	こどもの育ちをまちのみんなで支える
将来のまちづくりの担い手であり、まちの未来であるこどもの育ちを社会全体で支えます。そのため、安心して子育てができる環境の整備のほか、一人ひとりに応じた質の高い教育の推進や、こどもの状況に応じた適切な支援の充実に取り組みます。	
展開の方向 1	安心して子育てができる環境の整備
<p>【主な施策】（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てにかかる無料化施策等の推進</li> </ul> <p>（18歳までのこども医療費無料化、中学校給食無料化、第2子以降保育料無料化、公共施設利用料無料化、おむつ定期便（生後3か月～満1歳まで）など）</p>	
<p>【K P I】</p> <p>指標：出生数</p> <p>現状値：2,692人（2020年）</p> <p>目標値：3,000人（2025年）</p>	

（出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」）

実行計画 No. 29	「明石独自の5つの無料化」の継続
<p>【趣旨・目的】</p> <p>これからも「こどもを核としたまちづくり」を推進するため、子育てにかかる経済的な負担軽減を図る取組として「明石独自の5つの無料化（所得制限なし）」を継続する。</p>	
<p>【事業の内容】（抜粋）</p> <p>○公共施設の入場料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天文科学館（高校生以下）</li> <li>・文化博物館（中学生以下）</li> <li>・明石海浜プール（市内に居住又は通学する小学生以下）</li> <li>・ハレハレ（市内の小学生以下のこどもとその保護者）</li> </ul>	

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

### 3 都市局道路安全室

#### 3-1 道路安全室の組織及び事務分掌

道路安全室の組織及び事務分掌は明石市事務分掌規則に基づいており、その内容は下記のとおりである。

##### 【組織】

室	課	係等
道路安全室	道路総務課	総務係 用地管理係 利用調整係
	道路整備課	計画係 維持係 保全係 建設係
	海岸・治水課	海岸係 総合治水係
	交通安全課	安全係 駐車・駐輪対策係

##### 【事務分掌】

課	事務
道路総務課	(1) 市道の路線認定等に関すること。 (2) 市道事故に係る処理に関すること。 (3) 公共用地の取得事務等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に係る事務に関すること。 (5) 国土利用計画法に係る事務に関すること。 (6) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく閲覧に関すること。 (7) 課に属する市有財産の管理及び処分に関すること。 (8) 道路台帳の整備に関すること。 (9) 市道等の境界明示に関すること。 (10) 開発に伴う道路計画の指導に関すること。 (11) 道路用地の寄付受納に関すること。 (12) 道路の占用及び掘削に関すること。 (13) 車両制限令（昭和36年政令第265号）に係る事務に関すること。 (14) 環境基本条例第5章第4節に規定する道路等の保全に関すること。 (15) 道路環境の向上に関すること。

課	事務
	(16) 資材倉庫の管理に関する事 (17) 室の庶務その他室内他課の所管に属さない事項に関する事
道路整備課	(1) 道路の整備、維持及び管理に関する事 (2) 都市計画道路（他の所管に属するものを除く。）及び駅前広場等（以下この項において「都市計画道路等」という。）の事業認可及び整備に関する事 (3) 都市計画道路等に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく建築物等の許可及び当該許可に係る違反是正命令に関する事 (4) 道路整備（他の所管に属するものを除いたもので、実施路線に係るものに限る。）に係る事業残地及び都市計画道路等（未着工路線に係るものに限る。）の事業用地の管理に関する事 (5) 交通安全施設の整備、維持及び管理に関する事 (6) 狭あい道路整備に関する事 (7) 電線類の地中化整備に関する事 (8) 道路整備（他の所管に属するものを除く。）に係る鉄道事業者との協議及び調整に関する事 (9) 道路の受託工事に関する事 (10) 作業用資材（自動車等を含む。）の保管に関する事 (11) 道路及び橋梁の災害復旧工事に関する事
海岸・治水課	(1) 海岸整備事業に関する事 (2) 明石港再整備に関する事 (3) 海浜の利用及び海浜利便施設の管理運営に関する事 (4) 中崎みなと公園及び明石市本町浮棧橋の管理運営に関する事 (5) 大蔵海岸公園、大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場及び明石市立大蔵海岸多目的広場の管理運営に関する事 (6) 環境基本条例に基づく夜間花火規制（海岸部に限る。）に関する事 (7) 水難救護法（明治32年法律第95号）に基づく漂流物等に関する事 (8) 公有水面埋立の諮問に関する事 (9) 港湾に係る統計調査に関する事

課	事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 総合治水に関すること。</li> <li>(11) 海岸の防潮門扉及び河川の樋門の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(12) 河川及び水路の改修、維持及び管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(13) 水路の災害復旧工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(14) 土木受託事業（工事）に関すること。</li> <li>(15) その他海岸及び港湾に関すること。</li> </ul>
交通安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通安全施策の調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</li> <li>(2) 放置自転車対策に関すること。</li> <li>(3) 明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和63年条例第2号）の管理及び路外駐車場の届出に関すること。</li> <li>(4) 公共駐車場（他の所管に属するものを除く。）の設置及び管理に関すること。</li> </ul>

## 3-2 道路安全室の事業の概要

都市局道路安全室は道路総務課、道路整備課、海岸・治水課及び交通安全課の4つの所管課で組織されている。

### (1) 道路総務課

道路総務課では、市道の認定及び維持管理等を適正に実施するとともに、室・課内の円滑な調整に関する業務を所管している（土木総務一般事務事業）。

また、事業課の依頼に基づき事業用地を取得し、公共事業の促進を図り、道路総務課所管の土地（道路以外）の管理業務を行っている（用地対策事業）。この事業では、公共用地の取得及び補償業務や国土利用計画法に基づく申請受付事務や、公有地の拡大の促進に関する法律に基づく申請受付事務などを所管している。

また、旧土地開発公社保有土地管理事業として、明石市土地開発公社から代物弁済として譲り受けた土地の管理を行っている。代物弁済として譲り受けた土地については、これまで可能なものは売却等の処分をしてきたため、現在は処分困難な土地が残っている状況であり、今後、適正に管理を行いながら適宜、処分等を進めていく方針である。

また、道路環境向上事業として、道路上の不法占用物や違反広告物を除却し、安全確保を図るとともに美化に努めることで道路環境の向上に努めている。

さらに、道路管理（一般）事務事業として、土地（民有地及び市道路用地）の境界を明確にするほか、道路内に民有地が存在することが判明した際、寄附や買収により権原を取得し、未登記道路の解消を図っている。また、国から必要な里道の譲与を受け、街区基準点の管理を行っている。さらに、道路台帳を整備するとともに、道路管理に万全を期し、市道上での万一の事故に備えている。

## (2) 道路整備課

道路整備課では、山手環状線、江井ヶ島松陰新田線などの幹線道路をはじめとする道路整備により、市民生活の利便性向上や交通の円滑化・安全性の向上を図っている。

また、幅員4m未満の市道、里道など公道に接道して建築される場合は、法律により、道路の中心から2m後退することになっており、この後退された用地を市で買い取り、市道として狭あい道路を整備する事業（狭あい道路整備事業）を行っている。

また、街路灯新設・維持管理事業や道路維持補修事業、街路樹維持管理事業、交通安全施設整備事業を通じて、明石市の道路施設の予防保全と維持管理全般を担っている。



### 【整備中】

- ⑫ 江井ヶ島松陰新田線
- ⑬ 長坂寺線
- ⑭ 山手環状線（大窪工区）
- ⑮ 南畑踏切安全対策事業

### (3) 海岸・治水課

市内海岸における海浜利便施設等の維持管理、夜間花火禁止の啓発活動や海岸モニター制度の運営など、海岸を安全に安心して利用できるための取り組みを行っている。

具体的に、海岸施設維持管理事業では、大蔵海岸及び各海岸休憩施設を市民が快適に利用できるように維持管理を行うとともに海浜利用者の安全を確保するため、以下のような業務を行っている。

- ① 海岸施設等管理業務
- ② 安全対策工事等
- ③ 海浜利便施設等パトロール及び補修業務
- ④ 海岸利用の活性化
- ⑤ 海岸施設維持補修

また、安全・安心な海岸づくり事業では、海岸利用者のマナー向上を推進する取り組みを中心に、地域や海岸モニターからの情報も活用し、安全に安心して、多くの利用者が親しめる海岸づくりを進めていくとともに、海岸利用に関する啓発活動を実施している。



(出典：大蔵海岸 監査人撮影)

### (4) 交通安全課

交通安全課は、駐車・駐輪対策係と安全係があり、それぞれ下記のような業務を実施している。

<駐車・駐輪対策係>

放置自転車等の整理・移動や、自転車利用者へ啓発活動を行い、市民がより安全・安心に暮らせるよう、交通環境や生活環境の改善に向けた取り組みを進めている。

また、市内の駐車場に関する届出の受理や指導管理のほか、明石駅前立体駐車場や鉄道各駅周辺を中心とした公共駐輪場の整備・管理運営を行っている。

<安全係>

四季の交通安全運動の推進や各種の交通安全啓発を行うとともに、交通安全教育として、地域や各学校・園などでの交通安全教室、DVD貸出等を行っている。また、明石市交通安全対策会議の開催や、明石市交通安全計画などを作成している。

### 3-3 道路安全室に係る歳入・歳出の状況

#### (1) 歳入

道路安全室の課別の繰越を含む歳入の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般会計		特別会計	
	予算	決算	予算	決算
道路総務課				
令和元年度	457,599	476,321	-	-
令和2年度	397,646	411,116	-	-
令和3年度	437,327	438,415	-	-
令和4年度	407,699	409,248	-	-
令和5年度	403,904	452,662	-	-
道路整備課				
令和元年度	624,335	361,077	-	-
令和2年度	843,685	471,050	-	-
令和3年度	1,229,143	781,875	100	68
令和4年度	1,592,688	1,060,059	1,174,000	69,439
令和5年度	1,464,009	1,208,483	1,018,400	568,652
海岸・治水課				
令和元年度	94,776	100,440	-	-
令和2年度	128,135	132,280	-	-
令和3年度	111,046	111,790	-	-
令和4年度	116,424	110,171	-	-
令和5年度	115,924	109,794	-	-
交通安全課				
令和元年度	139,720	136,420	-	-
令和2年度	117,926	117,716	-	-
令和3年度	117,306	118,868	-	-
令和4年度	117,798	129,908	-	-
令和5年度	136,298	139,666	-	-

(出典：所管課入手資料を基に監査人が作成)

道路総務課の主な歳入の決算額は道路占用料となっており、毎年度 360 百万円程度となっている。その他、土地の貸付収入が 40 百万円（令和元年度）、17 百万円（令和 2 年度）、16 百万円（令和 3 年度）、16 百万円（令和 4 年度）、22 百万円（令和 5 年度）となっており、売払収入が 54 百万円（令和元年度）、12 百万円（令和 2 年度）、39 百万円（令和 3 年度）、7 百万円（令和 4 年度）、41 百万円（令和 5 年度）となっている。

道路整備課の主な歳入の決算額は国庫支出金であり、そのうち交通安全施設整備費補助金は 245 百万円（令和元年度）、314 百万円（令和 2 年度）、406 百万円（令和 3 年度）、452 百万円（令和 4 年度）、548 百万円（令和 5 年度）となっており、社会資本整備総合交付金は 69 百万円（令和元年度）、108 百万円（令和 2 年度）、327 百万円（令和 3 年度）、563 百万円（令和 4 年度）、615 百万円（令和 5 年度）となっている。特別会計は公共用地取得事業で、主な歳入の決算額は江井ヶ島松陰新田線道路事業用地及び山手環状線・大久保石ヶ谷線（大窪工区）先行取得用地の買戻しに伴う土地売払収入となっており、68 百万円（令和 4 年度）、567 百万円（令和 5 年度）となっている。

海岸・治水課の主な歳入の決算額は海浜利便施設駐車場等の使用料であり、63 百万円（令和元年度）、77 百万円（令和 2 年度）、74 百万円（令和 3 年度）、72 百万円（令和 4 年度）、71 百万円（令和 5 年度）となっている。

交通安全課の主な歳入の決算額は明石駅前の立体自動車駐車場の使用料及び放置自転車等の移動・保管料の手数料が 109 百万円（令和元年度）、91 百万円（令和 2 年度）、90 百万円（令和 3 年度）、103 百万円（令和 4 年度）、112 百万円（令和 5 年度）、明石駅及び西明石駅の自転車及びバイクの駐車場施設の財産貸付収入が毎年度 25 百万円となっている。

## (2) 歳出

道路安全室の課別の繰越を含む歳出の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般会計		特別会計	
	予算	決算	予算	決算
道路総務課				
令和元年度	28,110	15,119	-	-
令和2年度	28,227	14,774	-	-
令和3年度	32,579	17,234	-	-
令和4年度	24,938	19,090	-	-
令和5年度	22,381	16,239	-	-
道路整備課				
令和元年度	2,381,256	1,570,820	-	-
令和2年度	3,044,781	1,817,474	-	-
令和3年度	3,915,441	2,539,298	2,050,000	397,729
令和4年度	4,835,614	3,075,815	1,379,039	566,365
令和5年度	4,727,774	3,583,983	510,648	276,713
海岸・治水課				
令和元年度	308,332	278,611	-	-
令和2年度	536,685	416,746	-	-
令和3年度	590,850	498,702	-	-
令和4年度	530,861	478,982	-	-
令和5年度	451,106	407,182	-	-
交通安全課				
令和元年度	86,800	82,031	-	-
令和2年度	93,401	85,579	-	-
令和3年度	91,584	86,275	-	-
令和4年度	103,443	94,148	-	-
令和5年度	88,017	78,661	-	-

(出典：所管課入手資料を基に監査人が作成)

道路総務課の主な歳出の決算額は委託料となっており、そのうち道路台帳整備業務の委託料が7百万円（令和元年度）、6百万円（令和2年度）、5百万円（令和3年度）、8百万円（令和4年度）、8百万円（令和5年度）となっている。

道路整備課の主な歳出の決算額は土木費となっており、そのうち交通安全施設整備事業等の交通安全施設整備費が587百万円（令和元年度）、762百万円（令和2年度）、1,027百万円（令和3年度）、1,077百万円（令和4年度）、1,235百万円（令和5年度）、道路維持補修事業等の道路維持費が519百万円（令和元年度）、584百万円（令和2年度）、522百万円（令和3年度）、542百万円（令和4年度）、514百万円（令和5年度）、江井ヶ島松陰新田線道路事業等の道路新設改良費が155百万円（令和元年度）、254百万円（令和2年度）、279百万円（令和3年度）、287百万円（令和4年度）、361百万円（令和5年度）となっている。特別会計は公共用地取得事業で、歳出の決算額は江井ヶ島松陰新田線道路事業用地及び山手環状線・大久保石ヶ谷線（大窪工区）先行取得用地の買戻しに伴う土地売却収入となっており、397百万円（令和3年度）、566百万円（令和4年度）、276百万円（令和5年度）となっている。

海岸・治水課の主な歳出の決算額は海岸施設の維持管理や河川費等の土木費であり、278百万円（令和元年度）、416百万円（令和2年度）、497百万円（令和3年度）、478百万円（令和4年度）、406百万円（令和5年度）となっている。

交通安全課の主な歳出の決算額は放置自転車対策事業や明石駅前駐車場維持管理事業等の土木費であり、82百万円（令和元年度）、85百万円（令和2年度）、86百万円（令和3年度）、91百万円（令和4年度）、78百万円（令和5年度）となっている。

### 3-4 道路安全室に関する計画

#### (1) 道路安全室全般

道路安全室が関係する戦略計画で示す施策展開の5つの柱とその取組内容、事務事業の関係は下記のとおりである。

No	項目	課名
柱4 安全・安心を支える生活基盤を強化する		
53	西明石町・和坂地区の浸水対策	海岸・治水課
54	安全で利便性の高い幹線道路の整備（山手環状線・江井ヶ島松陰新田線）	道路整備課
55	鉄道施設のバリアフリー化（ホームドア設置、踏切の安全対策）	都市総務課 道路整備課

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

## (2) 道路整備課

道路整備課は、施策展開の5つの柱及び具体的な展開の方向のうち、「柱4 安全・安心を支える生活基盤を強化する」の「展開の方向3 誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備」に基づいて事務事業を実施しており、その内容は下記のとおりである。

施策展開の柱4	安全・安心を支える生活基盤を強化する
市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整えます。そのため、防災・感染症対策の強化や、日常の安全・安心の更なる確保のほか、誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備に取り組みます。	
展開の方向3	誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備
<p><b>【主な施策】</b>（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインのまちづくり （ホームドアの設置、山陽電鉄バリアフリー化の促進など）</li> <li>・交通安全施設の充実 （南畑踏切・板額踏切等の踏切の安全対策、通学路を中心とした歩道整備など）</li> <li>・安全で利便性の高い幹線道路・橋梁の整備 （江井ヶ島松陰新田線、山手環状線大窪工区、道路・橋梁の適切な維持管理など）</li> </ul>	
<p><b>【K P I】</b></p> <p>指標：バリアフリー対策済の駅数          現状値：11 駅（2020 年度）          目標値：13 駅（2025 年度）</p>	
<p><b>【関連する個別計画】</b>（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン</li> <li>・総合交通計画</li> <li>・みちビジョン</li> <li>・緑の基本計画</li> </ul>	

（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

実行計画 No. 54	安全で利便性の高い幹線道路の整備（山手環状線・江井ヶ島松陰新田線）
<p><b>【趣旨・目的】</b> 交通渋滞の解消や都市交通の円滑化など道路機能の向上及び周辺の土地利用増進などを図るため、幹線道路の整備を進める。</p> <p><b>【事業の内容】</b></p> <p>○山手環状線（大窪工区） JR西明石駅圏とJR大久保駅圏を結ぶ環状道路であり、国道2号の渋滞緩和及び安全で快適な通学路の確保を図るため、未整備となっている大窪工区の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長：700m</li> <li>・事業期間：2020年度～2026年度</li> <li>・2023年度：埋蔵文化財調査、用地買収、物件移転補償等</li> <li>・事業費：総事業費約36億円</li> </ul> <p>2023年度 1,264,951千円</p> <p>○江井ヶ島松陰新田線 大久保北部と神戸市西区を結ぶ幹線道路であり、国道2号や県道神戸明石線の渋滞緩和を図るため整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業延長：1,500m</li> <li>・事業期間：2016年度～2026年度</li> <li>・2023年度：道路築造工事、埋蔵文化財調査、用地買収、物件移転補償等</li> <li>・事業費：総事業費約14億円</li> </ul> <p>2023年度 365,000千円</p>	

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

実行計画 No. 55	鉄道施設のバリアフリー化（ホームドア設置、踏切の安全対策）
<p><b>【趣旨・目的】</b>  JR西日本との協定に基づき、障害者や高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に鉄道を利用できるよう、市内鉄道駅へのホームドアの設置や南畑踏切へのエレベーター付横断歩道橋の整備などの安全対策を進める。</p> <p><b>【事業の内容】</b>  （南畑踏切の安全対策）  ○エレベーター付横断歩道橋を設置して踏切を閉鎖する。  ・施行延長：65m（跨線部）  ・事業期間：2015年度～2023年度  ・2023年度：桁製作工事、JR委託工事、エレベーター棟設置工事等、411,100千円</p>	

（出典：明石市「2023年度（令和5年度）実行計画」）

### （3）海岸・治水課

海岸・治水課は、施策展開の5つの柱及び具体的な展開の方向のうち、「柱4 安全・安心を支える生活基盤を強化する」の「展開の方向1 防災・感染症対策の強化」に基づいて事務事業を実施しており、その内容は下記のとおりである。

施策展開の柱4	安全・安心を支える生活基盤を強化する
市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整えます。そのため、防災・感染症対策の強化や、日常の安全・安心の更なる確保のほか、誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備に取り組みます。	
展開の方向1	防災・感染症対策の強化
<p><b>【主な施策】</b>（抜粋）  ・地域防災力・災害対応力の向上  （災害時要配慮者への個別支援計画の作成、防災拠点となる市役所新庁舎の整備など）</p>	
<p><b>【KPI】</b>  指標：災害時要配慮者への個別支援計画数</p>	

現状値： 25 件（2020 年度） 目標値： 500 件（2025 年度）
<b>【関連する個別計画】</b> （抜粋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・あかし安全のまちづくり計画（強靱化地域計画）</li> <li>・地域防災計画</li> <li>・総合浸水対策計画</li> </ul>

（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

実行計画 No. 53	西明石町・和坂地区の浸水対策
<b>【趣旨・目的】</b> 西明石町周辺の浸水対策について、早期に地域の浸水リスクの軽減を図るため、水路等の既存施設を活用することにより、コストを抑えるとともに、工期を短縮して対策を実施する。	
<b>【事業の内容】</b> ○事業期間 ・ 2023 年度～2024 年度 ○事業内容 ・ 浸水箇所への雨水排水用ポンプ設置 2 基 ・ 雨水排水管の設置 390m ・ 既存水路の改修 100m	

（出典：明石市「2023 年度（令和 5 年度）実行計画」）

## 第3 都市整備室の監査の結果

### 1 都市整備室の監査結果の概要

#### 1-1 都市整備室に対する総括的意見

都市整備室に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について指摘事項1件、意見5件、都市総務課において指摘事項3件、意見12件、緑化公園課において指摘事項3件、意見20件、区画整理課において指摘事項3件、意見5件を記載している。

このうち、都市総務課が所管するコミュニティ交通運行事業の「[意見-13] 値上げの検討について」において、コミュニティバス（たこバス）の運賃を現状の100円均一とする扱いから値上げすることを検討すべきと意見した。市が交付する補助金が2億円以上となっており、将来的に同水準の交付を継続するのは市の財政に一定の負担をかけるものであり、事業を継続するうえで必要不可欠な検討事項と考える。

また、屋外広告物規制事務事業の「[意見-8] 無許可・不適合の広告物の件数把握について」において、無許可・不適合の広告物の件数をまずはサンプリング調査等により規模を把握すべきと意見した。1千万円を超える手数料の徴収漏れの可能性や、適切に申請している許可者が損をしている不公平な現状を改善することは重要と考える。

次に、緑化公園課が所管する公園樹木維持管理事業の「[意見-20] 予定価格における予定発注数量等について」において、複数単価契約における入札において、市は予定発注数量等を加味した入札制度とすることを検討されたいと意見している。

また、墓園維持管理事業の「[意見-32] 無縁墳墓等の手続について」において、明石市墓園条例に基づき、無縁墳墓等の手続の実施について検討されたいと意見している。

最後に、区画整理課が所管する大久保駅前東西工区土地区画整理事業の「[意見-39] 適切な進捗管理について」において、適切に進捗管理を図るべきと意見した。区画整理課の人件費は5千万円超となっており、事業の延長が決まった場合はそれに要する人件費等の事業費が毎年必要となることから、適切な進捗管理を行い、速やかに計画の遂行を図ることは重要と考える。

## 1-2 成果指標の設定

令和5年度当初予算における事務事業（一般会計及び特別会計では職員費を除く予算の小事業。）を対象として、各所管課は事務事業点検シートを作成している。

事務事業点検シートにおいて、各事務事業の目標及び成果の記載があり、下記の「事務事業点検シートの見方」に記載のとおり、各所管課が事務事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定されており、各所管課が自主的にPDCAサイクルによる点検を行っている。

### <事業の目的・目標欄>

事業の成果を数値で表す指標とその目標値を記載しています。なお、これらの目標値は、基本的に、事業所管部署における事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定しているものであり、目標の達成度合いが、ただちに事業の拡大・縮小に結びつくものではありません。

また、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定していない事業もあります。

### <事業の成果欄>

事業の目標として設定した成果指標とその実績を記載しています。

目標の達成状況や進捗度を明確にすることにより、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けるために、事業の成果として記載しています。

なお、数年間で1つの成果物（施設・計画等）の完成を目指す事業の場合は、完成までの過程の進み具合を指標として設定している場合があります。

（出典：令和5年度「事務事業点検シートの見方」）

令和5年度における都市整備室の各所管課が設定した各事務事業の成果指標名及びその目標値は下記のとおりである。

監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について共通の監査結果が見受けられたため、意見を集約して記載することとする。

課名	事務事業名	成果指標名	目標値	監査結果
都市総務課	都市計画総務一般事務事業	支援システム使用回数	35,300件	[意見-1] 参照
	屋外広告物規制事務事業	屋外広告物許可申請件数	500件	[意見-2] 参照
		屋外広告業の登録又は登録に代わる届出件数	1件(登録)、 50件(届出)	[指摘-1] [意見-2] 参照
	都市景観形成事務事業	大規模建築物等届出件数	25件	[意見-1] 参照
	まちづくり推進事業	地区計画数	32地区	[意見-2] 参照
		説明会・勉強会の開催数	5回	[意見-2] 参照
	都市計画方針策定事業	都市計画決定	7件	[意見-2] 参照
	ホテル等バリアフリー化促進事業	バリアフリー化工事に対する助成件数	2件	[意見-3] 参照
	コミュニティ交通運行事業	コミュニティバス(たこバス)の利用者数	100万人/年	[意見-1、 4、5]参照
		コミュニティバス(たこバス)の利用者数	3,000人/日	[意見-1、 5]参照
交通政策事業	公共交通利用者数	90,000千人/年	[意見-1、 5]参照	
緑化公園課	公園維持管理事業	施設の不具合による事故件数	0件	
	17号池魚住みな公園維持管理事業	イベント参加人数	600人	

課名	事務事業名	成果指標名	目標値	監査結果
	指定管理者維持 管理委託事業	有料公園施設の利用人数	235,000 人	
		スポーツ施設の利用率	48%	
	都市公園整備事業	明石市民一人あたりの 都市公園面積	7.5 m <sup>2</sup>	
	都市公園安全・ 安心対策事業	健全な遊具等の率	100%	
	緑化推進事業	学習園の利用者数	53,000 人	
		市民交流会等の実施回数	8 回	
	菊栽培等事業	菊花展覧会への出品作品数	380 点	
		菊花展来場者数	200,000 人	[意見-1] 参照
	墓園維持管理事業	一般墓地使用者の所在 不明者数	0 人	[意見-5] 参照
	解約還付金還付 事業	解約還付金の還付件数	0 件	[意見-1] 参照
予備費	予備費の執行率	0%		
区画整理課	区画整理一般事務事業	研修会参加数	15 回	[指摘-1] [意見-2] 参照
	大久保駅前東西 工区土地区画整 理事業	事業進捗率	100%	[指摘-1] [意見-5] 参照
	組合土地区画整 理事業	事業進捗率	100%	[意見-1、 5]参照
	清算金徴収事務 事業（区画整理 課）	換地清算徴収金	26,230 千円	[意見-5] 参照

(出典：令和5年度「事務事業点検シート」、監査結果欄は監査人が記載)

[指摘－1] 実績値の集計誤りについて

各事務事業において下記のとおり、実績の集計が誤っている事例が見受けられた。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
屋外広告物規制事務事業	屋外広告業の登録又は登録に代わる届出件数	1件(登録)、50件(届出)	令和3年度の実績57件を50件と集計
区画整理一般事務事業	研修会参加数	15回	目標値は研修会の参加職員数で、実績は研修会の回数を集計
大久保駅前東西工区土地区画整理事業	事業進捗率	100%	目標値は執行済額に工事前払金を含めず実績は含めて集計

例えば、屋外広告物規制事務事業の成果指標「屋外広告業の登録又は登録に代わる届出件数」について、令和5年度の事務事業点検シートに記載されている令和3年度の実績件数を50件と集計していたが、実際は57件であり、集計を誤っていた。

また、区画整理一般事務事業の成果指標「研修会参加数」について、令和5年度の目標値15回は、区画整理課の職員が研修に参加する延人数を設定している。しかし、令和5年度の実績11回の集計内容を確認したところ、区画整理課の職員が受講した研修会の回数を集計しており、職員が参加した延人数とはなっていなかった。すなわち、複数の職員が参加した研修会も1回とカウントされていた。そのため、令和5年度の実績11回の研修会のうち、2名の職員が受講した研修会が3回あったため、目標設定時の成果指標の集計方法による実績数は14回であった。

成果指標の実績件数の集計を誤った場合や目標設定時と実績集計時に異なる集計方法となった場合、目標と実績の正確な対比ができないため、目標に到達しなかった要因等の分析ができなくなることから、正確に実績を集計することが必要である。

[意見－1] 適切な成果指標の設定について

各事務事業において下記のとおり成果指標が適切に設定されていなかった。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
都市計画総務 一般事務事業	支援システム使用 回数	35,300 件	窓口と Web の件数を別で設 定すべき
都市景観形成 事務事業	大規模建築物等届 出件数	25 件	大規模建築物が必ず 25 件以 上発生するとは限らないた め成果指標を見直すべき
コミュニティ 交通運行事業	コミュニティバス（たこ バス）の利用者数	100 万人/年	年間と日当たりの利用者数 の 2 つの目標値を設定する 必要はないためどちらかを 削除すべき
	コミュニティバス（たこ バス）の利用者数	3,000 人/日	
交通政策事業	公共交通利用者数	90,000 千人 /年	SDGs 前期戦略計画の KPI 「バリアフリー対策済みの 駅数 13 駅（2025 年度目 標）」も成果指標として設定 すべき
解約還付金還 付事業	解約還付金の還付 件数	0 件	墓地の解約は適切な事象の ため別の成果指標とすべき
菊栽培等事業	菊花展来場者数	200,000 人	菊花展含む明石公園への来 場者数を集計しており、菊 花展の成果が不明
組合土地区画 整理事業	事業進捗率	100%	事業成果を客観的に把握で きる成果指標を設定すべき

例えば、交通政策事業において鉄道駅舎等のバリアフリー化事業等（補助事業）についての成果指標が設定されていなかった。

交通政策事業では、鉄道駅舎等のバリアフリー化事業等（補助事業）として、障害者や高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に公共交通を利用できるよう、国、県と連携して市内鉄道駅へのホームドアの設置及び駅舎のバリアフリー化、ノンステップバスの導入などを促進する事業を行っている。

また、あかし SDGs 前期戦略計画の「柱 4 安全・安心を支える生活基盤を強化する」の「展開の方向 3 誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備」において、「バリアフリー対策済みの駅数 13 駅（2025 年度目標）」を成果指標として目標設定されている。

市の事務事業において駅舎のバリアフリー化を直接促進する事業は交通政策事業のみとなっており、当該事業でSDGs前期戦略計画に記載の成果指標を設定しない場合、他の事務事業において成果指標が設定されることが無い。そのため、SDGs前期戦略計画に記載の成果指標がどの事務事業にも設定されないことになるため、交通政策事業において当該成果指標を設定することが望まれる。

この点、バリアフリー対策済みの駅数の実績は12駅となっており、1駅が令和8年度にバリアフリーの対策が完了する予定になっているため、令和7年度までに13駅と設定したあかしSDGs前期戦略計画の目標が達成できないこととなる。しかしながら、交通政策事業の成果指標として設定していた場合、所管課による適切なPDCAサイクルを図ることで2025年度中に目標を達成できていた可能性もあると考えられる。

次に、都市計画総務一般事務事業の成果指標「支援システム使用回数」は、市の都市計画支援システム（以下、「支援システム」という。）を、窓口で都市計画を印刷した件数と、Webで支援システムを利用してPDFデータが取得された件数を集計している。

いずれの件数も支援システムが有効に活用されていることを確認できる指標ではあるものの、Web使用については令和2年度からインターネット対応しており、Web使用が増えることで窓口の事務低減につながる効果がある。一方で、窓口の印刷枚数が増えることは、事務の増加につながることから、所管課としてはWeb利用の増加と窓口利用の減少が望ましいにもかかわらず、成果指標としてはWebと窓口の利用数の両方を合計した件数としていた。

各年度の窓口及びWebでの実績値及び目標値は下記のとおりである。

(単位：件)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	実績	実績	目標①	実績②	差額②－①
窓口	2,443	1,782	1,300	1,173	△127
Web	29,016	32,159	34,000	33,546	△454
合計	31,459	33,941	35,300	34,719	△581

令和5年度のWebの件数は、目標値に対して実績値が下回っている。一方で、窓口の件数は目標値より実績値が低い状況であるが、従来の窓口を利用していた市民がWebを利用することで、窓口の事務軽減につながっているものと考えられる。

しかし、成果指標としては窓口と Web の合計となっていることから、全体として支援システム使用回数が目標値に到達しなかったとの評価につながることとなり、所管課の目的と成果指標の目標が整合していない。

現状の成果指標「支援システム使用回数」について、窓口と Web を区別して成果指標を設定することが望まれる。

[意見－2] 見込み数による目標値の設定について

各事務事業において下記のとおり、成果指標の事象が令和5年度に生じる可能性のある見込み数を目標値として設定していた。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
屋外広告物規制事務事業	屋外広告物許可申請件数	500 件	目標値が見込み数となっているが、達成すべき目標値を定めるべき
	屋外広告業の登録又は登録に代わる届出件数	1 件(登録)、50 件(届出)	
まちづくり推進事業	地区計画数	32 地区	
	説明会・勉強会の開催数	5 回	
都市計画方針策定事業	都市計画決定	7 件	
区画整理一般事務事業	研修会参加数	15 回	

例えば、区画整理一般事務事業の成果指標「研修会参加数」の目標値 15 回は所属職員 5 名につき 3 回程度の研修会の参加と見込んだうえで、目標値として設定している。

所管課では、実施する事業の特殊性を考え、特に新規で採用された職員や異動してきた職員等に対して、研修による知識の向上は必須であると認識している。そのため、所属 1 年目、2 年目の職員 5 名が研修会に 3 回程度参加すべきと考えて 15 回分の研修会の参加を見込んでいるが、事務事業点検シートの作成時点で異動職員の状況を把握できないことから、5 名程度と仮定している。

今後、15 回の研修会参加数を目標とするといった仮定に基づく見込み数ではなく、「1 年目職員は 5 回、2 年目職員は 3 回、3 年目の職員は最低 1 回以上の研修を受講する」などの所管課が意図する趣旨に沿った成果指標の選定が望まれる。

なお、特殊な事業を要する所管課においては、必須で受講すべき研修や受講してきた研修内容の共有方法等を研修計画や方針として策定することが望まれる。また、事務事業点検シートと類似する様式で作成される予算事業説明シートにも同様に「事業の目的・目標欄」が設けられており、予算要求の積算過程で算出された見込み数を成果指標の目標値に記載していると考えられるため、事務事業点検シートと予算事業説明シートの様式を類似しない形に変更する等により、見込み数が成果指標の目標値に設定されないような工夫を検討することが望まれる。

### 〔意見－3〕 成果指標の現状把握について

ホテル等バリアフリー化促進事業の成果指標は「バリアフリー化工事に対する助成件数」となっているが、助成金の対象となるホテル等でバリアフリー化がどれだけできているかについて把握できていなかった。

当該指標を選定した趣旨は、市内の既存ビジネスホテル事業者が実施するバリアフリー化工事に要する費用を助成し、誰もが安心して快適に利用できる宿泊環境の整備を促進するためである。

また、助成金を交付する目的は、市内のホテル等においてバリアフリー化に係る整備を実施する者に対し、その整備に要する経費の一部を助成することにより、ホテル等のバリアフリー化を促進し、もってインクルーシブ社会の実現に寄与することを目的としている。

そのため、助成金を交付する目的を達成した場合、助成金の交付も当然に終了することになることから、助成金の終期を設定するうえで、まずは助成対象となるホテル等のバリアフリー化の現状を把握することが望まれる。

### 〔意見－4〕 達成済みの目標値の設定について

令和5年度のコミュニティ交通運行事業の成果指標「コミュニティバス（たこバス）の利用者数」の目標値について、年間利用者100万人と設定されていたが、令和3年度以降は達成しているにもかかわらず、目標値を見直していなかった。

平成25年度にコミュニティバスの利用者数が100万人を超えてからは継続的に100万人を超えていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度において100万人を下回る利用者数となったため、所管課はコロナ前の利用者数を目標としていた。しかし、事務事業は単年度で事業成果を見直すものであるため、達成した目標値を見直すことが望まれる。

[意見－5] 目標値の設定年次について

令和5年度の各事務事業において下記のとおり、令和5年度ではない目標年次の目標値を設定していた。

事務事業名	成果指標名	目標値	目標年次
コミュニティ交通運行事業	コミュニティバス（たこバス）の利用者数	100万人／年	令和14年度
	コミュニティバス（たこバス）の利用者数	3,000人／日	令和14年度
交通政策事業	公共交通利用者数	90,000千人／年	令和14年度
墓園維持管理事業	一般墓地使用者の所在不明者数	0人	令和6年度
大久保駅前東西工区土地地区画整理事業	事業進捗率	100%	令和8年度
組合土地地区画整理事業	事業進捗率	100%	令和9年度
清算金徴収事務事業（区画整理課）	換地清算徴収金	26,230千円	令和9年度

上表のとおり令和5年度以降の目標年度を設定しているが、事務事業は単年度で実施するものであるため、令和5年度の目標値を設定することが望まれる。

なお、計画等において令和5年度以降に達成すべき目標値を設定している場合であっても、当該目標値に対して令和5年度までに到達すべき目標値を算出したうえで、令和5年度の成果指標の目標値とすべきである。

## 2 都市総務課の事務事業

### 2-1 都市計画総務一般事務事業

事務事業名		事業所管課
都市計画総務一般事務事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
業務の一般管理業務を適正かつ効率的に執行するとともに職員の安全衛生を図る。適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図り、市民の安全で快適な生活と機能的な都市活動を確保するとともに、市民に対し、都市計画に関する情報の提供を行う。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
支援システム使用回数	有効に活用されているかを 図る指標として設定する。	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
33,941 (窓口・Web運用)	35,300	34,719 (窓口・Web運用)
令和5年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報酬	1,046	316
需用費	1,340	1,320
委託料	3,100	3,100
使用料及び賃借料	1,350	954
負担金補助及び交付金	1,900	325
その他	443	257
合計	9,179	6,272
人件費(参考値)	16,770	16,770
総事業費(参考値)	25,949	23,042

(出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」)

## (1) 明石市都市計画基礎調査委託

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するために、兵庫県から委託を受けて毎年実施する調査である。調査することにより、調査結果のデータやその変化の把握・蓄積にとどまらず、計画や施策の過程において、客観的・定量的な評価・分析などに活用することができる。また、収集したデータを基に調書、位置図、建物利用現況図が作成され、GIS（地理情報システム）にも活用されている。

市は都市計画基礎調査を外部の業者に委託している。都市計画基礎調査の業務において、支援システムを使用して位置情報・属性情報データを作成する業務を含んでおり、支援システムに精通している者が対応する必要があるため、支援システムを構築した業者と特命随意契約を締結している。

直近5年間の都市計画基礎調査の委託費は下記のとおりである。

(単位：千円)

事業名	R1	R2	R3	R4	R5
都市計画総務一般事務事業(当事業)	1,452	638	1,012	1,100	1,100
都市計画方針策定事業	-	-	-	1,308	109
合計	1,452	638	1,012	2,409	1,210

### [指摘－2] 都市計画基礎調査委託業務に係る予算の帰属について

明石市都市計画基礎調査委託業務について、委託先1者に対して令和5年度は総額1,210千円、令和4年度は総額2,409千円となっており、予算は下記のとおり都市計画総務一般事務事業と都市計画方針策定事業の2つの事業に配分されていたが、2つの事業に配分する合理的な理由は見受けられなかった。

(単位：円)

事業名	令和4年度	令和5年度
都市計画総務一般事務事業	1,100,200	1,100,200
都市計画方針策定事業	1,308,800	109,800
合計	2,409,000	1,210,000

都市計画総務一般事務事業では、当該調査に係る通常の金額を経常予算として歳出額予算を設定し、委託金額が当該金額を超える場合、都市計画方針策定事業の臨時予算として歳出額予算を設定していた。この点、当該調査の財源として措置される兵庫県からの歳入額があり、都市計画総務一般事務事業では当該歳入額を超える歳出予算を確保することは、庁内の予算査定において難しいと過去に判断したため、都市計画方針策定事業で臨時予算として申請している可能性があるとのことであった。

しかし、調査委託業務の委託先は1者であり、2つの事業に区別して計上する合理的な理由は見いだせないため、本来予定すべき都市計画総務一般事務事業の予算に帰属させることが必要である。

#### [意見－6] 予定価格の経済性について

都市計画基礎調査の委託費の予定価格を算出する際に、見積書を特命業者の1者のみの聴取となっており、当該見積書を参考に予定価格を設定していた。

市の契約事務の手引17ページに「実務上、契約予定金額が5万円未満の場合には2者以上からの見積書の徴収を省略していることがあるが、適正な価格の判断を行い、より有利に契約するためにも、できる限り2者以上から見積書を徴収すること。」と記載されており、努力義務ではあるものの複数者からの見積書の徴収を市としても求めているものである。

予定価格を設定する際に、経済性を考慮することが重要であるものの、特命で選定した1者のみから見積書の徴収となった場合、経済性の判断が困難となるため、2者以上から見積書を徴収することが難しい場合であっても、実勢価格を調査する等により予定価格が適正に算定される対応が望まれる。

この点、支援システムの構築業務に関して業者を選定した際には、システムの構築費用のみではなく、保守やデータ更新にかかる10年分の費用額を提示させたうえで業者を選定している。しかし、10年分の費用の中に明石市都市計画基礎調査委託業務の委託費用は含まれていなかった。

都市計画基礎調査は都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査であり、年度によって調査項目は異なるものの毎年発生することが明確な業務であるため、調査項目を仮定する等の工夫をした上で、業者選定の際に費用額を提示させることは可能と考えられる。

そのため、複数者からの見積書の徴収が難しい場合は、支援システムの構築の業者を選定する際に、明石市都市計画基礎調査委託業務の費用額を明示させる等により、経済性を担保する施策を検討することが望まれる。

## (2) 消耗品の購入

都市計画総務一般事務事業の内容は、都市総務課の一般管理業務に関するものであり、明石市都市計画審議会の開催や、消耗品の購入、コピー使用料の支払い等も含まれる。このうち、直近5年間の消耗品費等の需用費は下記のとおりである。

(単位：円)

需用費	R1	R2	R3	R4	R5
印刷製本費	392,560	-	591,800	495,000	36,300
修繕料	392,260	48,400	-	23,100	23,100
消耗品費	894,986	798,636	714,417	808,009	1,252,601
食糧費	10,892	1,814	-	9,060	7,775
合計	1,690,698	848,850	1,306,217	1,335,169	1,319,776

### [意見－7] 予定価格の経済性について

街区表示板及び街区表示板用樹脂バンドセットの予定価格を算出する際に随意契約の特命業者からしか見積書を聴取しておらず、当該見積書を参考に予定価格を設定していた。

市の契約事務の手引17ページに「実務上、契約予定金額が5万円未満の場合には2者以上からの見積書の徴収を省略していることがあるが、適正な価格の判断を行い、より有利に契約するためにも、できる限り2者以上から見積書を徴収すること。」と記載されており、努力義務ではあるものの複数者からの見積書の徴収を市としても求めているものである。

予定価格を設定する際に、経済性を考慮することが重要であるものの、特命で選定した1者のみから見積書の徴収となった場合、経済性の判断が困難となるため、2者以上から見積書を徴収することが難しい場合であっても、実勢価格を調査する等により予定価格が適正に算定される対応が望まれる。

## 2-2 屋外広告物規制事務事業

事務事業名		事業所管課
屋外広告物規制事務事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
屋外広告物及び屋外広告業の規制を行うことで、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害防止を図る。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
屋外広告物許可申請件数	屋外広告物許可基準により設置された件数	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
530	500	601
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
屋外広告業の登録又は登録に代わる届出件数	屋外広告業として登録された件数又は県登録を受けている者により登録に代わる届出をされた件数	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
0（登録） 44（届出）	1（登録） 50（届出）	0（登録） 50（届出）
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	17	15
需用費	100	44
委託料	2,400	2,662
合計	2,517	2,721
人件費（参考値）	10,800	10,800
総事業費（参考値）	13,317	13,521

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

## (1) 屋外広告物規制の事務

当該事業では、屋外広告物を表示しようとする者からの明石市屋外広告物条例に基づく許可申請について、高さ、面積等について審査し、同条例に定めた許可基準に適合している場合に許可を与えている。

また、兵庫県で屋外広告業の登録をしていない者で、市内で屋外広告業を営もうとする者からの明石市屋外広告物条例に基づく登録申請について、登録事項について審査し、登録証を与えている。一方で、兵庫県で屋外広告業の登録をしている者で、市内で屋外広告業を営もうとする者からの、登録に代わる届出（特例届出）を受けている。

### [意見－8] 無許可・不適合の広告物の件数把握について

所管課は無許可・不適合の広告物について、全数把握は他市の事例を踏まえ、膨大な作業量と費用を要するため、経済性、効率性、有効性の観点から実施していなかった。この点、所管課は無許可・不適合の広告物が一定存在すると認識しているが、サンプリング調査等による推定値の件数も把握しておらず、どれほどの無許可・不適合の広告物が存在するかについて不明となっている。

明石市屋外広告物条例に基づき、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は市の許可を得る必要がある。その目的は当該条例第2条のとおり、屋外広告物や屋外広告業についての必要な規制並びにまちの顔となる場所、まちを印象づける場所など地域の特性を生かしたまちなみを形成するために必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することとしている。

また、条例第3条において、上記の目的を達成するため、市民、屋外広告業者等、広告主及び広告物等管理者に対して必要な施策を策定し、及び実施する必要があるところ、無許可・不適合の広告物および広告主等を把握できていない状況である。

そのため、無許可・不適合な広告物は市に悪影響を与える可能性があることから是正する必要があるものの、その対象となる広告物の実態が把握できていない状況が課題となっている。

市の屋外広告物許可状況は下記のとおりである。

年度	許可件数 ①	手数料金額 ②	1件あたり手数料 ②÷①
令和3年度	548件	6,273,100円	11,447円
令和4年度	530件	5,475,500円	10,331円
令和5年度	601件	6,701,900円	11,151円
合計	1,679件	18,450,500円	10,988円

ここで、福岡市の事例によると、平成22、23年度に福岡市内における屋外広告物の実態を調査した結果、表示面が10㎡以上の屋外広告物のうち、福岡市屋外広告物条例の許可を受けなければならない規程に違反する屋外広告物が下記のとおり散見されたとの調査結果が公表されている。

(単位：件)

区	東	博多	中央	南	城南	早良	西	合計
調査件数	2,267	3,655	1,852	1,202	515	1,127	1,536	12,154
無許可件数	1,587	2,321	1,014	831	357	665	1,023	7,798
無許可割合	70.0%	63.5%	54.8%	69.1%	69.3%	59.0%	66.6%	64.2%

(出典：第26回福岡市屋外広告物審議会 参考資料3「無許可広告物是正のこれまでの取り組み状況について」)

福岡市の事例を参考に、仮に明石市の無許可割合が64.2%の場合、直近3年の許可件数が平均559件(=1,679件÷3年)であるため、無許可件数の試算結果は1,002件(=559件÷(1-64.2%)×64.2%)となる。この件数に直近3年平均の1件あたり手数料10,988円を乗じた場合、11,009,976円(=1,002件×10,988円)と試算されることから、毎年10百万円を超える金額の手数料の徴収漏れが発生している可能性がある。

膨大な作業量と費用を要することから、経済性、効率性、有効性の観点から無許可の全件調査は実施していないとのことであるが、10百万円を超える手数料の徴収漏れの可能性や、適切に申請している許可者が損をしている不公平な現状を改善することは重要である。

無許可・不適合な広告物の全件の把握は課題であるが膨大な費用を考慮すると、まずは統計学に基づくサンプリング調査等を行い、無許可件数の規模を確認し、その結果を考慮して全件調査をする等の方針を検討することが望まれる。

### [意見－9] 許可証の貼付場所の指定について

所管課は屋外広告物の許可を出した場合、広告物に許可証を貼付することを求めているが、具体的な貼付場所について指定していなかった。

屋外広告物の許可の有無を現地確認する際に、許可証のシール貼付場所が指定されていれば、確認作業の効率化につながるため、具体的な貼付場所を指定することは重要である。

なお、市では備品の現物が確認しやすいように備品ラベルの貼付ける場所について工夫されており、明石市物品取扱要領によれば備品ラベルの貼付け位置を下記のとおり記載されている。

#### ☆備品ラベルの貼付け位置

備品ラベルを貼り付ける場所については、従前から存在する類似の備品を参考にしてください。参考となる備品が存在しない場合は、以下のように取り扱うものとします。

机、保管庫類 … 正面から見て右上の位置

椅子 … 背もたれの裏側

応接セット類 … 脚の部分

その他 … メーカー等の表示がある付近。無い場合は、正面から見て見易い位置。

(出典：明石市「明石市物品取扱要領」)

屋外広告物の許可証の貼付場所について、所管課が現地確認した際に見える場所を指定することで、広告物の許可の有無の状況を容易に把握することが望まれる。

## 2-3 都市景観形成事務事業

事務事業名		事業所管課
都市景観形成事務事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
建物などのデザイン誘導及び啓発による市民の景観への意識醸成を図ることで、市民が誇りと愛着を持てる個性豊かで美しい都市景観の形成を目指す。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
大規模建築物等届出件数	大規模建築物等に関する誘導基準により建築等された件数	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
27	25	26
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報酬	178	59
報償費	160	150
旅費	100	32
需用費	8	-
負担金補助及び交付金	320	243
委託料	186	176
合計	952	660
人件費（参考値）	8,100	8,100
総事業費（参考値）	9,052	8,760

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

## (1) 都市景観形成重要建築物等、都市景観形成地区の指定

明石市都市景観条例第7条に基づき、都市景観の形成上、重要な価値があると認める建築物又は工作物（これらと一体となって、すぐれた都市景観を形成している物を含む。）で、下記のいずれかに該当するものを都市景観形成重要建築物又は都市景観形成重要工作物（以下、「都市景観形成重要建築物等」という。）として、所有者等の同意を得たうえで、指定することができることとしている。

- ・ 地区の都市景観を特徴付けている建築物又は工作物
- ・ 歴史的価値又は建築的価値のある建築物又は工作物
- ・ 市民に親しまれている建築物又は工作物

市は下記の15件を都市景観形成重要建築物等として指定している。

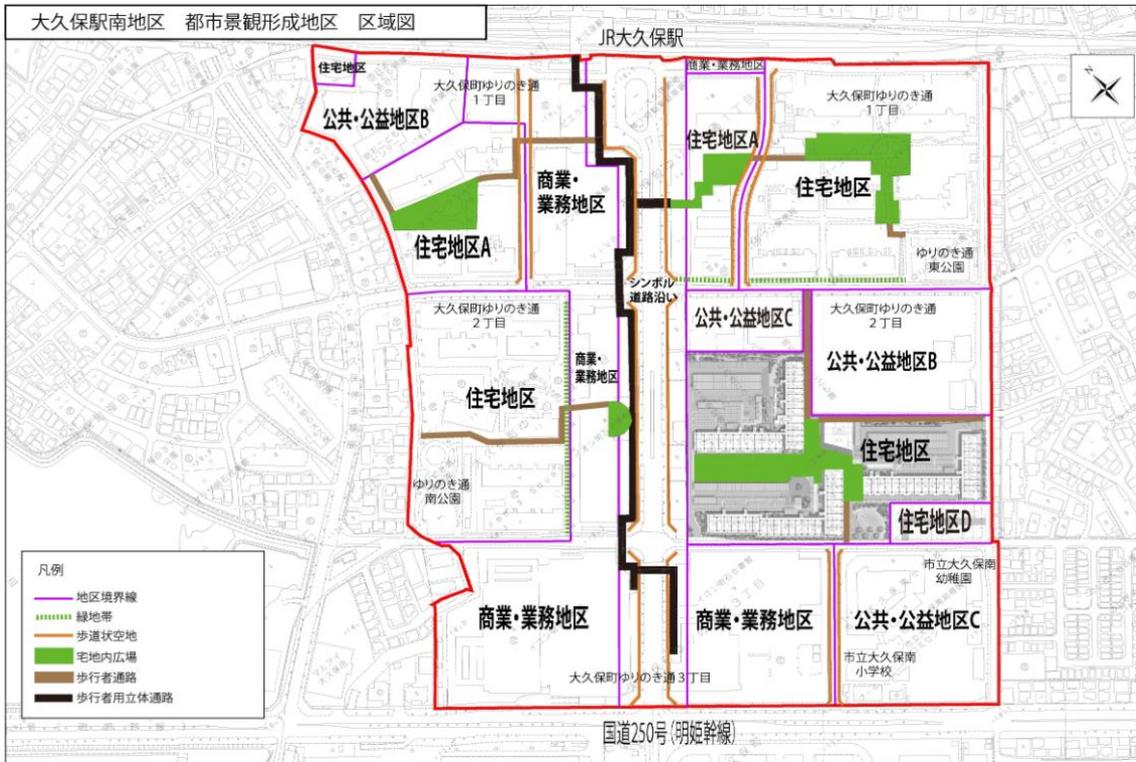


3 服部邸	4 尾上邸
	
5 原邸	6 小山邸
	
7 中山邸	8 白沙荘
	
9 丸尾邸	10 中崎公会堂
	

11 ト部邸	12 増本邸
	
13 藤井邸	14 尾上邸
	
15 大塩邸	
	

(出典：明石市ホームページ「都市景観形成重要建築物の紹介」)

また、都市景観の形成を図るため、都市景観形成地区として指定しており、下記の大久保駅南地区の1地区がその対象となっている。



(出典：明石市ホームページ「都市景観形成地区の紹介」)

[意見-10] 都市景観形成重要建築物等、都市景観形成地区の見直しについて

都市景観形成重要建築物等の15件と都市景観形成地区の1地区について、平成8年10月に指定してから変更していなかった。

景観法が平成6年に施行されることを受け、市は都市景観形成基本計画を同時期に策定しており、当該計画に基づき景観の取組の一環として都市景観形成重要建築物等と都市景観形成地区を指定しているが、指定してから約28年が経過していることもあり、見直す必要性はあると考えられる。

なお、都市景観形成基本計画は平成6年2月に作成され、平成22年10月に1回だけしか改定していなかったため、2回目の改定を市は検討しており、そのために市民から景観に関する意見を現在収集しているとのことである。

都市景観形成重要建築物等と都市景観形成地区について、都市景観形成基本計画の改定の際に定義等の見直しを含め、新たな指定や変更等がないかについて検討することが望まれる。

## (2) 明石市都市景観形成重要建築物等助成金

明石市都市景観条例第 21 条第 2 項第 2 号に基づき、都市景観形成重要建築物等の所有者等に対して都市景観形成重要建築物等の修復等に要する経費の一部を助成することができることとしている。

明石市都市景観形成重要建築物等助成要綱に基づき、予算の範囲内において助成金を交付するものとしており、助成金額は 5,000 千円を限度として、助成対象経費の 3 分の 1 を助成している。助成対象経費は下記のとおりである。

対象物	経費
建築物等	建築物等の保存に係る基本設計及び実施設計に係る経費
	建築物等（門、塀を除く。）の外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の
	修繕に係る経費
	門、塀、擁壁又は石垣の外観の修繕に係る経費
樹木及び竹林	植栽に係る経費

### [指摘－3] 助成金の限度額について

令和 5 年度の助成金の交付状況を確認したところ、助成対象経費は 770 千円であったが、予算額が助成対象経費の 3 分の 1 の 256 千円に満たない 233 千円であったため、予算の範囲内である 233 千円を助成金として交付していた。

予算額の積算方法について確認したところ、予算要求時の助成対象経費の見積額が 698 千円であったことからその 3 分の 1 の 233 千円を予算としたとのことであった。しかし、資材高騰等に伴い助成対象経費である工事費は増額となったが、市は予算の流用や補正等を図らず、申請者に了解をとり、当初予算額を限度として助成金を交付していた。

助成金の交付対象者が不特定多数いる場合にすべての者に助成金を交付した場合、市の財政を圧迫する恐れがあるような場合に「予算の範囲内」を限度とすることは重要である。特に、都市景観形成重要建築物は市が指定しているものであり、当該建築物の所有者は助成対象経費の 3 分の 1 の助成金の交付を受けることができることも条件として指定を受けているものと考えられることから、限度とすべき助成金額は 5,000 千円である。そのため、限度額の範囲内であるにもかかわらず、容易に予算額の制限を理由に助成金を交付しないとといった判断は、当該条例及び要綱の趣旨に反していると言わざるを得ない。資材高騰等の理由については通常想定されることから、当初予算の要求時に 1 割程度の増額を見込むか、予算の流用等を図ることで、助成対象経費の 3 分の 1 の金額を交付することが必要である。

## 2-4 まちづくり推進事業

事務事業名		事業所管課
まちづくり推進事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
地域主体による積極的なまちづくりを進められるようにする。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
地区計画数	地区計画を策定した地区数（累計）	地区
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
1(29)	32	1(30)
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
説明会・勉強会の開催数	都市計画などのまちづくりに関する説明会・勉強会の開催数	回
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
4	5	1
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	150	-
旅費	110	-
需用費	50	12
負担金補助及び交付金	1,200	358
合計	1,510	370
人件費（参考値）	7,080	7,080
総事業費（参考値）	8,590	7,450

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

## (1) 明石市まちづくり活動支援助成金

市は住環境の保全及び改善等を図るため、市の長期総合計画に整合したまちづくりの調査及び検討又は計画の立案をする団体に対し、市が支援することにより、住民との協働による住みよいまちづくりを促進することを目的として、明石市まちづくり活動支援要綱を策定している。

市が行う支援はアドバイザーの派遣と活動費の助成である。このうち、助成金の交付について、助成を行う期間を1団体につき5年を限度とし、1団体の助成額は、年額については1,000千円を、総額については3,000千円を限度額としている。助成の対象経費は要綱第10条及び明石市まちづくり活動支援要綱運用基準別紙にまとめられており、その内容は下記のとおりである。

### 【活動支援要綱運用基準別紙】

#### 活動費の助成対象経費について（第10条関連）

活動費の助成の対象は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) まちづくり構想の作成、まちづくり手法等の調査及び研究並びにまちづくり計画の作成に要する経費
- (2) 広報誌、パンフレット、資料等の作成及び配布に要する経費
- (3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料、交通費及び講師の謝礼に要する経費
- (4) 事務連絡等の通信及び運搬に要する経費
- (5) その他団体の運営のため市長が必要と認める経費

※活動経費は、交付決定日以降の経費が対象となり、経費と認めるか否かについては、以下のとおりとする。

#### (1)について

- ・基本構想、計画策定、まちづくり活動に対する指導・助言及び模型等作成費
- ・コンサルタント委託費（基本構想、計画策定、まちづくり活動に対する指導・助言及び模型等作成費）

※団体とコンサルとの間で契約を交わすこと。

#### (2)について

- ・印刷費（コピー又は印刷費及び用紙代）  
※印刷物は、特に必要なものを除き、単色印刷とする。
- ・資料作成費（書籍等の資料購入費及び写真・スライドの作成費）

(3)について

- ・会場使用料（空調設備及び音響機器等の使用料を含む）
  - ※団体の構成員を対象とした集会、会議及び研修会のみとする。自治会の総会等に適用することは不可。
  - ※利用時間は、特に必要な場合を除き、時間借りとする。
- ・講師謝礼（講師の交通費及び謝礼）
  - ※団体内部の人物が講師となる場合には、講師謝礼は支払わないこと。

(4)について

- ・通信運搬費（電話代、郵送料、運送代及び封筒購入費）
  - ※電話の加入料金及び配線工事は対象とはしない。
  - ※個人加入の電話を利用する場合には、個人から団体へ請求を行い、団体から個人へ支払う。その後、団体から費用を請求すること。

(5)について

- ・事務用品購入費（筆記用具、帳簿類、ファイル及びフィルム等の購入費）
- ・参考資料購入費（団体の運営に関し必要な書籍及びビデオ等の購入費）
- ・視察経費（バス等の借上代、高速料金及び駐車料金を含む）
  - ※飲食代及び視察先への手土産は不可。
  - ※個人での駐車料金は不可。
  - ※視察は日帰りとし、宿泊する場合の宿泊料は不可。
- ・研修会等への参加費（出席負担金及び交通費を含む）

◎備品購入費については、一切対象とはしない。

- ※1万円以下のものは備品ではなく消耗品と見なす。
- ※パソコン、コピー機及びファックス等については、リース料金は対象とする。ただし、団体と業者との間で契約を交わし、契約書を保管しておくこと。

◎いかなる場合にあっても、飲食代は不可。

[意見-11] 助成対象経費の検証について

助成金の限度額は、年額 1,000 千円で 5 年間の総額 3,000 千円となっており、江井ヶ島駅北より良いまちづくり会に対して 5 年間の助成金の対象となった経費のうち、委託費と委託費以外の金額は下記のとおりである。

(単位：円)

費目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
委託費 ①	420,000	660,000	660,000	660,000	160,000	2,560,000
委託費以外	39,292	24,000	114,986	157,997	73,412	409,687
合計 ②	459,292	684,000	774,986	817,997	233,412	2,969,687
委託費割合 ①÷②	91.4%	96.5%	85.2%	80.7%	68.5%	86.2%

助成金の 5 年間の合計額 2,969 千円は限度額の 3,000 千円の 99%となっており、このうち委託費はすべて同じコンサルティング会社に対するものであり、助成対象経費の 86%を占めている。

限度額に近い助成対象経費の計上について、市の交付できる限度額の極限まで助成金を請求してきている可能性もある。この点、当該助成金実績は当該団体への交付が初めてのため当該事業でどのような効果が出ているのかが不明であり、当該委託業務は地区計画の策定支援といった特殊な業務内容であることから工数及び単価の検証が難しいと判断し、市は検証していなかった。

しかし、検証が難しい場合であっても、同類と考えられる参考単価との比較や、ヒアリングによる工数確認等により経済性を担保することは重要である。

助成対象経費について、不正が発生していないことや、委託業者が過度に利益を享受していないことを確認するため、可能な限り検証方法を検討した上で、検証することが望まれる。なお、当該助成金を継続する場合に、効果の検証が必要である点についても留意願いたい。

## 2-5 都市計画方針策定事業

事務事業名		事業所管課
都市計画方針策定事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
都市計画マスタープラン等に基づいて各種都市計画を決定することで、目指すべき都市構造を実現する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
都市計画決定	まちづくりを具体化する指標として設定する。	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
10	7	1
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
役務費	50	-
委託料	2,828	110
合計	2,878	110
人件費（参考値）	6,270	6,270
総事業費（参考値）	9,148	6,380

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

[指摘－4] 都市計画基礎調査委託業務に係る予算の帰属 について（再掲  
指摘2）

明石市都市計画基礎調査委託業務について、委託先1者に対して令和5年度は総額1,210千円、令和4年度は総額2,409千円となっており、予算は下記のとおり都市計画総務一般事務事業と都市計画方針策定事業の2つの事業に配分されていたが、2つの事業に配分する合理的な理由は見受けられなかった。

（単位：円）

事業名	令和4年度	令和5年度
都市計画総務一般事務事業	1,100,200	1,100,200
都市計画方針策定事業	1,308,800	109,800
合計	2,409,000	1,210,000

都市計画総務一般事務事業では、当該調査に係る通常のコ額を經常予算として歳出額予算を設定し、委託金額が当該金額を超える場合、都市計画方針策定事業の臨時予算として歳出額予算を設定していた。この点、当該調査の財源として措置される兵庫県からの歳入額があり、都市計画総務一般事務事業では当該歳入額を超える歳出予算を確保することは、庁内の予算査定において難しいと過去に判断したため、都市計画方針策定事業で臨時予算として申請している可能性があるとのことであった。

しかし、調査委託業務の委託先は1者であり、2つの事業に区別して計上する合理的な理由は見いだせないため、本来予定すべき都市計画総務一般事務事業の予算に帰属させることが必要である。

## 2-6 ホテル等バリアフリー化促進事業

事務事業名		事業所管課
ホテル等バリアフリー化促進事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
市内の既存ビジネスホテル事業者が実施するバリアフリー化工事に要する費用を助成し、誰もが安心して快適に利用できる宿泊環境の整備を促進する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
バリアフリー化工事に対する助成件数	既存ビジネスホテル事業者によるバリアフリー化工事に対して助成した件数	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
1	2	2
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
負担金補助及び交付金	2,000	1,999
合計	2,000	1,999
人件費（参考値）	4,860	4,860
総事業費（参考値）	6,860	6,859

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

## (1) 明石市ホテル等のバリアフリー化促進に係る助成金

市内のホテル等においてバリアフリー化（高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう施設の構造又は設備を整備すること）に係る整備を実施する者に対し、その整備に要する経費の一部を助成することにより、ホテル等のバリアフリー化を促進し、もってインクルーシブ社会（多様性が尊重され、障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等によって、差別され、排除され、取り残され、又は社会の一員として分け隔てられることなく、誰もが地域で安心して楽しみながら生活することができる社会）の実現に寄与することを目的として、明石市ホテル等のバリアフリー化促進に係る助成金交付要綱を策定している。

助成対象者は旅館業法による許可を受けている施設であり、市内に対象となるホテルは12施設、旅館は4施設となっている。

助成金額は、対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、1施設につき1年度あたり1,000千円を限度としている。助成の対象となる経費は、施設改修工事費、設計及び施工監理委託経費、その他市長が必要と認める経費である。

### [意見-12] バリアフリー化の進捗状況の把握について（再掲-意見3）

所管課は助成金の対象となるホテル等でバリアフリー化がどれだけできているかについて把握できていなかった。

助成金は、市内のホテル等においてバリアフリー化を促進し、もってインクルーシブ社会の実現に寄与することを目的として交付している。当該目的が達成された場合は助成金を交付することを終えることになるが、目的が達成されたかどうかを判断するうえで、ホテル等のバリアフリー化の状況を把握することは重要である。

また、今後のバリアフリー化の状況を把握することで、必要となる助成対象経費を積算することにより、市の長期的な歳出の状況をシミュレーションすることができることとなる。

当該助成金について、一定の終期を定めて助成金の支出要否につき見直すことを前提として、まずは現状のホテル等のバリアフリー化の進捗状況を把握することが望まれる。

## 2-7 コミュニティ交通運行事業

事務事業名		事業所管課
コミュニティ交通運行事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
コミュニティバス（たこバス）を運行し、交通不便地域の縮減、移動制約者の移動手段の確保等を図る。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
コミュニティバス（たこバス）の利用者数	年間利用者数	万人/年
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
119	100	128
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
コミュニティバス（たこバス）の利用者数	全路線一日あたりの利用者数を算出 (利用者数) = (全路線の年間の利用者総数) / 365日	人/日
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
3,269	3,000	3,512
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	10	1
需用費	280	39
負担金補助及び交付金	256,010	240,481
合計	256,300	240,521
人件費（参考値）	14,310	14,310
総事業費（参考値）	270,610	254,831

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

## (1) コミュニティ交通運行事業

コミュニティバス（たこバス）の運賃は消費税等も含め 100 円均一となっており、小児及び障害者手帳保持者は半額の 50 円（小児の障害者手帳保持者は 30 円、市内在住の障害者手帳保持者は無料）、バス共通券優待乗車証保持者（70 歳以上）は無料である。なお、「あかし公共交通マップ（2024 年 4 月現在）」によると、市内の路線バスの運賃は均一制の場合は 210 円もしくは 230 円となっており、距離制の場合は 190 円から 690 円までとなっている。

コミュニティバス（たこバス）の運行の経緯は下記のとおりである。

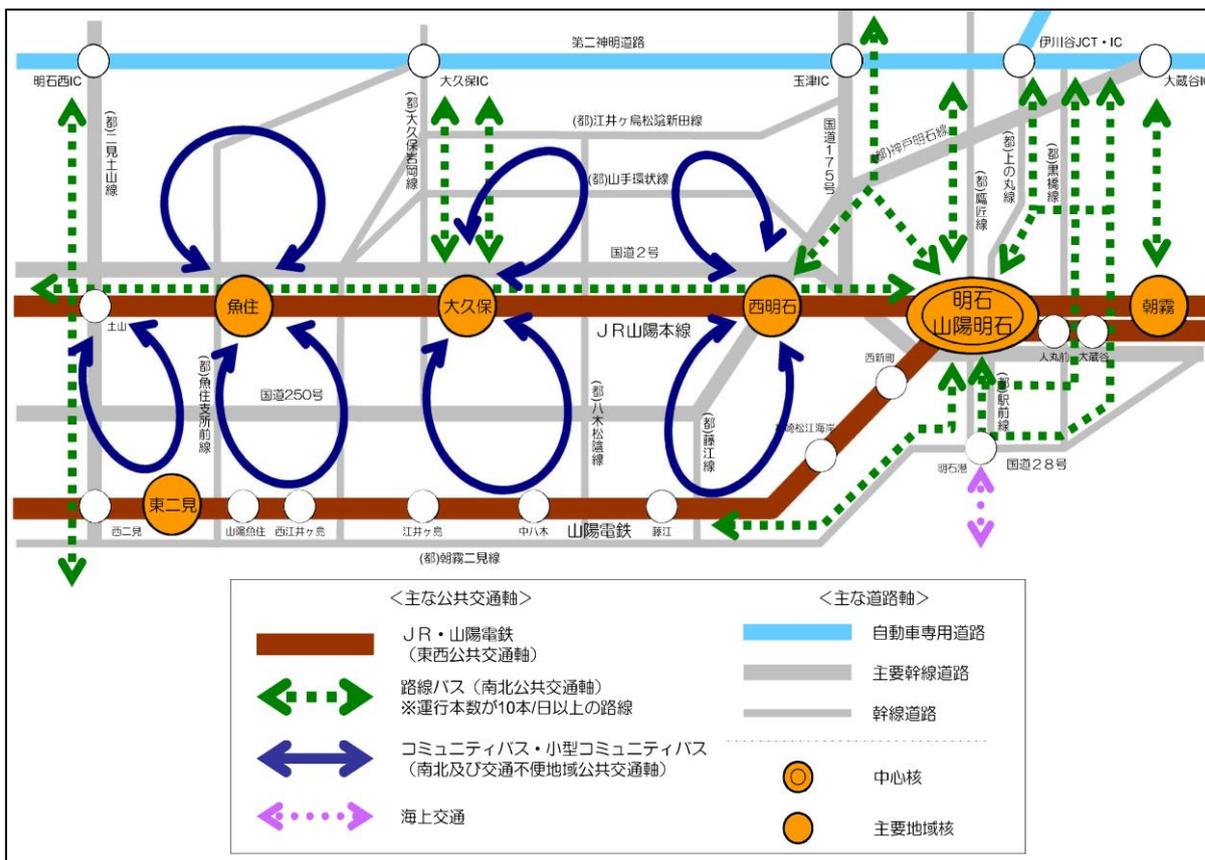
年	月	内容
H16	11	交通不便地域の縮減や移動制約者の移動手段の確保等を目指し、社会実験運行を開始【2ルート】
H18	4	本格運行を開始【3ルート】
H19	5	明石市総合交通計画を策定（交通ネットワークを構築する交通手段として位置付け、見直し基準の設定）
	11	路線拡大運行目標利用者 100 万人年【17ルート】
H21	3	利用が低迷していた 1 ルートを廃止【16ルート】
H25	3	明石市総合交通計画改定（「コミュニティバスの展開方針」を定め、それに則って PDCA を実行）
H26	3	初の年間利用者 100 万人達成（以後、R1 まで継続して目標達成）
	4	利用が低迷していた 2 ルートを 1 ルートに縮小【15ルート】
H31	4	寿優待制度の拡充
R2	3	年間利用者約 128 万人（過去最高を更新）
R3	3	年間利用者約 98 万人（コロナ禍を受けて大幅な減少）
R5	3	年間利用者約 119 万人（コロナ禍前比 93%まで回復）

（出典：令和 5 年度 明石市地域公共交通会議（第 1 回）

「【資料 3】明石市コミュニティバス（たこバス）の運行について」

市内の移動について、東西は鉄道、南北はバス交通が担っており、JR 西明石駅より以西の路線バスが運行していない地域において、コミュニティバス（たこバス）を運行している。

市内の鉄道とバス交通の状況は下記のとおりである。



(出典：令和3年度明石市地域公共交通会議 (第3回)  
「【資料7】明石市総合交通計画の進捗状況について」)

コミュニティバス（たこバス）はTacoバスが9ルート、Tacoバスミニが6ルート運行しており、全部で15ルート運行している。ルート別の主要駅、主な経由地の状況は下記のとおりである。

主要駅	ルート／主な経由地
JR 西明石 駅周辺	(1) 西明石北ルート（たこバス） JR 西明石駅～沢野南～野々池中学校～明南町～明石南高校南～鳥羽郵便局東～JR 西明石駅
	(2) 西明石南ルート（たこバス） 〔藤江線〕 JR 西明石駅～出の上～藤が丘公民館前～山陽藤江駅～藤江川北～JR 西明石駅 〔市場線〕 JR 西明石駅～甲池公園～卸売市場北～卸売市場南～JR 西明石駅
	(3) 松陰ルート（たこバスミニ） JR 大久保駅南口～松陰厚生館～大久保町公民館前～JR 大久保駅南口
JR 大久保 駅周辺	(4) 大久保南ルート（たこバスミニ） JR 大久保駅南口～焼野池～山陽中八木駅北～明石医療センター～JR 大久保駅南口
	(5) 谷八木ルート（たこバス） JR 大久保駅南口～明石医療センター～山陽中八木駅～山陽藤江駅～八木遺跡公園～JR 大久保駅南口
	(6) 江井ヶ島ルート（たこバス） JR 大久保駅南口～江井島サービスコーナー北～江井島港～明石医療センター～JR 大久保駅南口
JR 魚住駅 南口／山 陽東二見 駅東周辺	(7) 西江井ヶ島ルート（たこバス） JR 魚住駅南口～山陽魚住駅～江井ヶ島総合市場～江井島中学校～JR 魚住駅南口
	(12) 西岡東ルート（たこバス） JR 魚住駅南口～山陽魚住駅～ふれあいプラザあかし西～二見市民センター～イトーヨーカドー前～山陽西二見駅（往復）
	(13) 西岡西ルート（たこバスミニ） JR 魚住駅南口～美里厚生館～二見市民センター～山川公園～JR 魚住駅南口

主要駅	ルート／主な経由地
JR 魚住駅 北口周辺	(8) 金ヶ崎ルート (たこバスミニ) JR 魚住駅北口～県営長坂寺鉄筋住宅～金ヶ崎文化センター～県営金ヶ崎鉄筋住宅～JR 魚住駅北口
	(9) 錦が丘ルート (たこバスミニ) JR 魚住駅北口～明石愛老園～錦が丘 1 丁目～JR 魚住駅北口～明石清水郵便局～清水団地～魚住市民センター～JR 魚住駅北口
	(10) 青葉台ルート (たこバス) JR 魚住駅北口～青葉台～守池住宅～魚住市民センター～JR 魚住駅北口
	(11) 清水ルート (たこバス) JR 魚住駅北口～明石ヶ丘北～魚住中学校～清水西口～浜西～JR 魚住駅北口
JR 土山駅 ／山陽東 二見駅周 辺	(14) 清水西ルート (たこバスミニ) JR 土山駅南口～明石回生病院前～仁十病院～清水西口～JR 土山駅南口
	(15) 二見ルート (たこバス) 右回り) JR 土山駅南口～山陽東二見駅北口～イトーヨーカドー～山陽西二見駅～JR 土山駅南口 左回り) JR 土山駅南口～山陽西二見駅～イトーヨーカドー～山陽東二見駅北口～JR 土山駅南口

(出典：明石市ホームページ「各ルートの経由地／時刻表」)

ルート別の利用者数とみなし収支率は令和5年度までは明石市地域公共交通会議で、令和6年度からは明石市地域公共交通活性化協議会で報告されており、その内容は下記のとおりである。

(単位：人)

年間利用者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①西明石北ルート	78,513	91,353	100,305
②西明石南ルート	91,380	102,693	110,187
③松陰ルート	43,996	48,824	51,965
④大久保南ルート	61,361	71,594	75,392
⑤谷八木ルート	82,306	94,199	98,976
⑥江井ヶ島ルート	105,972	115,086	122,430
⑦西江井ヶ島ルート	87,897	95,145	109,150
⑧金ヶ崎ルート	42,191	48,645	50,013
⑨錦が丘ルート	45,183	52,227	59,109
⑩青葉台ルート	88,607	95,179	104,265
⑪清水ルート	77,741	89,108	96,661
⑫西岡東ルート	96,747	110,034	113,771
⑬西岡西ルート	29,626	34,056	37,592
⑭清水西ルート	39,405	42,399	47,089
⑮二見ルート	91,551	102,583	104,853
合計	1,062,476	1,193,125	1,281,758

(出典：令和5年度 明石市地域公共交通会議（第1回）「【資料3】明石市コミュニティバス（たこバス）の運行について」及び市提供資料)

みなし収支率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①西明石北ルート	40.4%	47.3%	50.3%
②西明石南ルート	31.3%	35.4%	36.8%
③松陰ルート	23.4%	25.8%	26.0%
④大久保南ルート	43.4%	50.5%	50.3%
⑤谷八木ルート	36.8%	42.4%	43.2%
⑥江井ヶ島ルート	42.2%	46.2%	47.6%
⑦西江井ヶ島ルート	49.1%	51.8%	58.6%
⑧金ヶ崎ルート	30.9%	35.6%	34.6%
⑨錦が丘ルート	25.3%	29.2%	31.2%
⑩青葉台ルート	62.9%	65.8%	71.1%
⑪清水ルート	78.2%	87.3%	93.4%
⑫西岡東ルート	32.0%	35.4%	36.1%
⑬西岡西ルート	23.1%	25.4%	29.1%
⑭清水西ルート	18.5%	19.0%	21.9%
⑮二見ルート	36.4%	41.0%	40.5%
合計	36.4%	40.4%	42.4%

(出典：令和5年度 明石市地域公共交通会議（第1回）「【資料3】明石市コミュニティバス（たこバス）の運行について」及び市提供資料)

なお、みなし収支率とは、全利用者数が税抜き運賃を支払ったとみなした時の収支率で、下記の算定式で計算されている。

**【算定式】**

みなし収支率 = (ルート別年間利用者数 × 100円 ÷ 1.1) ÷ ルート別運行経費 (減価償却費除く)

[意見-13] 値上げの検討について

コミュニティバス（たこバス）の運賃は均一制の100円となっており、平成16年度に社会実験を開始してから、消費税増税の時期も含めて一度も値上げをしていない。コミュニティバス（たこバス）の運賃については100円とすることを前提としており、運賃の値上げの可能性が極めて低い状況となっている。

この点、令和4年度（第1回）明石市地域公共交通会議の資料によると、市は令和4年6月にアンケート調査を実施しており、下記のとおり、運賃が150円に上がったとしても83%の市民が利用したいとの結果が出ている。

	改定するな ら利用しな い	150円にな っても利用 する人	200円にな っても利用 する人	250円にな っても利用 する人	300円以上 になっても 利用する人
アンケ ート結果	16.8%	56.0%	23.9%	1.8%	1.4%

（出典：明石市「Tacoバス利用者アンケート調査」）

コミュニティバス（たこバス）の年間利用者数は下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除くと、平成25年度から100万人を超えており、交通不便地域の市民にとっての重要な移動手段となっている。そのため、運賃の大小よりも事業継続の有無のほうが市民にとって重要であると考えられる。

年度（期間）	年間利用者数	年度（期間）	年間利用者数
平成16年11月 ～平成18年3月 （社会実験運行）	315,778人	平成24年度	971,742人
		平成25年度	1,019,993人
		平成26年度	1,002,136人
平成18年4月 ～平成19年11月 （本格運行）	567,139人	平成27年度	1,038,276人
		平成28年度	1,063,415人
		平成29年度	1,093,605人
平成19年11月 ～平成21年3月 （拡大運行開始）	931,466人	平成30年度	1,117,200人
		令和元年度	1,277,827人
		令和2年度	983,155人
平成21年度	782,422人	令和3年度	1,062,476人
平成22年度	867,412人	令和4年度	1,193,125人
平成23年度	919,859人	令和5年度	1,281,758人

（出典：令和4年度 明石市地域公共交通会議（第1回）「【資料3】明石市コミュニティバス（たこバス）の運行について」及び令和6年度事務事業点検シート）

市内における交通手段について、コミュニティバス（たこバス）とは別に路線バスが運行しているが、運賃はコミュニティバス（たこバス）の100円均一に対して、路線バスは均一制の場合は210円もしくは230円、距離制の場合は190円から690円となっている。輸送能力や便数などのサービス水準の面では路線バスのほうが高いとはいえ、市内での同じ交通手段であるにもかかわらず、運賃に格差があるのは市民にとって不公平な状況が生じている。

また、コミュニティバス（たこバス）にかかる補助金の金額は下記のとおりで、令和2年度までは200百万円前後で推移していたが、令和3年度以降は250百万円前後で推移している。令和3年度から令和7年度まで、運行期間を5年間として運行事業者を公募しているため、令和7年度までは同水準の補助金の交付が予定されている。

(単位：千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金額	183,296	204,527	251,377	248,986	240,481

今後、運転手不足や燃料費高騰、人口減による利用者数の減少など、運行経費の増加等に基づき補助金の交付額も増額となる可能性が高いため、現状の100円の運賃についても増額を図らない場合、さらなる補助金交付額を強いられることから、市の財政に一定の負担をかけることが考えられる。

また、平成16年から消費税が増税されている中、運賃を増額していない状況は、利用者である市民にとっては消費税の増税分に比例した増額がないことから、実質的には運賃の値引きに等しい状況となっている。明石市総合交通計画においても、みなし収支率の算定の際の消費税を控除した場合の運賃の考え方について、下記のとおり95円から90円まで減額されている。

※みなし収支率：全利用者数が税抜き運賃を支払ったとみなした時の収支率  
 95円：～平成26年3月31日  
 92円：平成26年4月1日～令和元年9月31日  
 90円：令和元年10月1日～

(出典：明石市「明石市総合交通計画」)

この点、国土交通省が平成24年3月に作成した「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」によると、下記のとおり、低廉な運賃自体は問題ないが、逼迫した財政状況の中、地域公共交通の持続的な確保・維持、また路線バス利用者との公平性の観点などにも留意することも必要と記載されている。

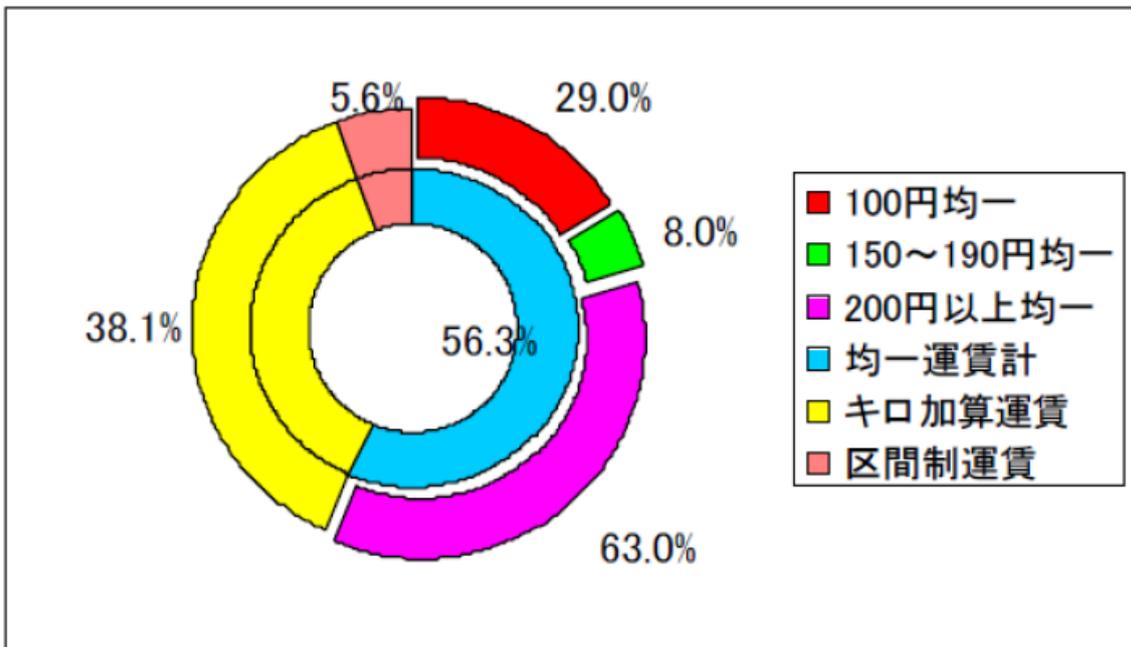
(ア) シンプルな運賃設定と収益性の確保

「コミュニティバスの運行費用は市町村が負担するものであり、運賃はより多くの方に利用していただくことができるような設定とする」という考え方に基づくのであれば、低廉な運賃自体は問題ないように思われます。しかし、逼迫した財政状況の中、地域公共交通の持続的な確保・維持、また路線バス利用者との公平性の観点などにも留意することも必要です。ある程度の収益性が確保されるような運賃設定を行う必要があるとの考え方も、必要になるかもしれません。地域住民の方々にも、コミュニティバスだけに限らず、バスの運行にどれ程の税金が使われているかについての情報を開示し、誰もが納得するような運賃設定を地域ごとに模索していくことが必要になります。

具体的には例えば「1日平均〇人が乗ったら収支率が〇%以上となる程度の運賃とする」といった明確な基準を設けつつ、他地域・他路線とのバランスを勘案しながら決めていくこととなります。

(出典：国土交通省「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」)

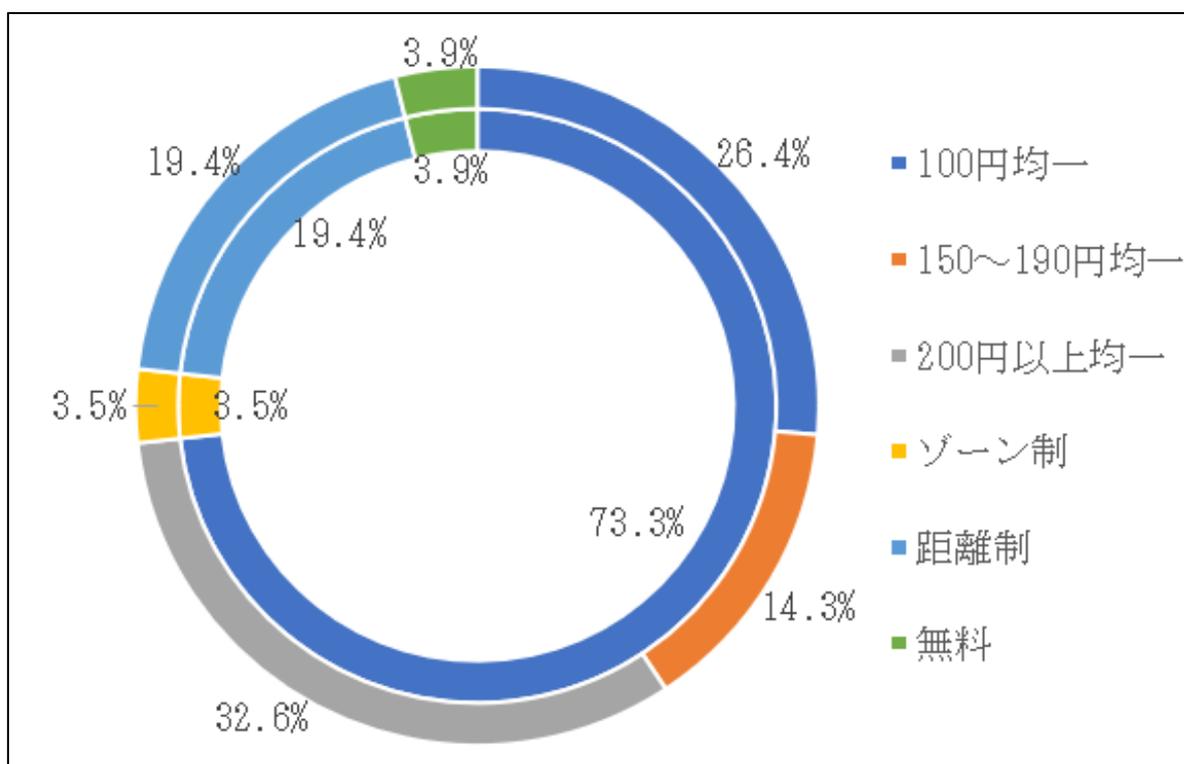
また、同マニュアルによると、平成16年度に実施した近畿管内自治体に対するアンケート結果は下記のとおり、均一制を採用する運賃の中で100円が最低額となっており、また100円均一としている自治体は29%となっている。



(出典：国土交通省「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」)

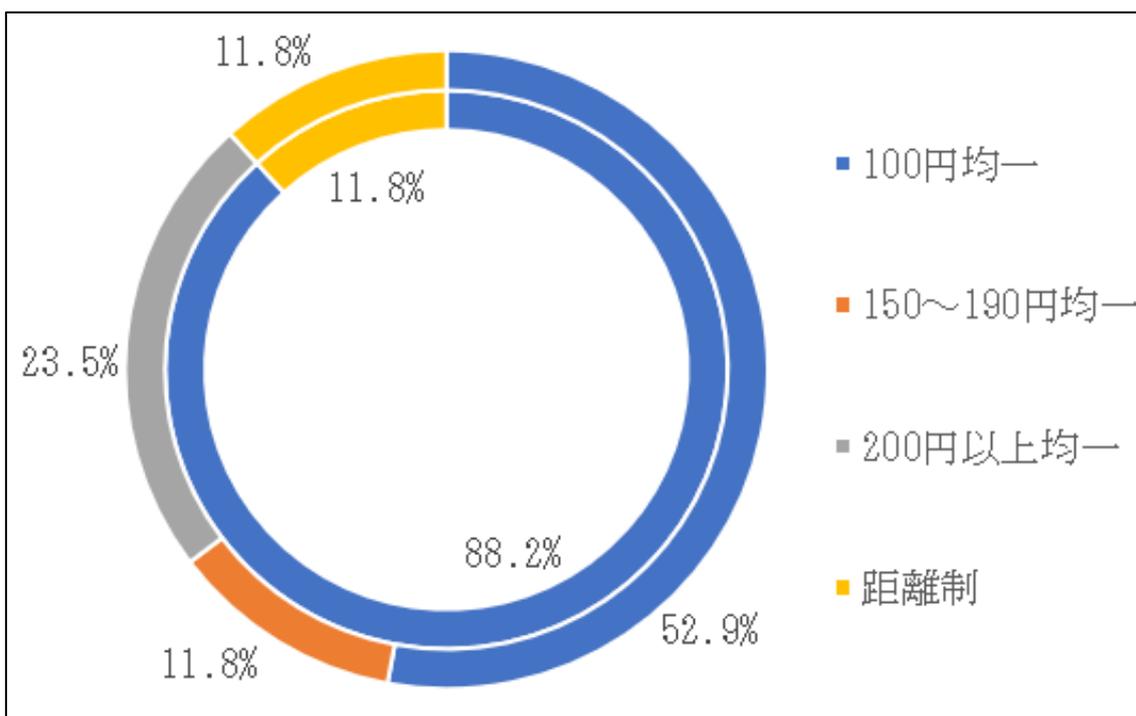
さらに、国土交通省が平成30年12月から平成31年1月までに関東管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）の250の市区町村を対象として実施したコミュニティバスの実態調査結果に記載されている交通要覧に基づき監査人が集計し、分析した。集計した全市区町村の交通要覧の一覧については巻末に参考資料として記載している。

まず、100円均一の運賃を採用している自治体は下記とおり、全体の26.4%となっていたため、上述した平成16年度の近畿管内自治体のアンケート結果と近似する割合となっていた。



(出典：国土交通省「関東運輸局管内におけるコミュニティバス・デマンド交通の実態及びバス待ち環境の先進事例に関する調査業務報告書」を監査人が集計)

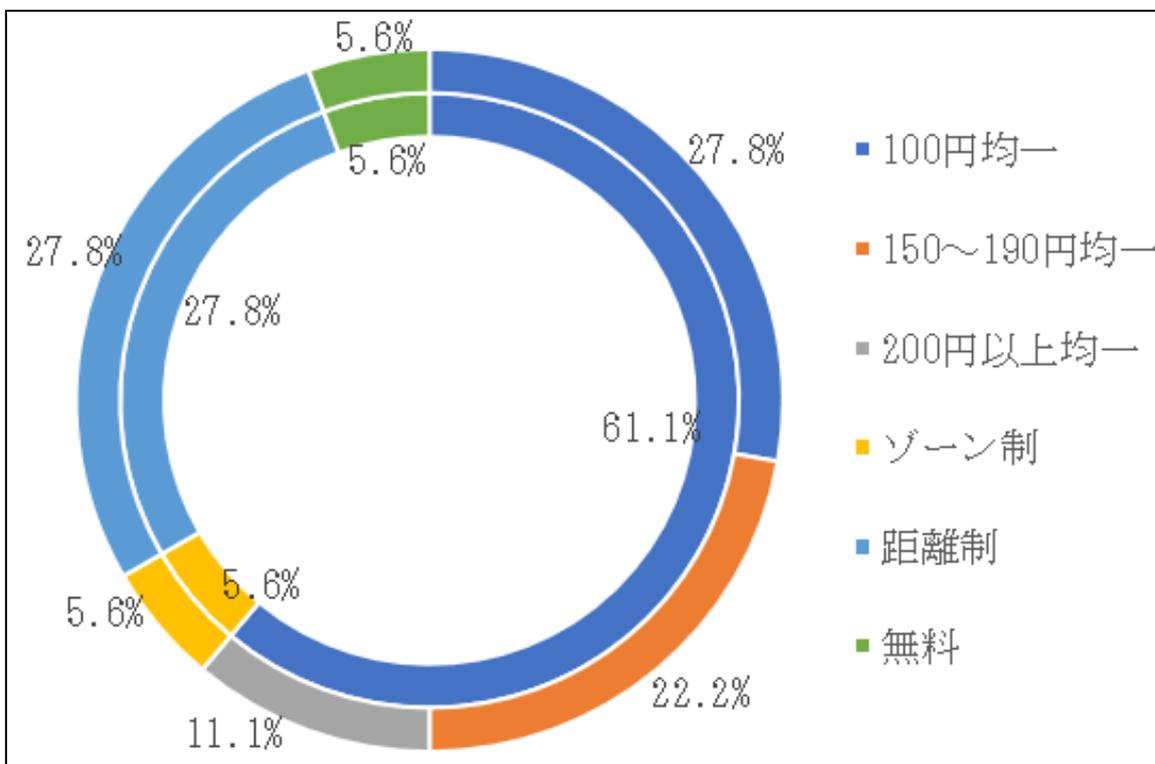
市と同様に、平成 29 年度利用者数が 100 万人を超えていた 17 自治体のうち、52.9%の 9 自治体が 100 円均一の運賃を採用していたが、残りの 8 自治体については 150 円から 300 円までの均一、距離制の運賃を採用していた。なお、100 円均一の運賃を採用していたのは東京都の 23 の特別区や市がほとんどとなっていた。



(出典：国土交通省「関東運輸局管内におけるコミュニティバス・デマンド交通の実態及びバス待ち環境の先進事例に関する調査業務報告書」を監査人が集計)

都県	自治体名	運賃		平成 29 年 度利用者数 (人)	市区町村補 助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
千葉県	浦安市	均一	100	1,426,179	225,785
東京都	港区	均一	100	3,950,453	0
東京都	台東区	均一	100	1,780,420	170,037
東京都	墨田区	均一	100	1,420,886	95,000
東京都	渋谷区	均一	100	1,752,532	131,676
東京都	杉並区	均一	100	1,173,919	26,037
東京都	武蔵野市	均一	100	2,678,827	57,005
東京都	府中市	均一	100	2,115,518	131,368
東京都	国分寺市	均一	100	1,014,862	92,303

市区町村補助支出額が100,000千円を超えていた18自治体のうち、27.8%の5自治体が100円均一の運賃を採用していた。



(出典：国土交通省「関東運輸局管内におけるコミュニティバス・デマンド交通の実態及びバス待ち環境の先進事例に関する調査業務報告書」を監査人が集計)

他事例を参考にした場合、利用者数100万人超の自治体の半分以上が150円から300円の運賃を採用しており、100百万円超の補助金を支出している自治体においても7割近い自治体が150円以上の運賃を設定している状況であった。

また、後述の「[意見-14] 収支率の実績の開示 について」にも記載のとおり、令和5年度のコミュニティバス（たこバス）の運行に関する収支率（収入÷支出）の実績は22.4%となっていることから、コミュニティバス（たこバス）の運行経費の大部分を市からの補助金で賄っている状況である。

今後の補助金の交付金額の水準は高いことが見込まれ、市民にとって運賃が低廉であることも重要だが、事業継続を希望していると考えられる点や、路線バスの均一制の運賃と比較して半額以下となっている状況等を考慮すると、運賃の値上げについて検討することが望まれる。

[意見-14] 収支率の実績の開示について

市は路線別の収支率について利用者数に税抜き運賃（100円÷1.1）を乗じて算定した運行収入と運行経費（減価償却費除く）を比較したみなし収支率を開示しているが、収支率の実績を開示していなかった。

令和5年度におけるみなし収支率と収支率の実績値は下記のとおりである。

ルート名	みなし収支率 A	収支率 (実績値) B	差額 B - A
①西明石北ルート	50.3%	27.7%	△22.6%
②西明石南ルート	36.8%	20.3%	△16.5%
③松陰ルート	26.0%	13.3%	△12.7%
④大久保南ルート	50.3%	25.7%	△24.6%
⑤谷八木ルート	43.2%	23.8%	△19.4%
⑥江井ヶ島ルート	47.6%	26.2%	△21.4%
⑦西江井ヶ島ルート	58.6%	27.5%	△31.1%
⑧金ヶ崎ルート	34.6%	17.7%	△16.9%
⑨錦が丘ルート	31.2%	15.9%	△15.3%
⑩青葉台ルート	71.1%	33.4%	△37.7%
⑪清水ルート	93.4%	43.9%	△49.5%
⑫西岡東ルート	36.1%	17.0%	△19.1%
⑬西岡西ルート	29.1%	16.4%	△12.7%
⑭清水西ルート	21.9%	12.3%	△9.6%
⑮二見ルート	40.5%	26.4%	△14.1%
合計	42.4%	22.4%	△20.0%

(出典：市提供資料)

令和5年度における全体のみなし収支率は42.4%に対して、収支率の実績値は22.4%となっており、20.0%も乖離していることとなる。また、ルート別に見た場合に⑪清水ルートのみなし収支率は93.4%となっているため、ほとんどの運行経費をまかなう運行収入が獲得できているものと錯覚するが、収支率の実績値は43.9%となっており、運行経費の半分も獲得できていない状況となっている。

みなし収支率と収支率の実績値が乖離する要因は、主に下記の3点である。

- (要因1) 運賃の異なる高齢者や障害者、小児、幼児の利用者数を把握していない点
- (要因2) すべて利用者に税抜き運賃(100円÷1.1)を乗じて運行収入を計算している点
- (要因3) 運行経費から減価償却費を控除している点

まず要因1について、所管課は運賃の異なる高齢者や障害者、小児、幼児の利用者数を把握しておらず、利用者数の総数しか把握していなかった。過去の調査結果に基づき利用者の約50%が高齢者、約15%が障害者と認識しており、残りの約35%は通常運賃(100円)の大人といった認識のため、小児及び幼児の利用はほとんどないとの認識となっていた。

しかし、市の令和4年6月にアンケート調査によると、10歳代以下の回答においてコミュニティバス(たこバス)の利用頻度が週5回以上の場合が10%、週1~2回の場合が45%となっており、週5回以上は高校生の通学等が考えられるが、週1~2回の利用については小児や幼児の可能性も十分に考えられる。高齢者や障害者の利用割合についても定期的に補足することにより、利用者数の内訳となる高齢者や障害者、小児、幼児の利用者数を把握することは重要である。

また、所管課の利用者数の把握方法はコミュニティバス(たこバス)の運行事業者からの報告に基づいている。運行経費については証票書類を入手し、確認作業を徹底しているが、運行収入については運行事業者からの月報を入手するのみでそれ以上の検証ができていなかった。

この点、補助対象経費の内容について明石市補助金等交付規則第9条に基づき、担当職員は実施調査を行うことができることから、運行収入の正確性を検証するため、事業者の管理資料との整合性を確認することや、現地調査すること等により、運行収入の根拠となる月報の正確性について検証するとともに、運行事業者に対して牽制機能を働かせることが考えられる。

次に要因2について、みなし収支率を算定するにあたりすべて利用者に税抜き運賃(100円÷1.1)を乗じて運行収入を計算しているが、すべての利用者が通常料金を支払っているといった前提は実態と異なっている。

そもそも高齢者や市内の障害者の運賃無料となるが、市の負担の考え方としては福祉政策と交通政策で半分ずつとなっている。すなわち100円の運賃を免除した場合に、福祉政策として50円、交通政策として50円を市が負担していることになる。そのため、福祉担当部署からたこバスの運行事業者に対して50

円相当を負担しているが、みなし収支率の算定の際の運行収入は100円相当のすべての金額を乗じて計算している。

この点、収支率の実績値は、福祉担当部署が補填した運行収入を含むため、実際の運行収入額を用いて算定することで実態との乖離はなくなると考えられる。実際の収入額を利用しない場合であっても、過去の調査結果で高齢者と障害者の利用者数が約65%とのことだったため、みなし収支率を算定する際にすべての利用者数に税抜き運賃（100円÷1.1）を乗じるのではなく、65%の利用者は半額の税抜き運賃（50円÷1.1）を乗じ、残りの35%は税抜き運賃（100円÷1.1）を乗じる等の工夫も考えられる。

最後に要因3について、運行経費から減価償却費を控除してみなし収支率を算定しているため、減価償却費を含む運行経費をもとに算定する収支率の実績値と相違している。

みなし収支率の算定の際に減価償却費を控除するのは、償却資産であるバス車両について法定耐用年数と実際に使用する年数が異なることから減価償却費の計上が多い年は収支率が悪化し、減価償却費の計上が少ない年は収支率が改善されるため、みなし収支率をモニタリングする際に減価償却費が異常値となることから、減価償却費を控除してみなし収支率が算定されていた。

しかし、減価償却費は当然に発生する費用であり、収支率の算定過程で減価償却費を積極的に控除する理由はないため、減価償却費を含めた運行経費に基づき収支率を算定することが考えられる。なお、減価償却費が各年度において発生額に多寡が生じる場合、実際に使用する年数で償却計算する等の工夫も考えられる。

現在の交通インフラの一部を担っているコミュニティバスを効率的で持続可能な運営を行っていくため、コミュニティバスのみなし収支率は明石市総合交通計画においても令和14年度においてコミュニティバス全ルート平均の収支率50%を目標としている。

収支率50%と設定する趣旨は明石市と市民が50%ずつ負担することでコミュニティバスの運行を維持するものと考えられる。しかし、上述したとおりみなし収支率は収支率の実績値と乖離した計算結果となることから、みなし収支率の開示だけにとどまらず、収支率の実績値を公開したうえで市の負担割合がどのようになっているのかの情報を提示するとともに、目標とする50%を収支率の実績値に置き換えることを検討することが望まれる。なお、実績値の公開が難しい場合であってもみなし収支率が実態と近くなるように計算方法を改めることは最低限必要であると考えられる。

[意見-15] 公共交通利用圏の面積の算定について

鉄道駅勢圏およびバス停勢圏の区域を示す公共交通利用圏の面積を算定するにあたり、市街化区域のみを対象としており、市街化調整区域は控除されていた。市は公共交通利用圏について、下記のとおり定義している。

- ▶ 鉄道駅勢圏域は H22PT 調査結果をもとに鉄道駅別の徒歩利用者の平均所要時間から、徒歩速度を 4km/h として算出  
 (例) 明石駅⇒徒歩速度 4km/h×平均所要時間 9.8 分＝半径 650mの範囲
  - ▶ バス停勢圏域は一日の運行本数が 10 本以上のバス停のみ圏域を一定 300m に設定 (※1)
- (※1) 都市構造の評価に関するハンドブック参考

(出典：明石市「明石市総合交通計画」)

また、明石市総合交通計画において、市内の交通ネットワークを面的にカバーし、誰もが公共交通機関にアクセスしやすい環境を確保するため、市街化区域内の公共交通利用圏の面積を、令和 14 年度においても 90%以上に維持することを目標としており、平成 19 年度から令和 5 年度の状況は下記のとおりである。

	平成 19 年度	平成 24 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公共交通利用圏	75%	91.4%	91.8%	91.8%

(出典：令和 6 年度 明石市地域公共交通活性化協議会 (第 1 回)  
 「【資料 8】明石市総合交通計画の数値目標の進捗について」)

平成 24 年度以降は公共交通利用圏の面積が 90%以上確保されているため、市内において交通不便地域がほとんどないと錯覚することになるが、あくまで市街化区域内の面積となっており、市街化調整区域を含んだ市全域の判断とはなっていない。

所管課は他の自治体の事例をもとに、市街化調整区域を含めずに公共交通利用圏の面積を算定している。一方で、明石市は古くから交通の要衝として発展した経緯もあるため、市街化調整区域においても民家や施設が多く存在しており、また市街化調整区域であっても⑩青葉台ルートや⑭清水西ルートについてコミュニティバスは運行されていることから市街化調整区域を含める必要性もあるものと考えられる。そのため、市街化調整区域のうち民家や施設が多く存在する地域を含めた公共交通利用圏の面積を算定する方法を検討することが望まれる。

## 2-8 交通政策事業

事務事業名		事業所管課
交通政策事業		都市局都市整備室 都市総務課
事業の目的		
令和4年度に改定した総合交通計画に基づき、公共交通の利用促進を基本とし、時代の変化に対応した誰もが安全で円滑に移動できる交通体系を確立する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
公共交通利用者数	年間利用者数	千人/年
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
92,109	100,000	93,000 (見込)
令和5年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	268	39
旅費	280	167
需用費	40	3
委託料	7,236	5,718
使用料及び賃借料	20	-
負担金補助及び交付金	80,598	117,309
合計	88,442	123,236
人件費(参考値)	14,310	14,310
総事業費(参考値)	102,752	137,546

(出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」)

## (1) 都市情報提供システム保守管理業務委託

都市情報提供システム「あかし i びじょん。」は、モニターの設置（JR 明石駅、JR 西明石駅、JR 大久保駅、JR 朝霧駅）及び WEB 版の開発（JR 魚住駅、JR 土山駅）により、電車やバスの乗り継ぎの円滑化及び緊急時の情報提供を図るシステムである。

都市情報提供システム保守管理業務は JR 朝霧駅に設置するモニターの交換等作業を行うものであり、都市情報提供システムの開発業者と特命随意契約を締結している。特命とする理由は、都市情報提供システムはメーカー独自のシステム設計となっており、モニターの交換にあたってはネットワーク環境やサーバ機器、システム管理に精通している必要があり、また、他の業者では作業に係る費用増加や工期の長期化など、システム運用に影響を及ぼすことを懸念して、都市情報提供システムの開発業者以外では業務を適正に履行できないと判断したためである。

### [意見-16] 予定価格の経済性について

JR 朝霧駅に設置するモニターの交換等作業の予定価格を算出する際に当該特命業者からしか見積書を聴取しておらず、当該見積書を参考に予定価格を設定していた。

市の契約事務の手引 17 ページに「実務上、契約予定金額が 5 万円未満の場合には 2 者以上からの見積書の徴収を省略していることがあるが、適正な価格の判断を行い、より有利に契約するためにも、できる限り 2 者以上から見積書を徴収すること。」と記載されており、努力義務ではあるものの複数者からの見積書の徴収を市としても求めているものである。

予定価格を設定する際に、経済性を考慮することが重要であるものの、特命で選定した 1 者のみから見積書の徴収となった場合、経済性の判断が困難となるため、2 者以上から見積書を徴収することが難しい場合であっても、実勢価格を調査する等により予定価格が適正に算定される対応が望まれる。

## (2) バリアフリー化の補助金（交付要綱なし）

市は障害者や高齢者をはじめ、誰もが安全で快適に公共交通を利用できるよう、国、県と連携して市内鉄道駅へのホームドアの設置及び駅舎のバリアフリー化、ノンステップバスの導入などを促進するため、バリアフリー化に関する補助金を交付している。令和5年度は山陽電気鉄道藤江駅に1,135千円の補助金を交付している。

### [意見-17] 助成対象経費の検証について

補助対象経費の工事内容は特殊な業務内容であることから工数及び単価の検証が難しいと判断し、市は検証していなかった。

しかし、検証が難しい場合であっても、同類と考えられる参考単価との比較や、ヒアリングによる工数確認等により経済性を担保することは重要である。

助成対象経費について、不正が発生していないことや、委託業者が過度に利益を享受していないことを確認するため、可能な限り検証することが望まれる。

### 3 緑化公園課の事務事業

#### 3-1 公園維持管理事業

事務事業名		事業所管課
公園維持管理事業		都市局都市整備室 緑化公園課
事業の目的		
市内の公園等を利用する不特定多数の市民に対し、公園等を公の施設として供するため適切に保全し、公園利用者が安全で安心して公園施設等を利用できるようにする。また、地域のニーズを踏まえた管理に努め、地域の方々がより一層公園を使用したいと思える魅力ある公園にする。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
施設の不具合による事故 件数	適切な日常管理と安全点 検により、事故を未然に 防止し、安全管理の指標 とする。	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
0	0	0
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	10,960	10,233
需用費	66,740	52,371
委託料	98,581	95,182
使用料及び賃借料	566	472
工事請負費	31,000	21,785
その他	6,208	5,512
合計	214,055	185,555
人件費（参考値）	134,870	134,870
総事業費（参考値）	348,925	320,425

市内約470箇所の公園や緑地の植栽を含む公園施設を保全するため、直営および業者により、公園施設の修繕業務や剪定・除草業務等を行い、また公園等の清掃や除草、灌水作業等の日常管理は、地域住民で構成された公園愛護会（約280公園）による活動やシルバー人材センターへの業務委託で実施している事業である。

## (1) 公園愛護会

公園愛護会とは、地域の公園を守り、整備・維持管理を行うための団体や組織である。明石市では、市内の公園や緑地で約 280 の公園愛護会があり、清掃や除草など維持管理の活動を行っている。



### ① 報償費

公園愛護会活動に必要なとなる用具の購入、報償費の支払いに必要なとなる活動写真や作業日報の作成、愛護会関係者との会議や市への連絡などに要する費用として、市から愛護会に対して活動面積に応じて報償費が支払われている。令和5年度には総額で 10,233 千円の支払いとなっている。

#### [意見-18] 報償費の取り扱いについて

公園愛護会への報償費について、明石市は「公園愛護会マニュアル」にて、取り扱い等を記載しており、その用途については、愛護会の活動に必要な用具の購入等に限られ、食事や宴会等への支出は妥当ではないと記載されている。用途等に関するトラブル回避のため、マニュアルにおいて「できる限り領収書を保管し、必要に応じて公開すること」を求めているものの、収支について記

帳することまでは求めている。一方、他市<sup>5</sup>では要綱等でこうした報償費について、団体に収支決算書の作成や領収書の保管を明確に義務付けているところも見受けられる。

公園愛護会はあくまでも善意のボランティア団体であり、大きな負担を求めることは望ましくないという市の考え方にも一定の理解はできるものの、報奨金が市の公金であるという性質をもつものであること、また団体運営上のトラブル回避のためにも、領収書の保管や収支の管理を明確に義務付けることが望ましいと考えられる。

## ② 公園愛護会総会及び公園だより

公園愛護会を盛り上げるため、公園愛護会総会の開催や、公園だより（創刊から第3号まではあいご通信）の発行が行われていたが、コロナ禍<sup>6</sup>で中止され、アフターコロナ<sup>7</sup>の現在も、いずれも中止されている。

こんなときこそ  
公園利用のマナーを  
みんなで考えよう！



**公園利用のポイント**

- ・ 集団での利用は控える
- ・ 混雑する場所や時間帯は避ける
- ・ こまめにしっかり手洗いをする
- ・ マスク着用、咳エチケットを心がける
- ・ 大きな声や激しいボール遊びはしない
- ・ 早朝夜間の利用は控える

心身の健康維持のために散歩等で公園をご利用いただく際は、所を避けていただき、特に混雑する時間帯はご利用を見合わせて、「三密（密閉・密集・密接）」を作らないようにご協力をお

公園だより

第6号

令和2年  
5月27日発行  
明石市  
緑化公園課

晴れ渡った空に、新緑の青葉が清々しさを感ずる時期になりま  
紙では、公園に関する様々な情報をお届けします！

新型コロナウイルスに注意しましよ

Q. 公園の閉鎖や遊具の使用は禁止しないのですか。

A. 健康維持やストレス発散の貴重な場であることから利用制限は実施しておりません。  
※明石海浜公園など一部の運動施設は閉鎖としていましたが、5月23日(土)から開放しています。

Q. 愛護会の清掃活動も自粛したほうがいいですか。

A. 各愛護会の皆様の判断にお任せしています。  
活動される際には、感染予防や熱中症対策など、体調管理に十分に気を付けていただきますようお願いいたします。  
なお、4・5月の愛護会活動を自粛した場合についても報償費は通常どおり支給します。

Q. 公園の利用者が増え、ボール遊びが激しい、騒音にも困っているのですが…

<sup>5</sup> 例えば大阪市では公園愛護会制度実施要綱で関係書類の整備や保存について規定されている。その他、藤沢市や小樽市での要綱等参考。

<sup>6</sup> 令和元年末からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行による災難や危機的状況を指す言葉である。

<sup>7</sup> 新型コロナの感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられた後を指す。

## [意見-19] 情報発信やコミュニケーションの再開について

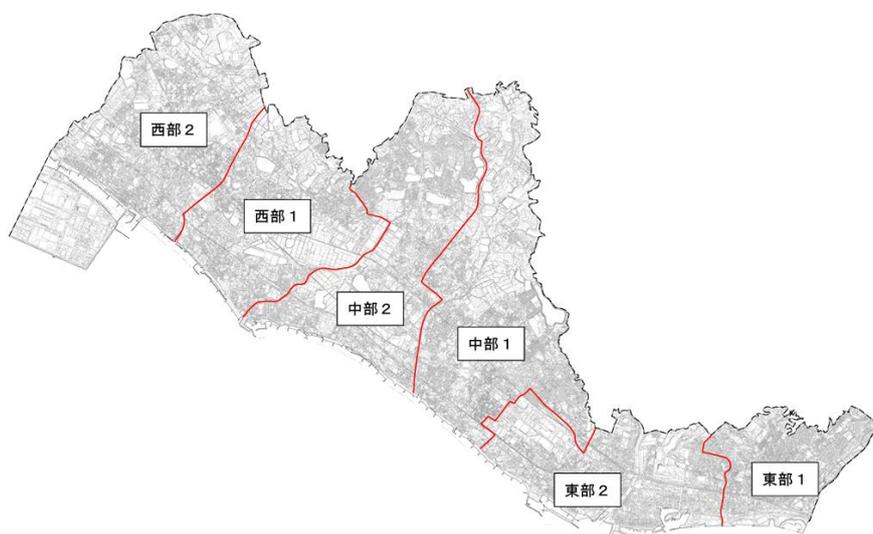
公園愛護会総会や公園だよりといった取り組みは、アフターコロナの現在も、再開されていない。市によると、インターネット等を利用する形式も含めて、どのような形での再開が望ましいのか、検討中とのことであった。

全国的に見ても公園愛護会等の活動は、高齢化等による参加者の減少といった課題があげられる一方で、地域の有用なコミュニケーションツールともなりうる活動でもある。したがって今後、活動をサポートすべき市からの発信は重要になっていくものと考えられる。

市は将来を見据えて有用な情報発信やコミュニケーションの再開に注力されたい。

## (2) 公園樹木維持管理事業

明石市では市内を6エリアに区分して、公園樹木維持管理（公園内樹木の剪定等）の事業者を、入札により選定している。公園樹木維持管理に関しては緑化公園課のほかに教育委員会等の部署の業務もあわせて入札及び契約を行っている。



### ① 契約形態

当該事業は1案件に複数の単価を伴う契約（以下「複数単価契約」という。）である。令和5年度に実施された入札結果は下記のとおりである。

1 回目の入札結果により複数単価契約の落札者 1 者（A 社）を決定し、残りの 5 エリアに対しては、入札結果の安価な順に A 社の複数単価契約と同額で、随意契約として契約される。

6 社の落札者及び随意契約者の決定後、1 回目の入札結果が安価であった順に、6 エリアの中から受託したいエリアを選択できる。

### 【令和 5 年度入札結果】

社名	入札金額（税抜）			監査人追記
	1 回目	2 回目		
A 社	5,634,382		落札	6 エリアの選択権第 1 位
B	6,141,686	5,634,382	随意契約	6 エリアの選択権第 2 位、A 社の単価で契約
C	6,173,360	5,634,382	随意契約	6 エリアの選択権第 3 位、A 社の単価で契約
D	6,205,004	5,634,382	随意契約	6 エリアの選択権第 4 位、A 社の単価で契約
E	6,236,600	5,634,382	随意契約	6 エリアの選択権第 5 位、A 社の単価で契約
F	6,268,321	5,634,382	随意契約	6 エリアの選択権第 6 位、A 社の単価で契約
G	6,299,979			

### ② 予定価格の算定方法

188 の作業項目それぞれに設計単価を設定し、その全項目の単価を単純に合計した結果を、予定価格としている。そのため発注予定数量等が、予定価格に反映されていない。また単位が「本」であっても「㎡」であっても単純に合計されている。

### 令和5年度公園樹木維持管理業務委託

作業番号	種 別	数量	単位	R5設計単価
1	人力吊切工 (c=20~29cm)	1	本	6,090
2	人力吊切工 (c=30~59cm)	1	本	41,429
3	人力吊切工 (c=60~89cm)	1	本	74,593
4	人力吊切工 (c=90~119cm)	1	本	124,254
5	人力吊切工 (c=120~149cm)	1	本	186,508
6	人力吊切工 (c=150~199cm)	1	本	269,984
7	人力吊切工 (c=200~249cm)	1	本	374,678
8	機械伐採工 (c=10~19cm)	1	本	899
9	機械伐採工 (c=20~29cm)	1	本	1,436
10	機械伐採工 (c=30~59cm)	1	本	5,737

### ③ 契約単価の決定

予定単価に対する設計単価の比率を算出し、この比率を各設計単価に乗じて、契約単価としている。

[意見-20] 予定価格における予定発注数量等について

予定価格について、「明石市契約規則」第7条で、以下のように定められている。

(予定価格)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格（第14条第3項の場合にあっては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した予定価格調書は、封書にし、開札の際に開札場所に置かなければならない。ただし、入札の執行前に予定価格を公表する場合は、この限りでない。

3 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して適正に定めなければならない。

(出典：「明石市契約規則」より抜粋。下線部は監査人加筆)

予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと定められており、この項目は単価契約の場合においても適用排除されていない。したがって単価契約は確定した発注数量が見込めない場合に採用される契約手法であるものの、予定価格は契約期間における予定発注数量等を考慮して適切に定めなければならない。

現在の市の入札の仕組みでは、何ら予定発注数量等を考慮していない。市によると「公園樹木維持管理業務委託では、年度毎及びエリア別の数量にバラツ

キがあるため、発注予定数量の予測が困難」とのことであるが、過去の実績等からエリア毎に作業別の発注数量はある程度予想できるものと考えられる。

市は予定発注数量等を加味した入札制度とすることを検討されたい。

#### [意見-21] エリア毎の入札について

予定発注数量の見積もりが困難だという市の主張の要因のひとつに、市内の特徴の異なる6エリアに対する委託業務を、まとめてひとつの入札案件としていることがあげられるものと考えられる。

エリアによって、作業項目について発注予定数量に多少が発生しうる場合、例えばAという作業が多いエリアにおいては作業Aの単価が安価である業者を選定し、Bという作業が多いエリアにおいては作業Bの単価が安価である業者を選定する方が、より経済合理性は高まる。

市はエリア毎の特徴を加味した入札ができるような仕組み、もしくはエリア毎での入札の実施を検討されたい。

#### [意見-22] 複数単価契約における指針について

明石市には単価契約や複数単価契約における入札時の指針やガイドラインが存在しない。そのため、公園樹木維持管理事業委託における入札方法について、緑化公園課は市の契約担当に確認していた、とのことである。一方で先述のとおり、当該入札方法は経済合理性が担保されているとは言い難い。

市は全庁的に複数単価契約におけるルールに関して、指針やガイドライン策定について検討されたい。

### 3-2 指定管理者維持管理委託事業

事務事業名		事業所管課
指定管理者維持管理委託事業		都市局都市整備室 緑化公園課
事業の目的		
石ケ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園ほか7公園・緑地の来園者及びスポーツ施設利用者のやすらぎと健康の増進を図り、誰もが身近にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツ活動の拠点として、また、自然とのふれあいやレクリエーション活動、文化活動など、豊かな地域づくりの拠点として、公園等を利用していただくため、適正な維持管理を行い、快適な公園として運営する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
有料公園施設の利用人数	市民のスポーツ・文化の拠点施設の一つである石ケ谷公園・海浜公園・魚住北公園の有料公園施設を利用した人数を成果指標とする。	人
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
219,634	235,000	239,430
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
スポーツ施設の利用率	市民のスポーツの拠点施設の一つである石ケ谷公園・海浜公園（プール除く）・魚住北公園の貸館施設の利用率を成果指標とする。	%
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
45.1	48	46
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
委託料	247,900	247,436
合計	247,900	247,436
人件費（参考値）	22,140	22,140
総事業費（参考値）	270,040	269,576

体育会館、グラウンド、テニスコート及びプールなどの有料公園施設を有している石ケ谷公園、明石海浜公園及び魚住北公園の3公園とその他の7公園を一括で指定管理者へ管理委託している。

① 指定管理対象施設の概要

施設名	石ケ谷公園	明石海浜公園	魚住北公園
所在地	明石市大久保町松陰 字石ケ谷 1126 番 47	明石市二見町南二見 8 番 1	明石市魚住町長坂寺 字宮東 1242 番 7
公園面積	13.9ha	18.5ha	1.3ha
建物の概要	①明石中央体育会館 ②トイレ	①スポーツ施設管理 事務所 ②クラブハウス ③プール更衣棟 ④プール管理棟 ⑤トイレ ⑥海浜公園管理 事務所	①公園管理事務所 ②公園倉庫 ③シャワー室
施設の概要	野外活動広場、ひだ まりの広場、芝生広 場、市民の森、梅 林、放牧場、ハーブ ガーデンズ、バーベ キュー許可エリア、 スラックライン優先 エリア、あそびの 丘、駐車場、バリア フリートイレなど	運動場、臨時球技 場、テニスコート、 プール、こども広 場、展望広場、自由 広場、駐車場、バリ アフリートイレ、ト イレなど	多目的広場、テニス コート、こども広 場、トイレ、駐車場 など

施設名	明石北わんぱく広場	高丘東公園	高丘西公園
所在地	明石市大久保町松陰 字上大池 338 番 1 ほか	明石市大久保町高丘 3 丁目 4 番	明石市大久保町高丘 7 丁目 24 番
公園面積	2.72ha	2.00ha	1.63ha
建物の概要	①管理棟 ②器具庫 ③トイレ	①トイレ	①トイレ
施設の概要	芝生広場、多目的広 場、バリアフリース イレ、駐車場など	多目的広場、園路、 植栽、遊具、バリア フリースイレなど	多目的広場、園路、 植栽、遊具、バリア フリースイレなど

施設名	西二見公園	西二見緑地	南二見東緑地
所在地	明石市二見町西二見 字出開地 1134 番 1	明石市二見町西二見 字イヤノ上 1257 番 2	明石市二見町南二見 23 番
公園面積	1.33ha	1.72ha	0.38ha
建物の概要		①トイレ	①トイレ
施設の概要	多目的広場、園路、 植栽、遊具、バリア フリースイレなど	多目的広場、園路、 植栽、バリアフリー トイレなど	園路、植栽、トイレ など

施設名	南二見西緑地
所在地	明石市二見町南二見 24 番
公園面積	0.40ha
建物の概要	①トイレ
施設の概要	園路、植栽、トイレ など



(監査人撮影：石ヶ谷公園)

## ② 指定管理者等の概要

指定管理者の変遷は以下の表のとおりである。令和5年度の契約では、しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体（代表：神姫トラストホープ株式会社、構成：株式会社エスエスケイ、マックススポーツ株式会社、神姫バス株式会社）が10施設をまとめて指定管理者として選定されている。

【指定管理者の変遷】

契約期間	平成 21 年度 ～ 平成 23 年度	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	平成 29 年度 ～ 令和 4 年度	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度
石ヶ谷公園	株式会社ホープ	しんきパーク &スポーツマ ネジメント共 同事業体	しんきパーク &スポーツマ ネジメント共 同事業体	しんきパーク &スポーツマ ネジメント共 同事業体
明石海浜公園	株式会社サン アメニティ			
魚住北公園				
明石北わんぱく広場	業務委託	業務委託	業務委託	
高丘東公園	直営	直営	直営	
高丘西公園				
西二見公園				
西二見緑地				
南二見東緑地				
南二見西緑地				

令和 4 年度までの指定管理料の推移は以下のとおりである。令和 5 年度の指定管理料は概要表のとおり 247,436 千円であり、指定管理の対象施設増加により指定管理料が増加している。

【指定管理料の推移】

(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
219,952	224,124	221,462	218,962	220,034	221,750

③ 有料施設を有する公園別の収支

主な 3 公園の収支は下記のとおりである。

➤ 石ヶ谷公園

【指定管理施設の収支】

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
収入合計 A	126,921	134,563	135,844
指定管理料	112,864	112,864	111,360
利用料等収入	0	0	0
実施事業収入	8,281	10,674	13,311
精算返戻金	984	5,812	6,535
その他収入	4,792	5,213	4,638
支出合計 B	108,243	126,104	128,230
人件費	50,571	56,314	44,349
事務費	4,733	5,076	8,630
管理費	48,164	56,229	66,085
物件費	1,197	2,247	1,278
負担金	118	218	123
事業費	3,169	4,022	6,202
租税公課	7	31	69
一般管理費	0	0	0
その他支出	284	1,967	1,494
収支 (A-B)	18,678	8,459	7,614

【市の収支】

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
収入合計 A	14,149	13,690	14,383
利用料等収入	14,149	13,690	14,383
国庫補助金等	0	0	0
その他	0	0	0
支出合計 B	179,350	183,942	181,861
人件費	12,085	11,849	10,549
指定管理料	113,848	118,676	117,895
減価償却費	53,417	53,417	53,417
その他	0	0	0
収支 (A-B)	△ 165,201	△ 170,252	△ 167,478

➤ 明石海浜公園

【指定管理施設の収支】

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
収入合計 A	108,126	107,142	122,374
指定管理料	98,903	98,903	108,840
利用料等収入	0	0	0
実施事業収入	7,973	9,758	10,978
精算返戻金	△ 277	△ 3,389	0
その他収入	1,527	1,870	2,556
支出合計 B	96,359	96,183	111,617
人件費	48,688	49,358	55,297
事務費	8,330	10,024	11,371
管理費	27,835	28,550	34,225
物件費	124	22	629
負担金	141	73	68
事業費	6,401	6,989	8,667
租税公課	67	117	103
一般管理費	0	0	0
その他支出	4,773	1,050	1,257
収支 (A-B)	11,767	10,959	10,757

【市の収支】

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
収入合計 A	44,992	49,130	51,035
利用料等収入	44,992	49,130	51,035
国庫補助金等	0	0	0
その他	0	0	0
支出合計 B	129,986	125,942	139,125
人件費	10,468	9,536	9,739
指定管理料	98,626	95,514	108,840
減価償却費	20,892	20,892	20,546
その他	0	0	0
収支 (A-B)	△ 84,994	△ 76,812	△ 88,090

➤ 魚住北公園

【指定管理施設の収支】

(単位：千円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
収入合計 A	9,996	9,712	9,508
指定管理料	7,560	7,560	7,200
利用料等収入	0	0	0
実施事業収入	2,240	1,935	2,177
精算返戻金	0	0	0
その他収入	196	217	131
支出合計 B	7,502	8,211	7,538
人件費	4,299	4,270	4,650
事務費	524	693	637
管理費	1,044	1,669	547
物件費	0	0	0
負担金	0	0	0
事業費	1,635	1,579	1,700
租税公課	0	0	0
一般管理費	0	0	0
その他支出	0	0	4
収支 (A-B)	2,494	1,501	1,970

【市の収支】

(単位：千円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
収入合計 A	4,818	4,809	4,530
利用料等収入	4,818	4,809	4,530
国庫補助金等	0	0	0
その他	0	0	0
支出合計 B	8,786	8,324	7,844
人件費	802	755	644
指定管理料	7,560	7,560	7,200
減価償却費	424	9	0
その他	0	0	0
収支 (A-B)	△ 3,968	△ 3,515	△ 3,314

[意見-23] 定期的な施設毎の収支の把握について

今回監査にあたり、市に依頼して施設毎の収支を算定し、提出して頂いた。市によると、このような施設毎の収支は、通常は作成及び確認していないとのことである。また、令和3年度の包括外部監査でも指摘されているが、有料施設ごとの収支が分かる報告にはなっていない。

こうした収支は、指定管理料の設定の妥当性の検討のみならず、利用料金制度導入の検討や、使用料見直しの際に検討されるべき受益者負担割合の妥当性という観点からも必要な情報だといえる。

市はこうした分析や検討を行うためにも、定期的に収支等の必要な情報収集をすることが望ましい。

④ 主な施設の利用率等（年間平均）

主な施設における年間平均の利用時間、利用率等の推移は下記のとおりである。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		開場時間	利用時間	利用率	開場時間	利用時間	利用率	開場時間	利用時間	利用率
明石中央体育館	第1競技場	635	450	69.9%	672	514	76.4%	676	535	79.2%
	第2競技場	313	264	83.5%	334	287	86.1%	338	284	84.1%
	会議室	939	323	33.7%	1,008	408	40.6%	1,014	437	43.2%
明石海浜公園	テニスコート	1,755	640	36.4%	1,780	603	33.9%	1,769	589	33.3%
	運動場	512	174	34.1%	528	183	34.7%	519	180	34.7%
	臨時球技場	209	77	36.7%	217	75	34.8%	215	70	32.4%
	屋内競技場	335	221	65.8%	334	238	71.4%	333	239	71.7%
	会議室	570	29	5.1%	569	34	6.0%	567	37	6.5%
魚住北公園	テニスコート	664	383	57.7%	672	390	58.0%	676	391	57.8%
	多目的広場	208	119	57.3%	217	119	54.9%	214	113	52.8%

#### [意見-24] 時間帯別の利用率の算定について

こうした施設の利用率は施設の経済性・効率性・有効性を図る上でも重要な指標である。特に体育施設においては時間帯によって利用率に大きな差がでるため、利用率は時間帯ごとに把握できることが理想であるが、現在は曜日別の情報までしか把握できていない。そのため詳細な利用率の検討<sup>8</sup>ができなかった。

利用率については、時間帯の情報まで把握できるような仕組みを検討されたい。

#### [指摘-5] 利用率の算定誤りについて

利用率の算定方法は「利用時間÷開場時間」で算定しているとのことである。ただし、営利目的で施設を利用する場合、その使用料は通常の4倍、付属設備使用料は2倍となることから、利用率の算定にあたっては、営利目的の利用の場合は1時間の利用であっても4時間として換算しているとのことである。一方で、利用料が減免されている場合に関しては、利用時間どおりで加算されている。その結果、利用率表では利用率が100%超となっている月や曜日が散見され、効率的に施設を運用しているか否かの指標としては不適切である。

仕様書や基本協定書でも適切な利用状況を報告することが求められている。市は指定管理者に対し、実際利用時間に基づき適切に利用率を算定するように指導されたい。

#### [意見-25] 予約及び施設管理に関するシステム化の検討について

石ヶ谷公園をはじめ、しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体が指定管理者と指定されている施設には、予約システムが導入されておらず予約希望者は電話もしくは窓口に来館する必要がある。また管理業務面でも基本的には紙面及びエクセルによる管理であり、効率的な管理とは言えない状況が見受けられた。

---

<sup>8</sup> 例えば、利用率低い午前中は、使用料安価に設定する、または自主事業を導入するなどの検討が可能となる。

利用者アンケート上も予約システムの導入を求める意見が見られた。また業務面でも総合的な管理システムの導入は業務の効率化が図られるほか、前述の時間帯別の利用率の管理等も容易になる。

市は総合的なシステムの導入を検討されたい。

[意見-26] 指定事業・提案事業の使用料免除について

監査人が石ヶ谷公園内の体育会館の管理事務所を視察した際、指定管理者が行う指定事業及び提案事業に係る有料施設使用料は全額減免の手続きが取られていた。

しかし市の「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の「②指定管理者が行う事業の分類」によると、指定事業及び提案事業の施設利用権限は「市の代行管理権」となっており施設の使用手続きを要しないとされている。

市は指定管理者の実施している指定事業及び提案事業について利用権限を確認し、代行管理権行使時における手続きや考え方について整理されたい。

**② 指定管理者が行う事業の分類**

指定管理者は、市が仕様書で実施を指定した事業を行うとともに、指定管理業務の実施を妨げない範囲において事前に市の承認を得た事業を行うことができる。

指定管理者が行うことができる事業は、以下の表に分類される。

分類	定義	経費の負担方法	施設の利用権限
指定事業	施設の設置目的内で、市が仕様書で実施を指定した事業	指定管理料 及び 利用料金から支出 できる	市の代行管理権 (施設の使用許可手続きを要しない)
提案事業	指定管理者からの提案を受け、市が施設の設置目的内と認めた事業 (書面による合意又は承諾)		
独自事業 (目的内)	本来の指定管理業務ではないが、 施設の魅力向上等を目的として指 定管理者が独自に行う事業	指定管理料 及び 利用料金から支出 できない(指定管 理者の自己負担)	施設の使用許可 (一般利用者と同じ)
独自事業 (目的外)			行政財産の目的外使用許 可(一般利用者と同じ)

※2020年3月指針改定により「自主事業」の名称を廃止し、分類を明確にしています。

(出典：公の施設の指定管理者制度に関する指針)

[意見-27] イベント等に関する指定事業及び提案事業からの収入について

明石市では「公の施設の指定管理者制度に関する指針」において、指定管理者が行う指定事業及び提案事業にかかる経費負担は指定管理料から支出可能、つまり市の負担とすることが可能とされる。また公園管理に関する仕様書においても指定事業及び提案事業にかかる経費負担は指定管理料から支出可能と明記されている。

様式第3号の2

しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体  
実施事業 収支報告書 (令和5年度)

(単位:円)

事業名	実施事業収支報告								備考
	収支 予算	収支 ①-②	収入…①			支出…②			
			参加費	参加料	参加人数	講師 謝礼金	材料費 等	その他	
乗馬体験&ネイチャー ゲーム	5,000	0	0	0	0				雨天中止
石ヶ谷公園で馬車に乗れるかも?		-1,200	0	0	701		1,200		
体験事業計	199,500	191,531	281,600	—	—	0	90,069	0	
石ヶ谷公園 指定事業 小計	10,120,000	7,921,189	13,112,500	—	—	4,686,251	267,444	237,616	

一方で、現在、指定管理業務において生じた収入のうち、自販機手数料以外のその他の収入は、仕様書等に帰属先が明記されていないものの、実際は指定管理者へ帰属する収入となっている。

指定事業及び提案事業の経費を指定管理料から支出している場合、収入の方は指定管理者に帰属する一方で、経費は明石市が負担しており、整合していないようにも見える。

市はこうした指定事業および提案事業からの収入の帰属先に関して、仕様書等で明確に示されたい。

[意見-28] 利用料金制等、インセンティブの仕組みの導入について

明石市のスポーツ施設は一部を除いて利用料金制を採用していない。一方で、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」によると「利用料金制度を導入にすることにより、自立的経営が図られる等、指定管理者のインセンティブの向上が期待できる場合には、積極的に導入することとし、上限額、料金の定め方などを規定する。」とされている。

また他市を鑑みても、スポーツ施設等に利用料金制（一部利用料金制含む）を導入している事例は少なくない<sup>9</sup>。

指定管理者の変遷のとおり、緑化公園課が所管する施設に係る指定管理者は平成24年度以降、継続して同じ団体が指定を受けており、また公募時の応募者も現指定管理者のみという状況が続いている。競争性が働いているとは言い難い状況が続いており、何らかのインセンティブの仕組みを導入することも検討すべきである。

このような状況下であることも鑑み、明石市においても、指定管理者の創意工夫を促すためにも、有料施設においては、利用料金制の導入を検討されたい。

#### [指摘－6] 現物実査について

施設の視察に合わせて、備品等が適切に管理されているか確認したところ、以下のとおり一部に備品ラベルの貼付がないもの、使用見込みのないものが見受けられた。

備品番号	分類	品名（型式番号）	取得年月	取得価格（円）	指摘事項
610	医療用品	血圧計	S57.4	20,500	① 部品が壊れており使用できない状態である。不用の決定、廃棄処分が必要。
649	体育器具	跳箱	S57.4	29,400	① 新しい跳箱を購入し、今後の使用見込みはない状態である。不用の決定、廃棄処分が必要。 ② 備品ラベルが未貼付（手書きの番号もなし）
650	体育器具	跳箱	S57.4	29,400	
696	体育器具	平均台	S58.4	20,400	① 備品ラベルが未貼付（手書きの番号もなし）

<sup>9</sup> 総務省『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和4年3月29日公表）』によると、政令指定都市におけるレクリエーション・スポーツ施設において利用料金制を採用しているのは947施設中557施設とのことである。

1205	遊具	積木（動物パズル 50音ブロック）	元.4	87,000	①物品名称が現物と台帳で異なっている（台帳：動物パズル、現物：動物パネル） ②備品ラベルが未貼付（手書きの番号もなし）
1351	マイク	タイピンマイク	H3.4	44,000	①備品ラベルが未貼付（手書きの番号もなし）

上述以外にも、今後使用する見込みのない古いタイヤや運動会用品等が散見された。

仕様書においても、貸与備品について適切に管理することが求められている。市は備品ラベルを貼付するなど正しく管理するとともに、使用見込みがない不用品については、適時に廃棄等を行うことを検討されたい。



（監査人撮影：【No. 649、650】跳箱）



(監査人撮影：使用見込みのない不用品)

#### [指摘－ 7 ] 指定管理者の保守管理業務の遂行について

石ケ谷公園を視察した際、小屋のシャッターの鍵が破損しており、誰でもシャッターを開け、内部に侵入できる状況が発見された。小屋内部には刃物を含む器具や車の鍵等がおかれており、安全面・防犯面から大きな問題がある。

石ケ谷公園ほか公園・緑地の指定管理者業務に関する仕様書によると、「指定管理者は安全管理マニュアルを作成し、施設や設備等を良好に維持し、サービスの提供が円滑に行われるよう、～（略）～、日常点検及び保守管理業務を行うこと。」とされる。

市によると直ちに状況を改善したとのことであるが、指定管理者は仕様書に基づき適切に日常点検及び保守管理業務を実施すべきであり、市も適宜適切に指導すべきである。

### 3-3 菊栽培等事業

事務事業名		事業所管課
菊栽培等事業		都市局都市整備室 緑化公園課
事業の目的		
長い歴史と伝統を誇る「明石公園菊花展覧会」を薫り高い文化的な伝統行事として栽培技術とともに後世に継承することにより文化的で緑豊かなまちづくりを推進する。また、明石の秋を彩る観光イベントとしてまちの活性化に寄与することを目的とする。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
菊花展覧会への出品作品数	菊花栽培教室等による菊花の普及状況や栽培技術の向上を確認するひとつの指標とする。	点
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
382	380	395
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
菊花展覧会の来場者数	秋の観光資源としての来場者数の指標とする。	人
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
202,500/23日 (8,804/日)	200,000	166,500/23日 (7,239/日)
令和5年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	270	342
旅費	20	20
需用費	4,885	935
役務費	45	44
委託料	15,027	15,127
使用料及び賃借料	8	-
合計	20,255	16,468
人件費(参考値)	13,027	13,027
総事業費(参考値)	33,282	29,495

(出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」)

明石公園菊花展覧会（以下、「菊花展」という。）を開催している事業である。市のホームページによると、この菊花展は地域における伝統文化として、地域文化の発展・振興に大きく寄与し、観光資源としても広くPRを行い、明石駅前周辺の中心市街地の活性化に貢献している、とのことである。



菊花展の過去10年の出品数を見ると315作品から395作品と増加している。一方で、明石市が菊花展の入場者数として報告している人数は、菊花展を目的とした来場者数ではなく、兵庫県立明石公園の入場者数<sup>10</sup>である。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	86回	87回	88回	89回	90回
入場者	191,000	179,000	187,500	136,000	326,300
出品数	315	355	355	382	351

<sup>10</sup> 兵庫県より情報提供を受けている。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	91回	92回	93回	94回	95回
入場者	292,000	165,000	148,500	202,500	166,500
出品数	361	386	359	382	395

#### [意見-29] 事業の評価方法について

菊花展の来場者数とされる数値は、兵庫県立明石公園の入場者数であり、明石公園を管理している兵庫県からデータを入手しているものであり、この指標を菊花展の入場者数として公表することは適切ではない。実際、監査人が視察を行った日においても明石公園で「第13回 明石肉フェスタ2024」が行われており、入場者の多くがフェス目的のように見受けられた。合理的に考えて、公園入場者数の増減数は明石公園の他のイベントに影響を受けることが多いと考えられる。

そのため菊花展としてのどの程度、観光資源として寄与しているのか、集客力があるか否かの判断が得られなかった。

菊花展が公園の正面入口から中央園路にかけて展示を行っているため、菊花展自体を目的とした入場者をカウントすることは難しいとのことであるが、少なくとも事業評価の観点から、来場者にWEBや紙面でのアンケートを依頼する等の工夫により、事業をより適切に評価できるような仕組みを考えられたい。

#### [意見-30] 菊花展事業の在り方について

明石市の菊花展は大正15年から行われており、長い歴史を持つ。一方で、全国的には菊花展は事業の継続そのものが厳しくなりつつある。近隣の菊花展においても、菊花愛好家の高齢化等を要因として、神戸市の相楽園の菊花展の廃止、枚方市の菊人形展の規模縮小等が相次いでいる。明石市においても今後、従来の方法では、同規模の菊花展を継続していくことが難しいと予想される。また現状では市税を16,468千円投入することが適切か否かの判断は難しい。

今後は神戸市や枚方市のように、規模は縮小するものの菊の愛好家の方々の作品を持ち寄っていただいで展示していただける場所を提供するというように開催方法を変えていくことも考えられる。

市は菊花展事業の在り方を検討されたい。

### 3-4 墓園維持管理事業

事務事業名		事業所管課
墓園維持管理事業		都市局都市整備室 緑化公園課
事業の目的		
石ヶ谷墓園を使用される方に快適な墓参環境を提供するため、施設の運営及び維持管理を行う。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
一般墓地使用者の所在不明者数	一般墓地使用者の住所又は存命を調査し、死亡の場合は、早期対応で無縁化等を防止できる。	人
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
41	0	41
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	9,910	7,924
役務費	561	371
委託料	29,638	19,667
工事請負費	5,000	2,846
公課費	2,822	2,015
その他	470	125
合計	48,401	32,948
人件費（参考値）	58,601	58,601
総事業費（参考値）	107,002	91,549

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

#### （1） 墓園概要

石ヶ谷墓園は明石市大久保町の北部にあり、一般墓地のほか、平成27年度より合葬式墓地も設置している。

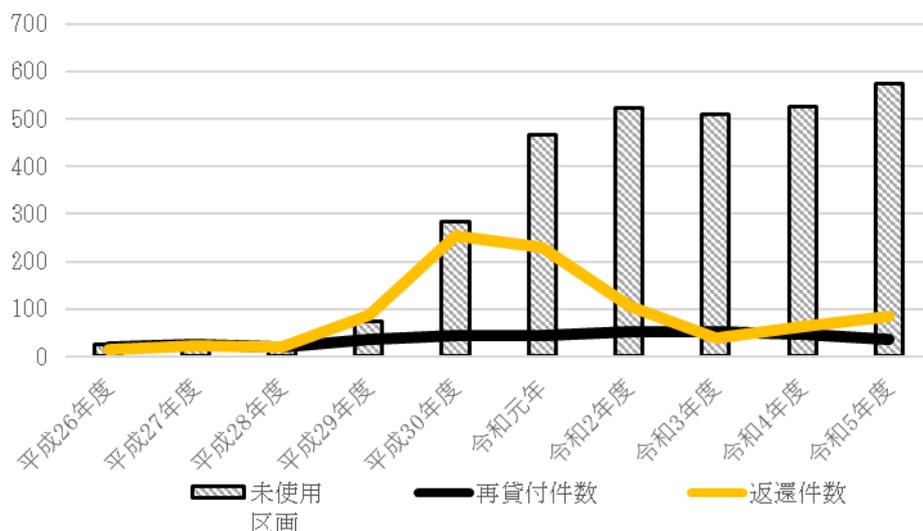


① 一般墓地概要

区画サイズ	墓所数
2.25 m <sup>2</sup>	2,388
4.01 m <sup>2</sup>	5,411
6.00 m <sup>2</sup>	1,665
8.00 m <sup>2</sup>	391
10.02 m <sup>2</sup>	242
12.00 m <sup>2</sup>	202
合計	10,299

年度	使用者数 (人)	未使用 区画	合計	再貸付件数			返還 件数
				定期 募集	常時 募集	年度計	
平成26年度	10,273	26	10,299	20		20	14
平成27年度	10,275	24	10,299	25		25	23
平成28年度	10,276	23	10,299	21		21	20
平成29年度	10,225	74	10,299	36	0	36	87
平成30年度	10,016	283	10,299	42	3	45	254
令和元年	9,832	467	10,299	34	11	45	229
令和2年度	9,776	523	10,299	25	26	51	107
令和3年度	9,789	510	10,299	20	31	51	38
令和4年度	9,773	526	10,299	12	34	46	62
令和5年度	9,725	574	10,299	11	26	37	85
合計				246	131	377	919

## 未使用区画推移



現在は未使用区画が増加しているものの、過去には墓地区画が不足していた。そこで明石市では平成29年4月から令和2年3月までの特例として、墓じまいの際の原状回復撤去工事を免除<sup>11</sup>していた。そのため平成30年度から令和2年度の墓地返還数が大幅に増加している。市によると想定外の返還数であったとのことであり、原状回復費用は市が負担するものの、更地にする工事をまとめて発注することにより1区画当たりの費用は安価となり、加えて返還された区画を新規に募集することにより使用料・管理料の収入が発生したことで、収支としてはプラスとなったとのことである。その後、社会情勢の変化等より、一般墓地への需要が減少し、区画返還が新規募集を上回る状況が続いており、未使用区画が増加している。

### ②合葬式墓地

一般墓地の需要が減少している一方で、需要が増加しているのが合葬式墓地<sup>12</sup>である。2017年の募集開始以降、毎年度一定の使用許可件数で推移している。

<sup>11</sup> 通常は墓石を解体するなどして更地にしてからの返還が必要であり、20～30万円の負担が使用者に発生する。

<sup>12</sup> 合葬式墓地とは、建物全体をひとつのお墓と考え、多くの焼骨を共同で埋蔵するお墓をいう。個人での管理や、お墓を承継していく必要がなく、近年全国的にもニーズが高まっている。

年度	使用許可件数				記名板
	直接 合葬室	10年個別	20年個別	年度計	
平成29年度	515	84	54	653	533
平成30年度	580	67	43	690	670
令和元年度	618	54	57	729	711
令和2年度	235	35	24	294	292
令和3年度	241	32	21	294	262
令和4年度	314	32	29	375	331
令和5年度	328	36	23	387	310
合計	2,831	340	251	3,422	3,109

※平成29年12月1日供用開始

※許可件数内訳の「10年個別」「20年個別」とは10年間又は20年間個別安置後に合葬室に埋蔵すること



### [意見-31] 置き看板について

墓園の使用者との連絡が付かない場合、市は使用者の墓地区画に市に連絡してほしい旨を記載した置き看板を置いているが、監査人の視察時において確認できる範囲の置き看板は全て劣化しており、文面が消えているものであった。また、区画に固定しているわけではないため、強風等で別の区画や通路に飛ばされ、放置されているものも見受けられた。

市は当該置き看板が有効になっているか定期的に確認されたい。



## (2) 無縁墳墓

無縁墳墓とは管理する縁故者のいなくなった墓を指す。墓地における各使用区画の管理は、通常、その使用者が行う必要があるが、使用者が所在不明となっている無縁墳墓等では十分な管理が図られない。無縁墓地においては雑草の繁茂や墓石の倒伏等が生じ、荒廃による周辺環境の悪化や近隣の使用者とのトラブル等の原因となりかねない状況が発生する可能性が高くなる。また、公営墓地を設置している自治体においては、樹木の伐採のために毎年度予算を計上する、墓石の倒伏防止のため職員が防護柵を加工・設置するといった手間と費用を要した例も発生している。近年、日本では高齢化や核家族化、人口減少の影響により、無縁墳墓が増加しており、墓地行政としても大きな問題となりつつある。

明石市は令和5年度末時点で「使用者の住所不明数41人」とはしているものの、あくまで調査中であり、無縁墳墓との認識している墓地区画はないとのことであった。しかし実際には使用者等と連絡の取れていない期間が長く続いており、実質的には無縁墳墓に近い状態にあると考えられる。

こうした無縁墳墓への対応として、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」（以下、「墓埋法施行規則」という。）第3条に示された手続き（以下、「改葬手続き」という。）により、無縁墳墓の増加が社会問題になりつつある昨今、こうした改葬手続きを行う自治体が増えている。

（参考：無縁墳墓改葬手続き）

墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条の手続き

第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下、「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 無縁墳墓等の写真及び位置図
2. 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
3. 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
4. その他市町村長が特に必要と認める書類

[意見-32] 無縁墳墓等の手続について

明石市墓園条例では、使用権の消滅及び無縁墳墓等の改葬に関して次のとおり定められている。

#### 【明石市墓園条例】

（使用権の消滅）

**第15条** 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

- （1）使用者の死亡又は合併から5年以内に地位の承継の申出がないとき。
- （2）使用者である法人が解散したとき。

(3) 使用者が住所不明となり 10 年を経過したとき。

(無縁墳墓等の改葬)

**第 16 条** 前条第 1 号及び第 2 号の理由が発生した日から 5 年を経過し、又は第 3 号に該当したときは、市長は、その墳墓又は碑石、形像類等を一定の場所に改葬又は移転することができる。

2 前項の改葬又は移転前に、祭祀を主宰する者の申出があったときは、市長は特に当該区画の使用許可をすることができる。

3 改葬又は移転後 10 年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。

まず、条例 15 条では使用权が消滅する条件が規定されている。その上で条例 16 条 1 項及び 2 項において改葬又は移転できる条件が規定されている。その後、条例 16 条 3 項では「改葬又は移転後 10 年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。」と規定されており、これは墓埋法施行規則第 3 条に基づき改葬の手続きを行うことが規定されているものと考えられる。

一方で、現状においては、先述のとおり市は連絡の取れない使用者に対して市に連絡する旨の置き看板を設置しているが、こうした手続きは進めていない。

市は明石市墓園条例に基づき、無縁墳墓等の手続の実施について検討されたい。

[意見-33] 使用許可時における使用权消滅時の取り扱いの明確化について

先述したとおり、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則第 3 条」の無縁墳墓の手続きは、あくまでも行政法の改葬許可であり、当該改葬許可手続を履践したからといって、無縁化した墓石を解体撤去した場合や、無縁化した墓地を更地にした場合に、民法上の不法行為責任や債務不履行責任を免れられるわけではない。

こうした対策として使用許可時に墓地の使用契約が解除される条件を明確にしておくことが考えられる。具体的には、墓地の使用申込時に、無縁墳墓の定義を明確にし、「無縁墳墓化した場合は、墓地の使用权が消滅し、墓石は市が解体撤去して、墓地を更地にする。」という項目を設けておくことが考えられる。現在は申込書のその他の注意事項に「使用权が消滅することがあります。」と記載されているのみである。

市は使用許可時における使用权消滅時の取り扱いについて検討されたい。

[意見-34] 墓園前の看板について

墓園の入り口の直前にある民間の石材店について「墓園案内所」の看板が掲げられている。市に問い合わせたところ市とは一切関係のない民間の法人であるとのことであった。

市と関連した施設のように誤認する方もいるため、看板を撤去してもらった方が良いのではないかと指摘したところ、市としては以下の理由により、看板の撤去について民間業者に指導できないとのことであった。

- ア 同店舗は石ヶ谷墓園正門の外にあり、店舗の外観が墓園管理事務所や正門などの酷似しているわけではない。また、市の施設であることを誤認させるような呼び込みなどもしていない。
- イ 市民等から市の施設であると誤認したことから、不利益が発生したという報告は受けていない。
- ウ 法に基づくものとしては不正競争防止法があり、同法2条に不正競争が定義されているが、本件はそのどれにも当たらない。

一方で監査人としては、市には、商法14条の責任が生じる可能性があるため、民間業者に看板を撤去するよう指導すべきであると考えている。

すなわち、商法2条は「公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法律に定めるところによる。」と規定されており、市が営む石ヶ谷墓園もこれに該当する。

次に、商法14条では「自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。」とされており、判例の中には、「スーパーマーケットYの屋上でテナントとしてZがペットショップを経営しており、その店舗の外部にはYの商標を表示した大きな看板が掲げられており、屋上案内等には「ペットショップ」とのみ記載され、営業主体がYかZかが明らかにされておらず、一般客が営業主体をYと誤認するのもやむを得ない外観があり、かつ、YとZの契約によりZをしてYの統一営業方針に従わせる等の事情が存在しているときは、Yは、本条の類推適用により、一般客とZとの取引に関して名板貸人と同様の責任を負う。」(最判平7.11.30)としたものがある。

本件は、厳密に言えば市の運営する墓園案内所である旨明示されたものではなく「商号を使用」という条文上の要件には直接に該当しないが、墓園正門前という立地と看板に大きく「墓園」と掲げていることからすると、今後、当該店舗において顧客とのトラブルが生じた場合、顧客が明石市に対して本条の類推適用という法律構成で債務不履行責任を追及してくることも考えうる。

結論として、徹底的に争えば、市が責任を負うことを回避できるかもしれないが、そもそも市民との間で紛争を抱えること自体が市にとって大きな負担となるし、予防法務の観点からは、争いになり得る事柄にあらかじめ対処する必要性があるものと考えられる。

なお、市は「ア 同店舗は石ヶ谷墓園正門の外にあり、店舗の外観が墓園管理事務所や正門などの酷似しているわけではない。また、市の施設であることを誤認させるような呼び込みなどもしていない。」と反論するが、市が運営する墓園管理事務所や正門の外観を市民が正確に認識しているとは限らず、民間業者の看板を見て市が運営する墓園管理事務所と誤信する可能性があり、それが紛争の発端となる可能性があるし「イ 市民等から市の施設であると誤認したことから、不利益が発生したという報告は受けていない。」と反論するが、今まで市民からの責任追及がないからと言って、今後もないとは限らない。

利用者に市の公的な機関との誤解を与える可能性があるため、市は使用者に対し、石ヶ谷墓園には指定の石材店等はないこと、石材店を利用する際には複数の見積もりを取るなど、ホームページや使用者に配付する資料等に掲載し、慎重に石材店を選ぶよう周知することについて検討されたい。

#### [意見-35] 生前承継について

お墓の生前承継は無縁墳墓を防ぐという意味では有効な手段である一方、墓地使用权の譲渡・転貸との区別が難しく、トラブルの原因となるため、生前承継を認めない、もしくは要件を設けていることがほとんどである。

石ヶ谷墓園において生前承継を行うためには下記の要件を満たすことが必要である。

#### 【生前承継ができる要件】

- A 使用許可後5年以上経過していること。
- B 承継者が親族であること。
- C 現使用者と承継者の双方が合意していること。

(出典：明石市ホームページ)

このうち「A 使用許可後5年以上経過していること」という要件は、過去墓地が不足していた時代において、不正な墓地使用权の譲渡・転貸対策として規制されていたものである。昨今、墓地区画の返還数が再貸付件数を上回っており、墓地は概ね充足されている状況にあり、墓地使用权の譲渡・転貸対策の必要性も低くなりつつある。また、使用許可後の経過年数を要件にしない自治体も見受けられようになっている。

社会情勢からみても、現在の使用人が高齢、または何らかの理由でお墓の管理が難しくなるケースは、今後も増加してくるものと考えられる。生前承継に関する要件緩和も検討されたい。

[意見-36] 指定管理者制度の導入について

令和3年度の包括外部監査において、石ヶ谷墓園について「民間ノウハウやコスト削減の観点から施設運営方法の見直しを検討することが望ましい。」と、指定管理者制度導入に関する意見が出されている。

この状況について明石市に確認したところ、他市の状況を鑑みても墓園に指定管理者を入れているところがそれほど多いとは言えず、現状は継続して検討中とのことであった。

直営及び指定管理者制度のメリット・デメリットを比較することにより、今後の運営方法のあり方を引き続き検討されたい。

[意見-37] 管理料収受期間及び管理料の見直しについて

令和3年度の包括外部監査において、石ヶ谷墓園について「【意見】受益者負担の観点から、管理料収受期間及び管理料の見直しを検討することが望ましい。」という意見が出されている。しかし、現在でも管理料の見直しは行われておらず、墓園開設以来、使用開始時に10年間分を前払で徴収するのみであり、11年目以降の管理料は収受していないとのことである。

11年目以降の管理料を収受することは、債権管理等の手間を考えると困難な面もあるかと考えられるが、一方で定期的な料金の見直しは必要だとも考えられる。

引き続き、受益者負担の観点から、11年目以降も管理料を収受すること及び利用料金を見直すことを検討されたい。

## 4 区画整理課の事務事業

### 4-1 区画整理一般事務事業

事務事業名		事業所管課
区画整理一般事務事業		都市局都市整備室 区画整理課
事業の目的		
区画整理課職員が土地区画整理事業の実務を行う上で必要となる知識を習得するため、換地処分、清算、登記事務及び工事積算等を各研修会において学び、それにより事務の効率化及び個人の技術の向上を図る。 換地処分により当課所管となった用地の管理を行う。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
研修会参加数	各種研修に参加することにより、個人の技術向上につながるため、各種研修会への参加数を指標とする。	回
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
6	15	11
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	90	-
需用費	545	444
役務費	50	13
委託料	500	-
使用料及び賃借料	34	16
負担金補助及び交付金	215	222
合計	1,434	695
人件費（参考値）	7,590	7,590
総事業費（参考値）	9,024	8,285

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

## (1) 土地区画整理事業

JR 大久保駅を中心とした北部の区域について、土地区画整理事業を実施している。当該事業は、地区全体 35.2ha を4つの工区（第1工区、第2工区、東工区及び西工区）に分割し、順次事業に着手していくという手法を採ることで、昭和 52 年に事業化した事業となっている。事業名称を「東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業」とし、減歩率は 16.95%、総事業費は 227 億円となっている。

平成 20 年度には地区全体 35.2ha のうち第1工区及び第2工区の小計 16.9ha において工事を完了し、平成 23 年度に換地処分を行った。

現在は、平成 11 年度に事業着手した東工区及び西工区の 18.3ha の事業を遂行し、令和 8 年度をもって工事の完了と換地処分を行い、事業が完了する予定となっている。



(出典：明石市ホームページ土地区画整理事業「位置図」)



(出典：明石市ホームページ土地区画整理事業「設計図」)

[指摘－ 8] 土地台帳の登録内容について

土地台帳を確認したところ、下記の6件の土地について、大久保駅前東西工区土地区画整理事業の関係で取得した土地であり、事業認可を受けた昭和52年10月以降に取得しているが、取得年月日が「明治33年1月1日」となっていた。

土地コード	所在地番	登記地目	登記地積(m <sup>2</sup> )	取得年月日	取得事由
28647	大久保町大窪 字大畑 534-1	宅地	38.66	明治33年1月1日	分筆
28648	大久保町大窪 字大畑 534-21	宅地	3.64	明治33年1月1日	分筆
28649	大久保町大窪 字大畑 534-22	宅地	21.05	明治33年1月1日	分筆
28650	大久保町大窪 字大畑 534-23	宅地	8.70	明治33年1月1日	分筆
28651	大久保町大窪 字大畑 535-5	宅地	14.39	明治33年1月1日	分筆
28652	大久保町大窪 字大畑 535-16	宅地	0.86	明治33年1月1日	分筆

当該年月日で登録されている理由を確認し、正しい取得年月日を登録することが必要である。なお、取得年月日が不明である場合に、「明治33年1月1日」と表記される場合もあるとのことであるが、取得事由が「分筆」となっていることから、登記情報を確認することで分筆した取得日付を容易に把握することができるものと考えられるため、参考されたい。

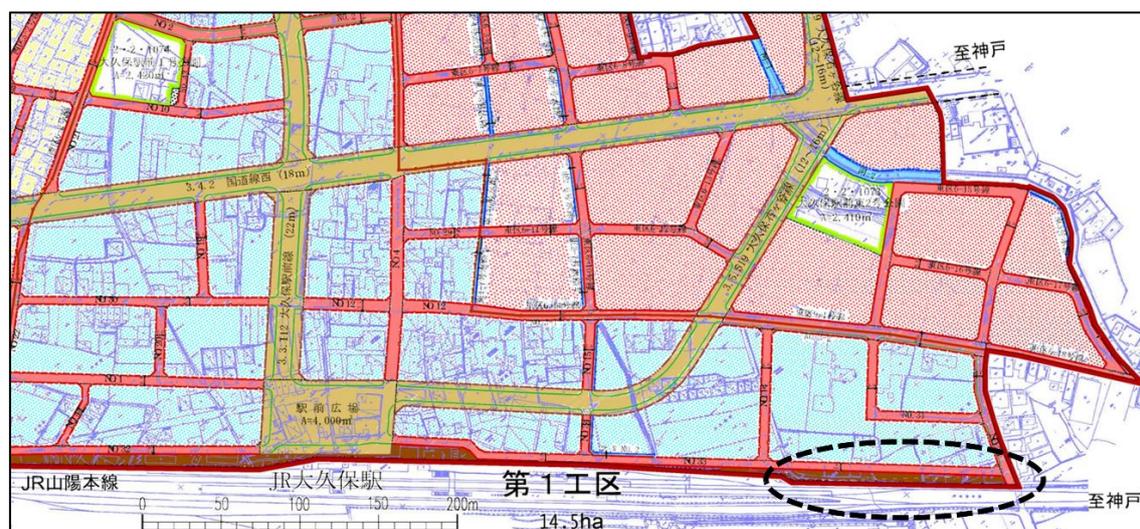
[意見-38] 換地処分後の土地の有効活用について

東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業のうち、第1工区及び第2工区については、平成20年度に工事を完了し、平成23年度に換地処分の公告（事業完了の手続き）を行った。

このうち、第1工区の換地処分により、市が平成23年2月に下記の土地を取得しているが、令和5年度までの約13年間において、有効に活用ができていなかった。

土地コード	所在地番	登記地目	登記地積(m <sup>2</sup> )	取得年月日	取得事由
26132	大久保町駅前 1丁目4-1	宅地	256.20	平成23年2月28日	換地(増)
26133	大久保町駅前 1丁目4-2	宅地	508.50	平成23年2月28日	換地(増)

(出典：区画整理課「土地台帳」)



(出典：明石市ホームページ土地区画整理事業「設計図」より監査人作成)

市は換地処分により取得した土地の有効活用を検討していたが、土地の上空に JR 西日本の電線が架かっていたため、土地の利用制限を受けることから、公共施設用地としての利用や売却等による処分もできない状況である。



現在は JR 西日本に行政財産の使用許可を出している状況であるが、土地を取得してから約 13 年が経過しているにもかかわらず、有効活用をできておらず、このまま有効活用のできないまま保有し続けることが想定されるが、そのような状況は避ける必要がある。

市は JR 西日本に当該土地を売却・交換等により処分することを前提に、有効活用を検討することが望まれる。

## (2) 区画整理一般事務の事業費

区画整理一般事務事業の内容は、区画整理課の一般管理業務に関するものであり、研修の参加や、消耗品の購入、コピー使用料の支払い等である。このうち、直近5年間の事業費は下記のとおりである。

(単位：円)

事業費	R1	R2	R3	R4	R5
旅費	224,590	0	0	0	0
需用費	502,724	498,765	580,038	604,886	444,247
役務費	0	0	0	563,187	12,485
委託料	0	0	0	116,160	0
使用料及び賃借料	0	0	10,521	10,653	16,206
工事請負費	0	0	0	355,132	0
備品購入費	0	29,920	0	0	0
負担金補助及び交付金	233,000	156,000	155,000	159,000	222,090
合計	960,314	684,685	745,559	1,809,018	695,028

### 〔指摘－9〕 備品台帳の記載内容について

区画整理課が保有する備品について現物確認したところ、備品番号 95537 について、品名（型式型番）が「オートマチックレベル（ニコン）」と登録されていたが、正しくは「スーパーセオドライト（ニコンAE-7）」となるため、備品台帳の修正が必要である。

備品番号	分類	品名（型式型番）	取得年月	取得価格(円)	監査結果
95537	測量機器	オートマチックレベル（ニコン）	H07.02	130,810	物品名称が現物と台帳で異なっている

【No. 95537】



【No. 39508 (No. 95537 と同種の物品)】



#### 4-2 大久保駅前東西工区土地区画整理事業

事務事業名		事業所管課
大久保駅前東西工区土地区画整理事業		都市局都市整備室 区画整理課
事業の目的		
大久保駅前土地区画整理事業により、道路や公園などの公共施設の整備と良好な市街地形成を図り、まちの賑わいを高めるとともに、市民の安全・安心なくらしを実現する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
事業進捗率	インフラ整備事業であり、成果の発生に時間を要するため、事業費を基に算出した事業の進捗率を指標とする。	%
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
81	(令和8年度目標) 100 (令和5年度見込み) 80	82
令和5年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
需用費	435	425
委託料	21,000	8,840
使用料及び賃借料	100	41
工事請負費	86,500	55,906
補償補填及び賠償金	68,000	8,277
その他	11,631	12,394
合計	187,666	85,883
人件費(参考値)	43,995	43,995
総事業費(参考値)	231,661	129,878

(出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」)

## (1) 区画整理事業

当該事業のうち、東工区及び西工区の 18.3ha の事業は平成 11 年度に事業に着手しており、令和 8 年度をもって工事の完了と換地処分を行い、事業が完了する予定となっている。

東工区及び西工区について、直近 4 年間の実施状況は下記のとおりである。

項目	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1
土地所有権者	411 人	411 人	429 人	427 人
従前地筆数	839 筆	867 筆	873 筆	884 筆
建物戸数	419 戸	419 戸	419 戸	419 戸
建物移転戸数	274 戸	274 戸	274 戸	274 戸
移転済戸数	252 戸	255 戸	260 戸	260 戸
残移転戸数	22 戸	19 戸	14 戸	14 戸
建物進捗率	92%	93%	95%	95%
街路築造	5,399m	5,399m	5,399m	5,399m
築造済街路	4,079m	4,173m	4,700m	4,750m
街路進捗率	76%	77%	87%	88%
事業費	131.8 億円	131.8 億円	131.8 億円	131.8 億円
執行済額	102.9 億円	107.3 億円	108.8 億円	109.1 億円
事業費進捗率	78%	81%	82%	82%

### [意見－39] 適切な進捗管理について

区画整理課では当該事業の目標値の成果指標「事業進捗率」について、令和8年度に最終的に100%と目標を設定しており、令和5年度の見込み値を80%としている。これに対して令和5年度の実績は82%となっており、想定を上回るように見受けられるが、所管課ではあくまで令和5年度の見込みとなる進捗率を記載しており、令和8年度に事業が完了することを前提とした進捗率の設定となっていない。また、令和5年度において見込み値を設定する際に、執行済額に工事前払金を含めていないが、実績の集計の際には工事前払金を含めて執行済み額を集計した結果、目標値を上回っている可能性もあり、事業進捗の確認方法としては有用とは言えない。

この点、事業認可上においては、全体事業費に対し執行済み額にて事業進捗率を国等への報告もあるため、同一の事業進捗率として管理がされているとのことである。

直近4年間の工事前払金を含む事業費進捗率は上記のとおり、78%から82%の推移となっており、国費の配当率が事業に与える影響は大きくあるが、年平均で1%程度の進捗を前提とした場合、事業完了までには令和8年度を超え、あと数年を要することが想定される。なお、一般的に区画整理事業において反対住民への対応など、事業終盤に問題解決の対話に時間を要することからも、事業の進捗が鈍化する傾向となることも想定される。

このような点を考慮した場合、当該事業が予定通りに令和8年度中に完了するとは考えられないが、当該事業が認可制事業であり、令和8年度までしか事業認可を受けていないことから、市として容易に事業が予定通りに終われないとは言えない状況となっている。

しかし、事業費は高額であり、延長が決まった場合はそれに要する人件費等の事業費も追加で必要となると考えられる。ここで、区画整理課が令和5年度に実施する事業の人件費を事務事業点検シートから集計した直近4年間の金額は下記のとおりである。なお、事務事業点検シートに記載する人件費は、その事業に携わっている人員数に雇用形態・職種ごとの平均人件費を乗じて算出した参考値となっている。

(単位：千円)

人件費（参考値）	R2	R3	R4	R5
大久保駅前東西工区土地区画整理事業	33,615	36,860	35,980	43,995
区画整理一般事務事業	2,835	2,700	13,095	7,590
組合土地区画整理事業	18,225	1,215	1,125	1,135
清算金徴収事務事業	-	-	4,275	2,540
合計	54,675	40,775	54,475	55,260

直近4年間の区画整理課の人件費は40百万円から55百万円で推移しており、今後も人員数等に変更がない場合は毎年55百万円程度の人件費が発生するものと考えられる。そのため、当該事業の延長が決まった場合は55百万円程度の人件費等の事業費が毎年必要となることから、適切な進捗管理を行い、速やかに計画の遂行を図ることは重要である。

反対住民への対応策等についても検討しつつ、所管課は事業が完了することを前提とした事業進捗率を目標値として設定するとともに、残移転戸数等の重要となる指標についても成果指標として設定したうえでモニタリングする等、適切な進捗管理を図ることが望まれる。

#### [指摘-10] 工事完成日の記載誤りについて

所管課が発注した工事において、完成検査の日付が工事完成届の提出日よりも前に完成検査の日付となっている事例が確認された。その理由について確認したところ、工事完成届の書式が引渡書を兼ねる様式となっているため、引渡書の日付を記載するように指示したとのことであった。すなわち、①完成届、②検査、③引渡書の順で業務が進捗するが、①と③が同じ様式「工事完成届兼（引渡書）」となっていたことから、職員が引渡日付となる令和5年11月17日を記載して提出するように業者に指示し、同日の受領印を押印していたことが要因となっている。

上記について、日付の記載について指示する行為は、実態と異なる日付の記載につながる恐れがあるため、是正することが重要である。日付については実際の日付を記載させるように業者に対して指示することが必要である。

#### [意見-40] 予定価格の適正な算出について

補償費の算定のため、移転物件調査業務を委託しているが、過去に調査した移転物件の建物の単価改正等の再調査の際には、前回委託を受けた業者を特命で選定した随意契約を締結しており、契約金額は当該業者が提出した見積金額と同額となっていた。

業者選定の際に前回担当した業者のみを選定する1者による随意契約とする理由は下記のとおりである。

#### 【1者による随意契約理由】

先行業務と今回の本業務は密接不可分な関係にあり、現場に精通している先行業者が請け負うことが不可欠である。加えて先行業者が本業務を請け負うこととなれば、先行業務実施によって物件の環境や内容の状況を把握していることから、本業務期間の短縮及び安全・円滑な業務の実施を図ることが可能であるため有利となる。また、現場に精通している先行業者以外の者が本業務を請け負うと先行業務と整合性のある調査に支障をきたし、補償額に影響を及ぼす恐れがある。

上記について、先行業者しかできない業務ではないものの、区画整理事業において移転物件調査時にトラブル等が生じた際に、区画整理事業の長期化を招くことから、業務期間の短縮及び安全・円滑な業務の実施を図ることが可能である点を注視した選定方法としては一定の合理性はあると考えられる。ただし、1者随契の場合は高額な契約金額とならないように経済性の観点で予定価格を見積もることが重要である。

この点、いわゆる先行業者の選定時の落札状況を確認したところ、大久保駅前土地区画整理事業（東工区）移転物件調査業務委託について、予定価格2,555千円であるが、落札金額が1,354千円と約53%程度となっており、1,400千円以下の応札が3者いる状況であり、市が設定する予定価格が極めて高い可能性がある。当該落札金額が低い要因を確認したところ、間接経費に該当するような「その他原価」「一般管理費」が予定価格に比べて低くなっていた。

区画整理課は1者随契の場合であっても経済性の観点で契約金額が安くできるように、予定価格の算出の際に直近の間接経費割合を活用するなど、業者が過度に利益を獲得できないような工夫を検討することが望まれる。

[意見－41] 事業費の計上について

研修を受講するための交通費について、当該事業で旅費として執行されていたが、研修の受講料は当該事業とは別である「区画整理一般事務事業」の負担金補助及び交付金で執行されていた。

区画整理課では、「区画整理一般事務事業」の旅費は街づくり区画整理協会に関する総会などの遠方への旅費を計上しており、「大久保駅前東西工区土地区画整理事業」の旅費は県庁や加土木などの近接地旅費及び地権者との交渉に要する旅費を、「組合土地区画整理事業」の旅費は県庁などへの旅費を計上するといった考え方に基づいて旅費を計上している。

しかし、予算を積算する際に想定される出張等を検討した上で各事業の旅費を計上すべきであり、また旅費の執行についても直接関係する事業に紐づけることが適正な事業費の算定・把握のために重要となる。今後、直接関係のある事業に旅費を予算策定及び執行することが望まれる。

[意見－42] 受領印の取扱いについて

大久保駅前土地区画整理事業（東工区）移転物件調査業務委託について、請求書及び委託業務完了届の受領印が「-5.12.25」となっている上にボールペンで「-5.12.28」と日付を修正していた。

修正理由は、担当者が日付を確認せずに押印したことにより修正したとのことであったが、手書きの修正が複数枚確認されたこともあったことから、受領印を押印する際には日付を必ず確認することが望まれる。

## 第4 道路安全室の監査の結果

### 1 道路安全室の監査結果の概要

#### 1-1 道路安全室に対する総括的意見

道路安全室に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について意見4件、道路総務課において、意見2件、道路整備課において指摘事項1件、意見6件、海岸・治水課において指摘事項2件、意見3件、交通安全課において指摘事項3件、意見5件を記載しており、監査結果の一覧については後述のとおりである。

このうち、道路整備課が所管する、江井ヶ島松陰新田線道路事業の「[意見-50]事業推進に係る進捗管理について」において、令和8年度に事業完了予定の江井ヶ島松陰新田線の道路延長事業について、現時点で計画どおりの事業完了は困難である状況にはあるものの、現時点で計画修正がなされていない以上、適切な進捗管理により、計画期間の事業完了を目指し、速やかな事業実施が望まれると意見した。

また、海岸・治水課が所管する、海岸施設維持管理事業の「[指摘-13]大蔵海岸指定管理会計における一般管理費について」では、指定管理者の収支報告に関して、実際の支出額に基づかない一般管理費5,947千円が計上されており、これが大蔵海岸施設指定管理業務共通仕様書に違反している旨を指摘した。

また、交通安全課の所管する、明石駅前駐車場維持管理事業の「[指摘-14]独自事業に係る経費について」では、自販機の設置に伴い生じる経費（水道光熱費）が、指定管理者の収支報告の中に含まれており、結果的に指定管理料から独自事業に係る経費が充当されているため、その金額については指定管理者から徴収すべきと指摘している。

また、放置自転車対策事業の「[意見-61]正規職員を配置する必要性について」では、当該事業のために令和5年度で228,025千円の人件費が費やされていることを踏まえ、正規職員でないとない業務を精査し、再任用職員や任期付短時間勤務職員を配置するなど、人件費を削減する方策を検討されたいと意見している。さらに上記意見を踏まえ、「[意見-62]放置自転車対策事業の効率的な運営方法について」では、他自治体の放置自転車対策を参考に、費用対効果を踏まえ、より効率的な放置自転車対策推進のため、運営方法（外部委託等）についても、合わせて検討されたいと意見した。

## 1-2 成果指標の設定

令和5年度当初予算における事務事業（一般会計及び特別会計では職員費を除く予算の小事業。）を対象として、各所管課は事務事業点検シートを作成している。

事務事業点検シートにおいて、各事務事業の目標及び成果の記載があり、下記の「事務事業点検シートの見方」に記載のとおり、各所管課が事務事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定されており、各所管課が自主的にPDCAサイクルによる点検を行っている。

### <事業の目的・目標欄>

事業の成果を数値で表す指標とその目標値を記載しています。なお、これらの目標値は、基本的に、事業所管部署における事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定しているものであり、目標の達成度合いが、ただちに事業の拡大・縮小に結びつくものではありません。

また、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定していない事業もあります。

### <事業の成果欄>

事業の目標として設定した成果指標とその実績を記載しています。

目標の達成状況や進捗度を明確にすることにより、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けるために、事業の成果として記載しています。

なお、数年間で1つの成果物（施設・計画等）の完成を目指す事業の場合は、完成までの過程の進み具合を指標として設定している場合があります。

（出典：令和5年度「事務事業点検シートの見方」）

令和5年度における道路安全室の各所管課が設定した各事務事業の成果指標名及びその目標値は下記のとおりである。

監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について共通の監査結果が見受けられたため、意見を集約して記載することとする。

課名	事務事業名	成果指標名	目標値	監査結果
道路総務課	土木総務一般事務事業	認定市道の延長	2,500m	[意見-44] 参照
	用地対策事業	契約件数	25件	[意見-43] 参照
	旧土地開発公社保有土地管理事業	なし	なし	[意見-46] 参照
	道路環境向上事業	看板等違反広告物撤去数	350枚	[意見-43] 参照
	道路占用事務事業	許可件数	2,200件	[意見-44] 参照
		占用料徴収額	368,000千円	[意見-44] 参照
	道路管理（一般）事務事業	道路台帳更新件数	80件	[意見-44] 参照
損害賠償金の支払件数		0件	[意見-43] 参照	
道路整備課	街路灯新設・維持管理事業	新設件数/各自治会からの要望書受理件数	100%	
		球取替え件数/通報の件数	100%	
	道路維持補修事業	道路損傷に起因する事故件数の減少	0件	
	街路樹維持管理事業	苦情・要望件数	前年度比減少	[意見-43] 参照
	江井ヶ島松陰新田線道路事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、8,170百万円	[意見-45] 参照

課名	事務事業名	成果指標名	目標値	監査結果
	道路新設改良事業	整備路線数	4	[意見-43] 参照
	狭あい道路整備事業	市内における緊急車両の通行に特に支障をきたす路線の改善	15	
	交通安全施設整備事業	橋梁長寿命化計画に基づく修繕個所数	5	
		舗装修繕計画に基づく修繕個所数	16	
	街路一般事務事業	都市計画道路の整備率	66%	
	街路整備事業	施設一斉点検における異常個所	0	
	県施行街路事業負担金	なし	なし	[意見-46] 参照
	山手環状線街路事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、11,040百万円	[意見-45] 参照
	地方道路整備臨時貸付金償還金	なし	なし	[意見-46] 参照
	山手環状線街路事業用地先行取得事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、11,040百万円	[意見-45] 参照
	江井ヶ島松陰新田線道路事業用地先行取得事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、8,170百万円	[意見-45] 参照
	公共用地先行取得事業（元金）	なし	なし	[意見-46] 参照
	公共用地先行取得事業（利子）	なし	なし	[意見-46] 参照
	あんしん歩行エリア整備事業	令和4年度廃止		

課名	事務事業名	成果指標名	目標値	監査結果
海岸・治水課	海岸管理一般事務事業	なし	なし	[意見-46] 参照
	海岸施設維持管理事業	海岸施設維持補修件数	25 件	
	明石港再整備事業	なし	なし	[意見-46] 参照
	安全・安心な海岸づくり事業	海岸利用啓発業務における利用件数	0 件	
		海岸モニターからの報告件数	20 件	
	水路維持管理事業	水路維持補修工事箇所件数	150 件	
		治水対策及び生活環境の向上（浚渫件数）	50 件	
	河川環境管理事業	環境美化と生活環境の保全（塵芥・雑草等の除去）	164,600 m <sup>2</sup>	
	港湾管理一般事務事業	なし	なし	[意見-46] 参照
	港湾環境美化事業	なし	なし	[意見-46] 参照
都市公園安全・安心対策事業	令和 4 年度廃止			
交通安全課	交通安全啓発・教育事業	明石市人身事故発生件数	800 件	
		交通安全教室開催数	100 件	
	放置自転車対策事業	放置自転車台数	100 台	
	自転車駐車場管理運営事業	放置自転車台数	100 台	[意見-43] 参照
	明石駅前駐車場維持管理事業	利用台数	250,000 台	
		受託歳入額	120,000 千円	

課名	事務事業名	成果指標名	目標値	監査結果
	自転車駐車場整備事業	令和4年度廃止		

(出典：令和5年度及「事務事業点検シート」、監査結果欄は監査人が記載)

[意見-43] 適切な成果指標の設定について

各事務事業において下記のとおり成果指標が適切に設定されていなかった。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
道路環境向上事業	看板等違反広告物撤去数	350 枚	そもそもこのような広告がなされないようにするための目標値を設定すべき。
用地対策事業	契約件数	25 件	契約件数のみを目標値とすべきではない。
道路管理（一般）事務事業	損害賠償金の支払件数	0 件	損害賠償金を支払わないことを目標とすべきではない。
街路樹維持管理事業	苦情・要望件数	減少	目標値となっていない。
道路新設改良事業	整備路線数	4 路線	整備実施中の路線数であり、目標値として適切ではない。
自転車駐車場管理運営事業	放置自転車台数	100 台	駐輪場の整備事業であるため、放置自転車台数に加え、収容台数・利用台数等、整備結果の分かる指標も追加すべき

例えば、道路環境向上事業に関して、「道路上の不法占用物や違反広告物を除却し、安全確保を図るとともに美化に努めることで道路環境の向上を図る。」という事業の目的からは、そもそも、撤去対象となるような違反広告物がなされないような取り組みを推進するような目標値の設定が望まれる。しかしながら、現在の「看板等違反広告物撤去数」が目標値として設定されると、多くの違反広告物がなされた方がその目標を達成しやすくなるため、目標値としては適切ではない。

また、用地対策事業に関して、「事業課の依頼に基づき事業用地を取得し、公共事業の促進を図る。また、道路総務課所管の土地（道路以外）を適正に管理する。」という事業の目的を鑑みると、契約数を増やすことが必ずしも事業の目的達成のために望ましいことであるとは言えない。

このように、事業の目的を鑑み、適切な成果指標の設定が望まれる。

[意見-44] 見込み数による目標値の設定について

各事務事業において下記のとおり、成果指標の事象が令和5年度に生じる可能性のある見込み数を目標値として設定していた。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
土木総務一般事務事業	認定市道の延長	2,500m	目標値が見込み数となっているが、達成すべき目標値を定めるべき
道路占用事務事業	許可件数	2,200件	
	占用料徴収額	368,000千円	
道路管理（一般）事務事業	道路台帳更新件数	80件	

土木総務一般事務事業の目標値「2,500m」は、令和5年度の認定市道の延長距離の見込みであり、道路占用事務事業の許可件数、占用料徴収額、道路管理（一般）事務事業の道路台帳更新件数のいずれも令和5年度における各数値の見込みである。

成果指標はその達成に向けて事業を実施することで、結果的にそもそもの事業目的の達成に組織を方向づけることができるような数値として設定される必要がある。そのため、今後、可能性に基づく見込み数ではなく、所管課が意図する趣旨に沿った成果指標の選定が望まれる。

[意見-45] 複数年度にまたがる成果指標の設定について

各事務事業において下記のとおり、「令和8年度における走行時間短縮便益」を目標値として設定していた。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
江井ヶ島松陰新田線道路事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、 8,170百万円	令和5年度の目標値となっていない。
山手環状線街路事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、 11,040百万円	
山手環状線街路事業用地先行取得事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、 11,040百万円	
江井ヶ島松陰新田線道路事業用地先行取得事業	走行時間短縮便益	令和8年度に、 8,170百万円	

事務事業点検シートの目標値の考え方について、明石市ホームページの事務事業点検シートの見方には、以下の記述がある

事業の目標として設定した成果指標とその実績を記載しています。目標の達成状況や進捗度合を明確にすることにより、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けるために、事業の成果として記載しています。なお、数年間で1つの成果物（施設・計画等）の完成を目指す事業の場合は、完成までの過程の進み具合を指標として設定している場合があります。

（出典：事務事業点検シートの見方より監査人抜粋）

道路新設事業などについては、上記のとおり、完成までの過程の進み具合を指標として設定することで、その事業の進捗度合を明確にし、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けることが、事務事業点検シートの趣旨に合致するものと考えられる。

これに対して、現状は完成予定年度である令和8年度の走行時間短縮便益をその目標値として設定されている。しかしながら、道路新設事業という、既に決定された計画に基づいて、粛々と計画の計画的・効率的な実施を志向する事業において、既に決定された計画自体の走行時間短縮便益を当該事業の目標値として設定することは適切ではない。

そのため、このような決定した計画の遂行に係る事業については、その進捗に関連する数値を目標値として設定することが望まれる。

[意見-46] 目標値の設定がない事業について

下記のとおり、成果指標及び目標値が設定されていない事業が存在した。

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
旧土地開発公社保有土地管理事業	なし	なし	目標値が設定されていない。
県施行街路事業負担金	なし	なし	
地方道路整備臨時貸付金償還金	なし	なし	
公共用地先行取得事業	なし	なし	
公共用地先行取得事業	なし	なし	
海岸管理一般事務事業	なし	なし	
明石港再整備事業	なし	なし	
港湾管理一般事務事業	なし	なし	
港湾環境美化事業	なし	なし	

事務事業点検シートの成果指標・目標値の考え方について、明石市ホームページの事務事業点検シートの見方には、以下の記述がある

事業の成果を数値で表す指標とその目標値を記載しています。なお、これらの目標値は、基本的に、事業所管部署における事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定しているものであり、目標の達成度合いが、ただちに事業の拡大・縮小に結びつくものではありません。また、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定していない事業もあります。

(出典：事務事業点検シートの見方より監査人抜粋)

上記のとおり、必ず目標値を設定しなければいけないわけではなく、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定しない事業も許容されている。

しかしながら、成果指標や目標値は、目標の達成状況や進捗度合を明確にすることにより、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けるために、重

要である。また、各事務事業の遂行にあたり、明石市としてPDCAを回して適切に事務事業を実施していることを確認することができる資料として、事務事業点検シートは重要である。さらに、事務事業点検シートの成果指標・目標値に基づく評価は、PDCAのC（check）の機能を果たすものとして、非常に重要である。そのため、成果指標・目標値に基づく評価を行わないことにつながる成果指標・目標値の未設定については、極力少なくすべきであり、仮に未設定とする場合には、事務事業点検シートの見方に記載されている、理由（複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等）を明確にし、未設定の理由の妥当性についても外部から検証できるよう検討されたい。

## 2 道路総務課の事務事業

### 2-1 道路環境向上事業

事務事業名		事業所管課
道路環境向上事業		都市局道路安全室 道路総務課
事業の目的		
道路上の不法占用物や違反広告物を除却し、安全確保を図るとともに美化に努めることで道路環境の向上を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
看板等違反広告物撤去数	道路上の無許可設置看板等の撤去数	枚
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
444	350	332
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	4	-
需用費	8	-
委託料	3,533	3,168
合計	3,545	3,168
人件費（参考値）	6,887	6,887
総事業費（参考値）	10,432	10,055

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

道路環境向上事業は、上記のとおり、道路上の不法占用物や違反広告物を除却し、安全確保を図るとともに美化に努めることで道路環境の向上を図る事業である。

具体的な事務事業の内容として、令和5年度事務事業点検シートには以下の3つの記述がある。

- ① 道路区域内の不法占用物等の除却
- ② 区域において一般の通行に支障を及ぼしている樹木等の除却
- ③ 道路等に無許可で放置された屋外広告物の除却

[意見-47] 道路環境向上事業の内容について

当該事業の目的は、道路上の不法占用物や違反広告物をなくすことで、道路の安全確保と美化を通じ、道路環境の向上を図ることである。この目的を最も効率的に達成するためには、そもそもこのような道路上の不法占用物や違反広告物の発生を事前に防止する取り組みを推進することであると考えられる。

しかしながら、現在の事務事業の内容は、既に発生している道路上の不法占用物や違反広告物を除却することのみであり、事前の防止対策については何ら実施されていない。

この点、令和6年建設企業常任委員会議事録によると、『設置しちゃいけないだよ、ということを知ること、設置をまずされない、ということをしつかり徹底すること』との意見も出されている。

上記を踏まえ、不法占用物や違反広告物に関する周知や、その他不法占用や違反広告を事前に防止する施策を積極的に実施されたい。

## 2-2 旧土地開発公社保有土地管理事業

事務事業名		事業所管課
旧土地開発公社保有土地管理事業		都市局道路安全室 道路総務課
事業の目的		
明石市土地開発公社から代物弁済として譲り受けた土地を適正に管理する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
月極駐車場料金徴収	料金の徴収率	%
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
100		100
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	438	149
役務費	25	23
委託料	2,000	261
合計	2,463	433
人件費（参考値）	4,395	4,395
総事業費（参考値）	6,858	4,828

（出典：令和5年度及び令和6年度「事務事業点検シート」）

旧土地開発公社保有土地管理事業は、上記のとおり、明石市土地開発公社から代物弁済として譲り受けた土地を適正に管理する事業であり、主に、月極駐車場契約の管理業務等を実施している。

### 〔意見-48〕 事業用定期借地権設定契約について

監査人が公有財産の使用許可、貸付の状況を確認したところ、明石市内のある事業残地に、20年間の事業用定期借地権が設定されている土地があった。この経緯について確認したところ、平成31年1月の一般競争入札による事業用定期借地権設定による貸付が募集され、これに応札した者は1者のみであったため、この者と翌平成31年4月から20年間の事業用定期借地権が設定されたということであった。

当時の事業用定期借地権設定による貸付の応募要領を確認すると、その活用をスポーツ施設に限定しており、応札の門戸を狭めた上での募集とされた結果、応札者が1者という結果になったとのことである。

上述のような事業用定期借地権設定について、明石市公有財産規則によると、借地借家法第23条第2項に規定する借地権を設定して土地を貸し付ける場合の貸付期間について、10年以上30年未満と定められているため、長期間公有財産の活用を制限することとなる。

そのため、このような長期間公有財産の活用を制限することにつながる借地権設定による貸付においては、その募集の段階で十分な検討を行い、場合によっては民間のアイデアやノウハウを活用する公募型プロポーザルでの募集も検討すべきであったと考えられる。

よって、今後は、長期間公有財産の活用を制限することにつながる借地権設定による貸付においては、より慎重に応募要領を検討するとともに、場合によっては、公募型プロポーザルでの募集も検討されたい。

### 3 道路整備課の事務事業

#### 3-1 道路維持補修事業

事務事業名		事業所管課
道路維持補修事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
市道及び法定外道路の道路構造物及び付属施設等、道路環境を良好に保ち、かつ安全に通行できるよう適切に維持管理を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
道路損傷に起因する事故件数	適正な道路維持管理により、道路損傷に起因する事故件数の減少を図る	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
2	0	0
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	80	5
需用費	30,400	20,054
役務費	1,130	817
委託料	85,365	80,121
工事請負費	367,100	345,167
その他	1,885	2,625
合計	485,960	448,789
人件費（参考値）	72,845	72,845
総事業費（参考値）	558,805	521,634

道路維持補修事業は、上記のとおり、市道及び法定外道路の道路構造物及び付属施設等、道路環境を良好に保ち、かつ安全に通行できるよう適切に維持管理を図る事務事業である。

具体的には、請負業者による単価契約工事で、道路構造物及び道路附属物の維持補修工事と、委託による除草作業、道路清掃、駅自由通路及び道路施設に関する清掃及び保守管理業務を行っている。

主な業務は以下の通りである。

- ・市内東部・西部道路維持補修工事
- ・市内東部・西部道路舗装補修
- ・工事安全防護柵他新設補修
- ・工事道路反射鏡・道路標識新設補修工事
- ・区画線・道路標示新設補修工事
- ・道路除草業務委託 等

[意見-49] 道路維持補修の優先順位について

明石市の道路行政に関する上位計画として、明石市みちビジョン（以下、「みちビジョン」という）があるが、このみちビジョンに、道路維持補修事業の取り組みに関して、以下の記述がある。

基本施策3-1 ③：生活道路の整備

生活道路は、市民が安全に安心して暮らせるよう人優先とし、歩車共存道路などの整備を進めて安全を確保します。

進め方・指針

今後の取り組みについては、下記に示す道路の交通環境を踏まえて、事業予定箇所を選定し、優先順位付けを行って整備を進めます。

- ・通学路に指定されている箇所
- ・「あんしん歩行エリア\*）」に指定されている地区内の箇所
- ・車両の抜け道になっている箇所
- ・交通事故が多い箇所
- ・地域の合意形成が図られ、熱度が高い箇所
- ・住民の危機意識が高い箇所

(出典：「明石市みちビジョン」基本方針3 安全・安心 P.69)

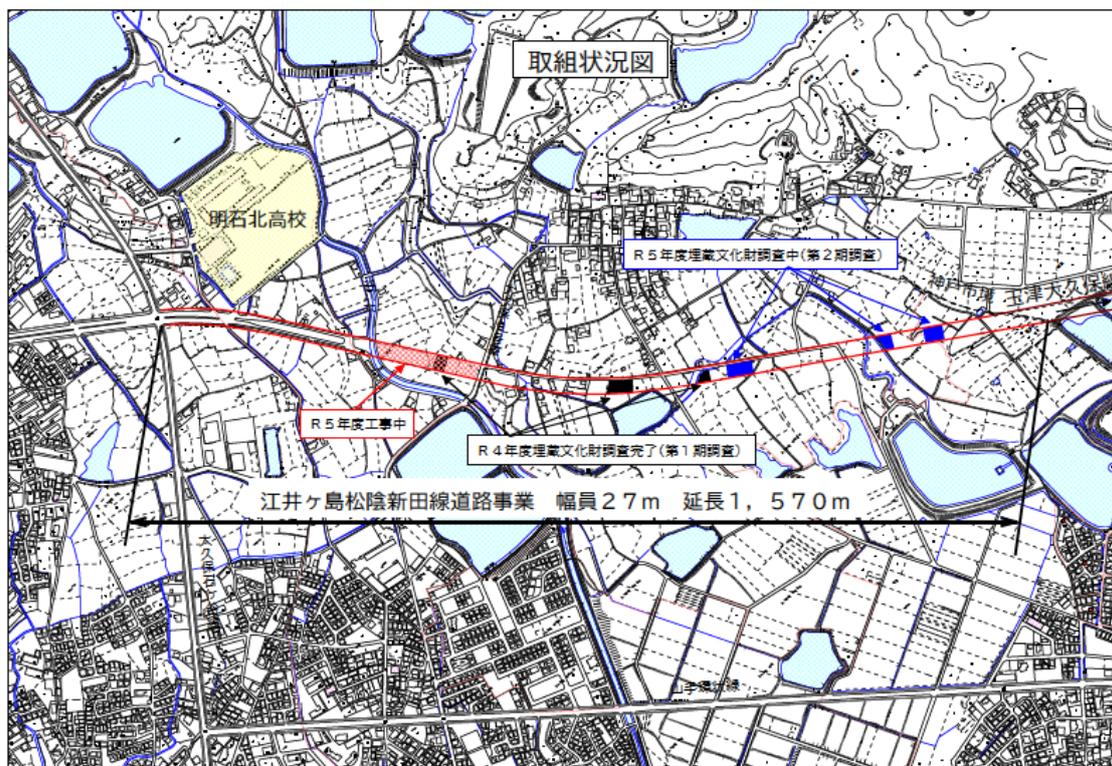
そこで、監査人が上記赤線の優先順位付けの内容とその判断根拠の提示を求めたところ、上記記載の交通環境など様々な観点を総合的に判断して優先順位付けを行っているが、それらの判断根拠が明確に文書化されているわけではない、とのことであった。基本的に、これらの優先順位付けは、翌年度の予算要求の際に、予算の積上げ過程で行われるとのことであるが、翌年度の予算付けがなされる補修と、なされない補修が生じる以上、みちビジョンに記載している交通環境を踏まえた適切な予算付けが行われていることを明確に示すためにも、補修事業ごとに、みちビジョンに記載している交通環境を踏まえ点数付けをする等の優先順位付けの結果を文書として保存されたい。

### 3-2 江井ヶ島松陰新田線道路事業

事務事業名		事業所管課
江井ヶ島松陰新田線道路事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
大久保地区、西明石地区における国道2号などの道路の慢性的な渋滞を抜本的に解消し、市民生活の利便性・安全性の向上、経済損失の解消、地域の活性化、沿道環境の改善を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
走行時間短縮便益	目的地までにかかる時間が短くなることによる便益	百万円
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
0	8,170	0
令和5年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
委託料	110,000	93,500
工事請負費	209,000	54,762
公有財産購入費	27,600	30,726
補償補填及び賠償金	18,400	13,206
その他		64
合計	365,000	192,258
人件費(参考値)	15,390	15,390
総事業費(参考値)	380,390	207,648

江井ヶ島松陰新田線道路事業は、大久保地区、西明石地区における国道2号などの道路の慢性的な渋滞を抜本的に解消し、市民生活の利便性・安全性の向上、経済損失の解消、地域の活性化、沿道環境の改善を図る事業である。

事業期間は平成28年度から令和8年度であり、概算事業費は約14億円、道路延長の長さは1,570mで、工事内容としては道路新設工事に該当する。



[意見-50] 事業推進に係る進捗管理について

当該事業に係る監査時点の進捗状況を確認したところ、以下の通りであった。

	長さ	割合
道路整備中区間 <sup>13</sup>	770m	49%
道路整備可能区間 <sup>14</sup>	450m	29%
未買収区間 <sup>15</sup>	350m	22%
総延長距離	1,570m	100%

(出典：明石市入手資料より監査人作成)

上記を踏まえ、令和8年度に事業完了できるか市に確認したところ、計画どおりの事業完了は困難であるとの回答であった。

<sup>13</sup> 既暫定整備区間（整備完了区間）及び整備中区間（現在工事中区間）

<sup>14</sup> 買収済み、埋蔵文化調査完了区間

<sup>15</sup> 当然、文化財調査は未完了

進捗の遅れの原因としては、埋蔵文化財調査の結果、本発掘調査が必要となったことや用地買収が難航していることが原因となっており、用地買収については令和8年度の完成に向けて収用手続きも考えているとのことであった。

一方、江井ヶ島松陰新田線は神戸市側の玉津大久保線と合わせて実施することにより、事業効果を発揮することから、神戸市とは平成26年度から協議調整を行っており、玉津大久保線については、令和5年度から将来交通量の算定や事業効果の整理などの検討を進めているため、明石市側だけ事業が完成しても事業効果の発揮には至らないとの課題があるとのことであった。また、事業完成に伴い、かえって周辺的生活道路への通り抜け車両が増える懸念があることから、事業完成には地域の方々や警察との調整が必要とのことであった。

上記の課題があるとはいえ、現在の計画期間における事業完了が困難であるならば、速やかに事業計画の修正を行うべきであるが、現時点においてそのような計画修正が検討されていない。

以上を踏まえ、現時点で計画修正がなされていない以上、適切な進捗管理により、令和8年度の事業完了を目指し、速やかな事業実施が望まれる。

### 3-3 交通安全施設整備事業

事務事業名		事業所管課
交通安全施設整備事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
歩行者をはじめ、多様な交通が共存できる道路空間を確保するため、交通安全対策とバリアフリー化の両面から整備を図る。 橋梁及び道路舗装の損傷等を調査し、その結果に基づき計画的な修繕を行う。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
橋梁長寿命化修繕計画	橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕箇所数	橋
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
2	5	5
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
舗装修繕計画	舗装修繕計画に基づく修繕箇所数	路線
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
3	16	13
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
委託料	328,500	781,721
工事請負費	781,900	445,268
公有財産購入費	35,500	0
補償補填及び賠償金	2,000	1,059
その他	745	7,594
合計	1,148,645	1,235,642
人件費（参考値）	77,220	77,220
総事業費（参考値）	1,225,865	1,312,862

交通安全施設整備事業は、歩行者をはじめ、多様な交通が共存できる道路空間を確保するため、交通安全対策とバリアフリー化の両面から整備を図る事業である。

令和5年度における主な取り組みは以下の通りである。

(補助事業)

- ・市内通学路安全対策、踏切安全対策、生活道路歩行者安全対策
  - ・橋梁長寿命化修繕計画、道路附属物長寿命化修繕計画
  - ・舗装修繕計画策定事業、南二見1号線ほか16路線・道路附属物定期点検
- (単独事業)

・県道明石高砂線関連市道等安全対策、隅切り事業、道路附属物改修工事・舗装修繕工事

- ・自転車活用推進計画策定

[意見-51] 自転車ネットワーク路線（未整備区間）一覧について

明石市では、平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」、平成30年6月に策定された「自転車活用推進計画」や、兵庫県で令和2年3月に策定された「兵庫県自転車活用推進計画」を踏まえ、「明石市自転車活用推進計画」（以下、「自転車活用推進計画」という）を令和5年12月に策定した。

この自転車活用推進計画では、自転車の活用による観光施策との連携、環境負荷の低減、市民の健康増進など新たな課題に対応することに加え、自転車通行環境整備などの取り組みをより一層効果的・効率的に展開していくことを目指した各種取り組みが示されている。

その中で、基本方針の一つ目、通行環境【はしる】に関して、以下の取組内容と計画目標（数値指標）が設定されている。



(出典：自転車活用推進計画 P.70 より抜粋)

この計画目標のうち、自転車ネットワーク路線整備延長に関して、現況値9.8kmから令和14年度に42.7kmまで延長することがKPIとして設定されている。さらに、延長する路線一覧として【参考資料】に以下が示されている。

【参考資料】自転車ネットワーク路線（未整備区間）一覧

※番号は次ページ参照

	未整備区間
国	0.9km
県	11.5km
市	20.2km
合計	32.6km

番号	管理主体	路線名	区間	延長 (km)	完成形態	暫定形態を含む
1	国	国道28号	狩口交差点 ～ 大蔵海岸中交差点	0.67	自転車専用通行帯	車道混在
2	国	国道28号	中崎1交差点 ～ 錦江橋南詰交差点	0.21	自転車専用通行帯	車道混在
3	県	明石神戸宝塚線	明石公園前交差点 ～ 鷹匠町交差点	0.31	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
4	県	明石高砂線	本町2交差点 ～ 林小学校前交差点	1.54	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
5	県	国道2号	和坂交差点 ～ 西明石5丁目交差点	1.30	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯
6	県	国道2号	西明石5丁目交差点 ～ 中谷西交差点	1.44	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
7	県	神戸明石線	西明石北町交差点 ～ 小久保交差点	0.74	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
8	県	国道250号	小久保交差点 ～ 明石卸売場南交差点	0.98	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
9	県	明石高砂線	大久保町八木 ～ 大久保町谷八木	0.67	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯
10	県	国道2号	大久保東交差点 ～ 大久保西交差点	0.78	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
11	県	大久保稲美加古川線	大久保団地南交差点 ～ 大久保駅北交差点	1.06	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
12	県	江井ヶ島大久保停車場線	大久保西交差点 ～ 皿池交差点	0.82	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
13	県	明石高砂線	大久保町江井島 ～ 大久保町西島	0.88	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯
14	県	国道2号	清水東口交差点 ～ 長坂寺西交差点	0.55	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
15	県	国道2号	幣塚橋交差点 ～ 清水西口交差点	0.41	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
16	市	朝霧18号線	西朝霧丘7 ～ 明高下交差点	0.15	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
17	市	太寺上ノ丸64号線	明高下交差点 ～ 荷山町	0.14	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
18	市	太寺上ノ丸2号線	荷山町 ～ 太寺天王町	0.25	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
19	市	太寺上ノ丸15号線	太寺天王町 ～ 太寺2丁目	0.23	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯又は車道混在
20	市	太寺上ノ丸11号線	太寺2丁目 ～ 上ノ丸1丁目	0.42	自転車専用通行帯	車道混在

(出典：自転車活用推進計画 P.72 より抜粋)

この【参考資料】を見ると、表右側に「完成形態」と「暫定形態を含む」という項目があるが、「完成形態」と「暫定形態を含む」が同じ記述になっている路線もあれば、違う路線も存在している。また、現状がどうなっているか、について記載がないため、この計画の進捗により、各路線がどのように変わっていくのかを理解することができない。

市民目線からすると、このような表記は、各路線がどのような状況になったら計画達成と考えられるのかが、非常に分かりにくいものとなっている。

また、明石市からすると、計画を達成したか否かの判断基準となる内容であることから、市民に分かりやすく開示する必要があると考えられる。

以上より、「完成形態」と「暫定形態を含む」に関する記述を工夫する事や、「現状」に関する記述を追加すること等により、最終的にどのような状況になったら、自転車ネットワークとして整備された路線としてカウントされるのかについて、分かりやすく記載することが望まれる。

### 3-4 街路一般事務事業

事務事業名		事業所管課
街路一般事務事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
幹線道路等の整備を効率的に進めるため、職員の能力の向上を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
都市計画道路の整備率	都市計画道路の整備を目的とした事務経費であるので、進捗率を指標とする。	%
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
65	66	65
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	150	138
需用費	355	80
使用料及び賃借料	700	569
負担金補助及び交付金	650	500
合計	1,855	1,287
人件費（参考値）	8,640	8,640
総事業費（参考値）	10,495	9,927

街路一般事務事業は、幹線道路等の整備を効率的に進めるため、職員の能力の向上を図るための事業であり、都市計画道路整備等にかかる事務的経費が支出される事務事業である。

#### [意見-52] 事務事業の設定について

当該事業の目的は、「幹線道路等の整備を効率的に進めるため、職員の能力の向上を図る」とされており、令和5年度事務事業点検シートによると、その主な経費は、都市計画道路の整備を目的とした事務的経費であるため、「経費の進捗率」をその成果指標としつつ、この進捗率が「都市計画道路の整備率」と考えるとされている。

しかしながら、このような「経費の進捗率」を「都市計画道路の整備率」と捉えることには無理があり、そもそも、事務的経費のみで一つの事務事業と考えるべきではなく、実質的には次の「街路整備事業」の目的達成のための事務的経費として、「街路整備事業」に含めるべき内容であると考えられる。

よって、「街路整備事業」と統合して、実際の事業と合致した事務事業の設定を行うべきである。

### 3-5 街路整備事業

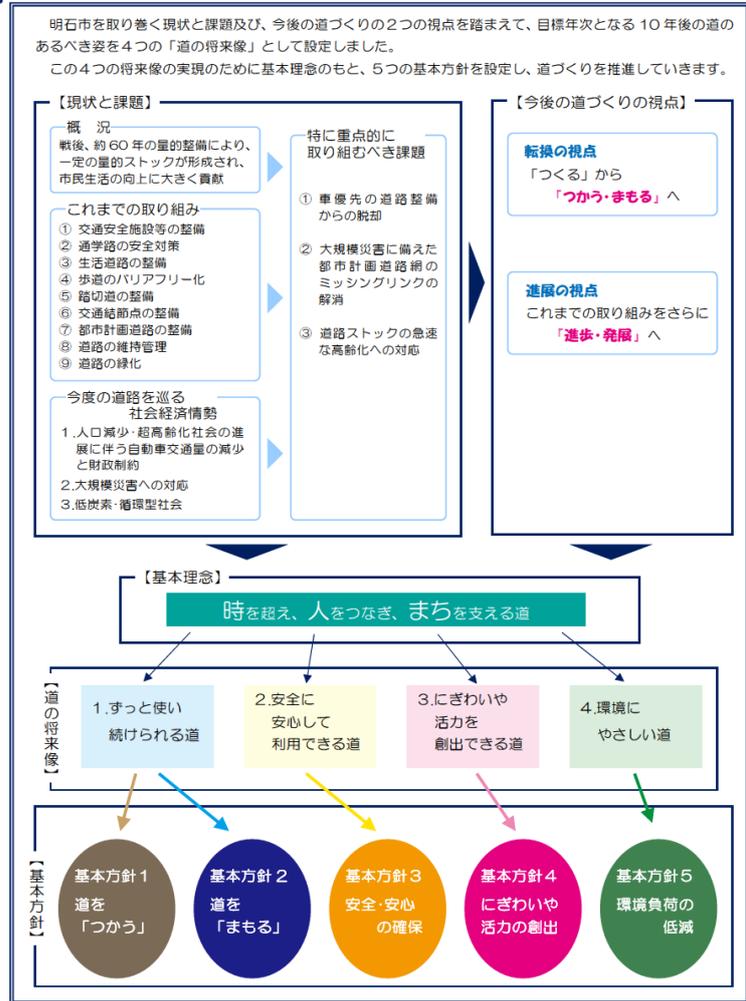
事務事業名		事業所管課
街路整備事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
事業用地等の購入や適正かつ安全な管理等により、幹線道路等の街路整備を推進する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
点検での改善点	7月、12月に行う施設一斉点検における異常個所数	箇所
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
0	0	0
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
委託料	5,200	5,612
工事請負費	6,000	67
公有財産購入費	1,000	-
その他	765	99
合計	12,965	5,778
人件費（参考値）	11,070	11,070
総事業費（参考値）	24,035	16,848

街路整備事業は、事業用地等の購入や適正かつ安全な管理等により、幹線道路等の街路整備を推進している。

#### [意見-53] みちビジョンと事務事業との関連について

明石市の道路行政に関する上位計画として、みちビジョンが存在しており、その中で示されている目指すべき方向性は以下の通りである。

## めざすべき方向性



(出典：明石市みちビジョン P. 2 より抜粋)

この方向性を踏まえ、基本方針ごとの施策の展開方針として、例えば、以下のように示されている。

### 施策の展開方針3-1. 誰にとっても安全で快適な道づくり

#### (1) 考え方

「誰もが、安全に安心して、どこでも、自由に、使いやすく」という考えに基づき、道路空間の安全性と快適性の確保を両輪として道づくりを行います。

#### (2) 具体的な取り組み

取り組み方針A：日常の安全で安心な通行空間の確保

基本施策3-1①：交通安全施設等の整備

交通事故が多発している道路、特に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設等の整備を進めます。

#### 進め方・指針

今後の取り組みについては、以下のように進めていきます。

- i) 事業予定箇所については、『交通安全施設等整備事業の推進に関する法律』に基づき指定した道路とします。
- ii) 事業は、下記の条件に当てはまる箇所を優先的に進めます。下記条件の重要度や緊急性を勘案して優先順位を決めます。
  - ・通学路に指定されている箇所
  - ・踏切道の安全確保が必要な箇所
  - ・歩道のバリアフリー化<sup>(\*)</sup>が必要な箇所
  - ・自転車走行環境の整備が必要な箇所
  - ・住民の危機意識が高い箇所
- iii) 兵庫県公安委員会と連携して、信号機の高度化・改良や速度規制等の交通規制によるソフト対策などを組合せて取り組んでいきます。

(出典：「明石市みちビジョン」基本方針3 安全・安心 P.64)

みちビジョンに基本的な施策が記載されているものの、これに対応する事務事業が明記されていない。そのため、みちビジョンに記載されている取り組みが、各年度の事務事業にどのように落とし込まれて事業が実施されているのか、また、その事業が年度ごとに適切に進捗しているのかが市民から分かりにくいものとなっている。

よって、みちビジョンに記載されている基本的な施策が、どの様に毎年度の事務事業に落とし込まれて、事業推進がなされているのか、またその進捗状況を市民が確認できるよう、次期みちビジョンの改定においては、基本施策に対応する事務事業を明記されたい。

[指摘－11] 幹線街路整備の優先順位等の検討状況について

明石市みちビジョン V. 計画推進の考え方 P.110 には、以下の記述がある。

幹線街路整備の優先順位については、都市計画道路の見直しを踏まえ、費用対効果を再検証し、内容を市民に示すとともに、客観性、透明性を確保したうえで優先順位付けします。

(出典：明石市みちビジョン V. 計画推進の考え方 P.110 より抜粋)

上記を踏まえ、監査人が優先順位付けと費用対効果の再検証の状況及び、その情報公開について確認したところ、優先順位付けと費用対効果の再検証については確認できたが、幹線街路全体の検討状況について、市民への公開がなされていない。この点、整備期間・事業費用等を勘案し、優先的かつ確実に事業を進めるとした「江井ヶ島松陰新田線」及び「山手環状線」についてのみ公表しているとのことであった。

幹線街路整備の優先順位等については、市民生活に大きな影響を及ぼす内容に関する検討・判断であることから、幹線街路全体の検討状況に関する市民への公表は重要である。

よって、今後、幹線街路整備の優先順位等の検討がなされる際には、その優先順位等の検討状況を幹線街路全体について公表すべきである。

### 3-6 公共用地先行取得事業（元金・利子）

事務事業名		事業所管課
公共用地先行取得事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
山手環状線街路事業及び江井ヶ島松陰新田線道路事業にかかる公共用地先行取得事業債の元金を償還する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
償還金利子及び割引料	1,010,000	567,652
合計	1,010,000	567,652
人件費（参考値）	162	162
総事業費（参考値）	1,010,162	567,814

事務事業名		事業所管課
公共用地先行取得事業		都市局道路安全室道路整備課
事業の目的		
山手環状線街路事業及び江井ヶ島松陰新田線道路事業にかかる公共用地先行取得事業債の利子を償還する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
償還金利子及び割引料	8,400	936
合計	8,400	936
人件費（参考値）	162	162
総事業費（参考値）	8,562	1,098

山手環状線街路事業及び江井ヶ島松陰新田線道路事業にかかる公共用地先行取得事業債の元金を償還する事業であり、令和5年度の元金償還額は1,010,000千円である。

[意見-54] 公共用地先行取得事業（元金）と公共用地先行取得事業（利子）の事務事業について

現在は上記のとおり、山手環状線街路事業及び江井ヶ島松陰新田線道路事業にかかる公共用地先行取得事業債の償還にあたり、元金と利子の支払いを別々の事務事業として区分して実施している。

事務事業区分の考え方については様々であるが、自治体内部における財源や事務処理区分の観点よりもむしろ、市民目線での政策（事務事業）評価や、自治体内部でのPDCAサイクル推進の観点から、よりその区分を検討すべきであると考えられる。この観点からは、公共用地先行取得事業（元金）と公共用地先行取得事業（利子）の事務事業を区分する意味はなく、統合すべきである。

よって、公共用地先行取得事業（元金）と公共用地先行取得事業（利子）は、統合することが望まれる。

## 4 海岸・治水課の事務事業

### 4-1 海岸施設維持管理事業

事務事業名		事業所管課
海岸施設維持管理事業		都市局道路安全室 海岸・治水課
事業の目的		
大蔵海岸及び各海岸休憩施設を市民が快適に利用できるように維持管理を行うとともに、海浜利用者の安全を確保する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
海岸施設維持補修件数	パトロール等で発見した補修必要箇所の対応件数 (維持管理事業修繕料執行件数)	件
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
23	20	21
令和5年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
需用費	5,155	4,557
委託料	202,803	206,794
使用料及び賃借料	4,445	4,370
工事請負費	27,600	27,058
原材料費	10,000	9,724
その他	308	296
合計	250,311	252,800
人件費(参考値)	15,210	15,210
総事業費(参考値)	265,521	268,010

#### (1) 事業の概要

大蔵海岸海峡広場、大蔵海岸駐車場、大蔵海岸公園、明石市立大蔵海岸多目的広場については、指定管理者制度を導入し、公園・海峡広場・駐車場・多目的広場の一体管理を行なうとともに、大蔵海岸海水浴場の開設・運営業務を指定管理者に委託している。

(2) 施設の概要

施設名	大蔵海岸海峡広場	大蔵海岸駐車場
所在地	明石市大蔵海岸通 1 丁目 1 番	【東駐車場】明石市大蔵海岸通 1 丁目 4 番 【西駐車場】明石市大蔵海岸通 2 丁目 5 番
面積	11,190ha	12,440ha
建物の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東管理棟</li> <li>・トイレ棟</li> <li>・シャワー棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東駐車場管理棟</li> <li>・西駐車場管理棟</li> <li>・東駐車場便所</li> <li>・西駐車場便所</li> </ul>

施設名	大蔵海岸公園	明石市大蔵海岸多目的広場
所在地	明石市大蔵海岸通 1 丁目及び 2 丁目地内	明石市大蔵海岸通 2 丁目 5 番
面積	12.77ha	5,100ha
建物の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟・便所</li> <li>・中央休憩施設</li> <li>・東休憩施設</li> <li>・西休憩施設</li> <li>・中央便所</li> <li>・地下歩道</li> <li>・消火用海水取水装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブハウス</li> </ul>

なお、大蔵海岸海峡広場（附属設備に限る）、大蔵海岸多目的広場については利用料金制を採用している。

(3) 指定管理者の状況

契約期間	指定管理者
平成 21 年度～平成 23 年度	株式会社神戸新聞事業社
平成 24 年度～平成 26 年度	株式会社神戸新聞事業社
平成 27 年度～平成 29 年度	株式会社神戸新聞事業社
平成 30 年度～令和 4 年度	株式会社神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体

## (4) 収支の状況

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>収入合計</b>		<b>191,389</b>	<b>177,228</b>	<b>171,497</b>
内訳	指定管理料	156,000	139,300	132,500
	利用料収入	23,501	26,550	25,993
	実施事業収入	2,017	3,046	2,495
	精算返戻金	4,939	2,860	2,746
	その他収入	4,932	5,472	7,763
<b>支出合計</b>		<b>180,251</b>	<b>165,003</b>	<b>162,315</b>
内訳	人件費	42,698	39,762	39,482
	管理費	103,908	107,256	104,550
	負担金	39	25	0
	実施事業費	25,206	8,631	9,226
	その他支出	8,400	9,329	9,057
<b>収支</b>		<b>11,138</b>	<b>12,225</b>	<b>9,182</b>

## (5) 指定管理業務に係る仕様書の概要

指定管理者と取り交わした、大蔵海岸施設指定管理業務共通仕様書（以下、共通仕様書という。）の抜粋は以下の通りである。

## ① 目的

本仕様書は、大蔵海岸施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を定めることを目的とします。

## ② 施設概要

- A 大蔵海岸公園（海浜等含む）
- B 大蔵海岸海峡広場
- C 大蔵海岸駐車場
- D 大蔵海岸多目的広場

## ③ 管理運営の基本方針

- A 大蔵海岸施設は公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱をするとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう努めること。

- B 大蔵海岸施設の設置目的をふまえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営に努め、市民の信頼に応えること。
- C 指定管理者は、大蔵海岸施設の効用を最大限に発揮できるよう管理運営に努めること。

また、共通仕様者とは別に、各施設の管理業務に関して、以下の管理業務仕様書と事業計画作成要領が存在する。

- ① 大蔵海岸公園指定管理業務仕様書
- ② 大蔵海岸海峡広場指定管理業務仕様書
- ③ 大蔵海岸駐車場指定管理業務仕様書
- ④ 大蔵海岸多目的広場指定管理業務仕様書
- ④ 大蔵海岸海水浴場運営事業計画作成要領

[意見－55] 大蔵海岸駐車場利用料金の納付方法について

上記の、③大蔵海岸駐車場指定管理業務仕様書上、大蔵海岸駐車場利用料金の徴収及び収納業務について、以下の記述がある。

< 駐車料金の徴収及び収納事務 >

現金徴収した駐車料金(回数券含む)は、月の初めに、データ等と照合、確認し前月分の精算額を速やかに算定し、市が作成する納付書により金融機関を通じて原則 30 日までに本市に納付すること。

(出典：大蔵海岸駐車場指定管理業務仕様書より抜粋)

この規定を踏まえ、実際に指定管理者が行っている業務を確認したところ、利用者が精算機に入金した現金については日次で回収し、その都度指定管理者の預金口座へ預け入れているとのことであった。この預け入れた利用料金は、月次で集計した後、一旦現金として引き出した上で、納付しているとのことであった。一度の納付金額が、100 万円を超え高額となり、盗難のリスクも考えられるとともに、業務効率化の観点からも、振込を利用するなど、運用の見直しを検討されたい。

[指摘－12] 貸与備品の管理について

市から指定管理者に指定管理業務に使用するために貸与した備品は、適切に管理する必要があり、指定管理業務に関する協定書において対象備品が特定されている。

令和6年10月11日の実査において、備品等が適切に管理されているか確認したところ、以下の通り協定書別表に記載のない貸与備品が見受けられた。

品名（型式型番）	保管場所	指摘事項
放送機 TOA TA-2060	公園管理事務所	協定書別表に記載なし
レジ	西駐車場	協定書別表に記載なし
防犯カメラモニター	西駐車場	協定書別表に記載なし
管理計算機	西駐車場	協定書別表に記載なし

協定書別表に記載がないのは、過年度に明石市が、更新工事を外部委託した際に、備品の対象としていなかったことによるとのことであった。

明石市物品取扱要領1によると、取得価格が1万円以上ものは、備品として管理することが求められている。適宜、現物から備品一覧表を突き合わせる検証を行い、適切な備品管理を行うよう留意されたい。

(6) 大蔵海岸海水浴場の開設・運營業務

株式会社神戸新聞事業社・兵庫県サッカー協会共同事業体に対し、下記の業務を委託している。

(単位：円)

費目・工種	金額
監視業務（場内警備、監視業務、救護所運営等）	13,793,615
安全対策施設の設置、海中危険物の除去)	4,941,750
イベント開催、海水浴場開設、撤去等	6,710,000
合計	25,445,365

[意見－56] 大蔵海岸海水浴場における救護日報、監視業務日報について

現地視察の際、受託者からの報告資料を確認したところ、令和5年8月15日の救護日報が提出されていなかった。理由は、台風による悪天候のため海水浴場を閉鎖することから看護師を配置しなかったとのことであった。

令和5年度大蔵海岸海水浴場開設・運用業務仕様書3(5)には、海水浴場開設期間中の毎日、救護所に、1日あたり1人を配置するとともに、委託期間終了後、業務日報、就業報告書等の提出が求められている。

また、同仕様書3(3)には、土日・お盆期間は一日当たり13人のライフガードを配置する取り決めとなっているが、監視業務日報を確認したところ、1名の欠員が生じている日が、複数見受けられた。理由は、体調不良や悪天候とのことであった。

就業方法<sup>16</sup>については、人出や悪天候等の諸事情により変更することは認められているものの、実施方法を変更する場合には、ただちに委託者に連絡し、委託者、受託者協議のうえ実施方法を決定するとある。

市担当者によると、委託期間終了時の報告の際には、就業実績と照らして、委託料に過不足がないかの確認は行っているとのことであったが、就業方法の変更がどのように決定されたか、確認できなかった。

日報はその実態が確認できる資料でもある。仕様書に沿った、業務実態および意思決定が確認できるよう、報告事項がない場合にも業務日報において、しかるべき証跡を残すべきである。

#### (7) 収支状況に関する報告について

共通仕様書22 報告業務(3) 収支状況に関する報告には、以下の記述がある。

(3) 収支状況に関する報告(利用料金の収入実績、管理経費の収支状況など)

四半期ごとに下記の事項について、各期終了後15日以内に市に報告すること。

① 事業収支

ア 収入(各費目ごとの額)

イ 支出(各費目ごとの額)

ウ 収支(収入と支出の差額・損益)

収入の合計額が支出の合計額を上回っている場合は、利益に相当する額を一般管理費等の支出項目には含めず、収支欄に計上することとし、実態に即した

<sup>16</sup> 就業方法とは、勤務体制(シフト)を指す

形で表記すること。なお、収入科目及び支出科目は、事業計画書との比較が出来るように設定すること。

(出典：共通仕様書より抜粋)

〔指摘－13〕 大蔵海岸指定管理会計における一般管理費について

指定管理者が支出する費用については、実際の支出金額に基づくことが求められるが、令和5年度の大蔵海岸指定管理会計の収支報告を確認したところ、実際の支出額に基づかない一般管理費5,947千円が計上されていた。この一般管理費の算出根拠に関して、指定管理者へヒアリングしたところ、社内利益目標数値を採用したとのことであった。この点、一般管理費に、一定の利益に相当する額が含まれているものと考えられる。

上記の共通仕様書22 報告業務(3) 収支状況に関する報告には、「収入の合計額が支出の合計額を上回っている場合は、利益に相当する額を一般管理費等の支出項目には含めず、収支欄に計上することとし、実態に即した形で表記すること」とある。

実態が、利益に相当するものであるならば、一般管理費として計上すべきではなく、少なくとも、計上根拠を見直す必要がある。

## 4-2 安全・安心な海岸づくり事業

事務事業名		事業所管課
安心・安全な海岸づくり事業		都市局道路安全室 海岸・治水課
事業の目的		
海岸利用者のマナー向上を推進する取り組みを中心に、地域や海岸モニターからの情報も活用し、安全に安心して、多くの利用者が親しめる海岸づくりを進めていくとともに、海岸利用に関する啓発活動も実施する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
海岸利用啓発業務（夜間）における指導件数	夜 10 時以降の花火件数	件
令和 4 年度実績	令和 5 年度目標	令和 5 年度実績
185	120	219
指標名	考え方・定義・式	単位
海岸モニターからの報告件数	国、県、市の各管理施設に関する情報の件数	件
令和 4 年度実績	令和 5 年度目標	令和 5 年度実績
57	20	50
令和 5 年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	1,470	962
委託料	14,218	15,239
工事請負費	14,500	14,095
その他	1,000	500
合計	31,188	30,796
人件費（参考値）	9,865	9,865
総事業費（参考値）	41,053	40,661

海岸利用者のマナー向上のため、海岸利用啓発業務を、公募型業務委託により、下記事業者に委託している。

委託業務	受託者	委託料(千円)
夜間花火啓発業務委託（東地区）	株式会社コアズ神戸支社	4,911
夜間花火啓発業務委託（西地区）	株式会社コアズ神戸支社	3,886
バーベキュー利用啓発業務委託	株式会社コアズ神戸支社	4,624

[意見-57] 夜間花火啓発業務委託（東地区）における業務日報について

業務日報を確認したところ、令和5年7月27日および7月28日の2日間は、2名の業務しか確認できなかった。理由は、体調不良によるものとのことであった。

夜間花火啓発業務委託（東地区）仕様書4（2）には、令和5年7月から8月までの計52日間は、4名体制での業務を行う取り決めとなっている。天候等の諸事情による変更は、認められているが、変更する場合には、ただちに委託者に連絡し、情報共有を図るものとされている。

体制の変更については、電話で連絡を受け、市担当者と受託者との間で体制変更した日や人数の管理は、メールで情報共有しているとのことであったが、仕様書等に基づく変更である点を担当者以外も確認できるよう、その経緯についても業務日報に記載されたい。

## 5 交通安全課の事務事業

### 5-1 明石駅前駐車場維持管理事業

事務事業名		事業所管課
明石駅前立体駐車場維持管理事業		都市局道路安全室 交通安全課
事業の目的		
明石駅前立体駐車場利用者の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に寄与するための駐車場を維持管理する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
利用台数	明石駅前立体駐車場の 1年間の利用台数	台
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
243,180	250,000	238,797
指標名	考え方・定義・式	単位
利用台数	明石駅前立体駐車場の 1年間の受託歳入額	千円
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
101,618	120,000	111,154
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
委託料	42,970	41,926
合計	42,970	41,926
人件費（参考値）	11,475	11,475
総事業費（参考値）	54,445	53,401

#### (1) 施設の概要

施設名	明石駅前立体駐車場
所在地	明石市山下町951番30
面積	敷地面積 3,317 m <sup>2</sup> 、建築面積 2,502 m <sup>2</sup> 、延床面積 12,392 m <sup>2</sup> （屋上含む）
建物の概要	鉄骨造・地下1階1層、地上3階4層（自走式） 収容台数 348台（内障害者用8台、軽自動車用25台） 管理装置、防災設備、エレベーター、給排水衛生設備等

## (2) 指定管理者の状況

契約期間	指定管理者
平成19年度～平成23年度	MH I ジェネラルサービシーズ・三菱重工 パーキンググループ
平成24年度～平成28年度	タイムズグループ協同事業体
平成29年度～令和元年度	タイムズグループ協同事業体
令和2年度～令和6年度	タイムズグループ協同事業体

なお、タイムズグループ共同事業体とは、代表団体であるタイムズ24株式会社と構成団体であるタイムズサービス株式会社の2社による。

## (3) ①収支の状況

(単位：千円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>収入合計</b>		<b>32,621</b>	<b>51,794</b>	<b>41,296</b>
内 訳	指定管理料	32,472	57,052	41,926
	実施事業収入	369		
	精算返戻金	△220	△2,447	
	その他収入		△2,810	
<b>支出合計</b>		<b>33,415</b>	<b>53,108</b>	<b>39,892</b>
内 訳	人件費	4,934	5,031	5,308
	管理費	19,918	23,236	24,971
	負担金	130	150	140
	実施事業費	449	238	305
	修繕費	4,836	21,366	5,756
	券類作成費	3,144	3,087	3,412
	その他支出	4	0	0
<b>収支</b>		<b>△794</b>	<b>△1,314</b>	<b>2,034</b>

## (3) ②市の使用料等の収入状況

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料収入	89,611	101,618	111,154

指定管理者に対して、料金收受代行制度を採用している。さらに、指定管理料については、報酬加算金・違約減額制度を<sup>17</sup>導入しており、民営努力がインセンティブ報酬として反映される仕組みを志向している。

<sup>17</sup> 使用料収入の金額が加算基準額を上回る場合に、年度協定時に定められた指定管理料に、イ

[意見－58] 報酬加算金・違約減額制度の基準額について

令和5年度の年度協定書には、新型コロナウイルス感染症拡大による外出抑制の影響を受けている前年度に基準額を算定したこともあり、当該加算基準額は、87,000千円、当該減額基準額は、85,000千円とされ、令和3年度の指定管理初年度の水準のままとなっている。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、人々の外出機会が増え、市の使用料は直近2年間で右肩上がりの状況にあり、使用料収入に連動していなければ、インセンティブとして有用とは言い難い。年度協定時には、直近事業年度の収入状況を勘案して、基準額を適宜見直すことを検討されたい。

[意見－59] 従来自主事業収入について

初年度の収支計画の中には、自販機手数料収入が自主事業収入として計上されていたが、令和5年度からは、収支計画および実績報告には含まれていない。これは、令和5年4月の「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の改定に伴い、指定管理者が行う事業の分類に関する整理が行われたことで、従来自主事業という概念がなくなったため、計画及び報告の対象としていないとのことであった。

この点、従来自主事業として整理していた自販機の設置については、下記、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の「②指定管理者が行う事業の分類」によると、独自事業に該当するものと考えられる。

---

ンセンティブ分として上乗せして追加で支給、若しくは、使用料収入の金額が減額基準額を下回る場合に、年度協定時に定められた指定管理料から違約金として減額して支給する制度

## ② 指定管理者が行う事業の分類

指定管理者は、市が仕様書で実施を指定した事業を行うとともに、指定管理業務の実施を妨げない範囲において事前に市の承認を得た事業を行うことができる。

指定管理者が行うことができる事業は、以下の表に分類される。

分類	定義	経費の負担方法	施設の利用権限
指定事業	施設の設置目的内で、市が仕様書で実施を指定した事業	指定管理料 及び 利用料金から支出 できる	市の代行管理権 (施設の使用許可手続きを要しない)
提案事業	指定管理者からの提案を受け、市が施設の設置目的内と認めた事業 (書面による合意又は承諾)		
独自事業 (目的内)	本来の指定管理業務ではないが、 施設の魅力向上等を目的として指 定管理者が独自に行う事業	指定管理料 及び 利用料金から支出 できない(指定管 理者の自己負担)	施設の使用許可 (一般利用者と同じ)
独自事業 (目的外)			行政財産の目的外使用許 可(一般利用者と同じ)

※2020年3月指針改定により「自主事業」の名称を廃止し、分類を明確にしています。

(出典：公の施設の指定管理者制度に関する指針)

現状、この独自事業に関する計画や報告に関する取扱いが明確ではない。そのため、年度協定書および仕様書において、独自事業に関する計画及び報告に関する取扱いについて、明文化されたい。

### [指摘－14] 独自事業に係る経費について

上記[意見－59]従来の自主事業収入について、に関連して、施設内に設置している自販機について、指定管理者は行政財産使用許可をとり、使用料を支払っているため、自販機設置使用料は、指定管理者の収支報告の対象としていない。また、上記意見でも記載した通り、当該自販機の設置については、下記、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の「②指定管理者が行う事業の分類」によると、独自事業に該当し、その経費については指定管理料及び利用料金から支出できないものとされている。

しかしながら、自販機設置に伴い生じる経費(水道光熱費)は、指定管理者の収支報告の中に含まれているとのことであった。

指定管理料から、独自事業に係る経費を充当することは、認められていないため、自販機設置に伴い生じる経費(水道光熱費)は、指定管理者から徴収すべきである。

#### (4) 年次報告について

年次報告及び経理の区分について、明石駅前立体駐車場指定管理業務仕様書によると、以下の記述がある。

##### <年次報告>

- ・事業年度終了後、4月末日までに、次の書面を提出する。
  - ア 光熱水費、修繕費や券類等作成費の精算報告書
  - イ その他市から提出を求められた書類
- ・事業年度終了後、60日以内に、次の書面を提出する。
  - ア 事業実績報告書（管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の収支状況）
  - イ その他市から提出を求められた書類

##### <経理の区分>

会計の手法は問いませんが、指定管理業務に係る経理と法人自体の経理を区分し、法人自体の会計帳簿類と別に、指定管理業務に関する市の求める収支科目区分に沿った四半期ごとの収支報告とこれに対応する会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録を作成し、これに対応する請求書・領収書等と併せて保管してください（保管場所は問いません。また、駐車場使用料に関しては、収入の内訳が分かるものとしてください）。また、法人自体の会計帳簿類を含めて、これらの文書間で相互に整合が取れるようにしてください。

（出典：明石駅前立体駐車場指定管理業務仕様書より抜粋）

上記仕様書の記載を踏まえ、現場視察において、会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録に関する資料を依頼したところ、後日、各勘定科目に含まれる内容に金額を追記した下記資料（収支明細）の提出があった。

## 4 収支状況【支出詳細】

(円・税込)

項目	収支計画	実施状況 (実績)	執行状況分析
人件費	4,892,000	5,307,720	有人管理料(4月～10月) 426,800円×7ヶ月=2,987,600円 有人管理料(11月～3月) 437,600円×5ヶ月=2,187,600円 臨時警備料132,616円
事務費	480,000	332,192	施設賠償保険25,782円 動産保険285円 自賠責48,947円 アンケート集計費16,500円 修繕費33,560円 消耗品、通信運搬費、コピー機使用料等207,158円
管理費	25,380,000	24,091,066	光熱水費8,116,440円 コンタクトセンター管理費34,320円 タイムズサービス委託料15,810,506円 インボイス対応修繕費67,200円 植栽剪定72,600円
物件費	0	0	
負担金	100,000	140,000	研修受講費 5,000円/h × 2時間 × 14人 × 1日
事業費	990,000	304,920	レンタル費(マルチサービス端末無償84,070円×3台、伝送器 83,300円×3台、東芝テックレジ83,300円×1台) × 12ヶ月 = 304,920円
公租公課費	20,000	16,400	収入印紙代16,400円
一般管理費	537,000	537,000	本社経費(物件管理、報告書等) 637,000円 (算出根拠) ①弊社全体の駐車場18,927件の内、神戸市店管轄の物件数1,365 件の割合算出。 ②弊社全体のスタッフ費用×①の割合 ③②の金額÷神戸支店管轄の物件数1,365件×有人物件指数
その他経費	0	0	
修繕費	6,100,000	5,755,634	別紙参照
券類作成費	2,500,000	3,411,760	別紙参照
支出合計	40,999,000	39,896,692	

(出典：指定管理者より提出)

## [指摘-15] 収支明細の記録について

上記のとおり、明石駅前立体駐車場指定管理業務仕様書によると、「四半期ごとの収支報告とこれに対応する会計帳簿類(仕訳帳及び総勘定元帳)又はこ

れに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録」を証憑書類とともに保管すべきことが求められている。

しかしながら、指定管理者から提出された上記資料は、残高の増減の経緯を示す「会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録」とは言えない。

そのため、市として、指定管理者が明石駅前立体駐車場指定管理業務仕様書に示される収支明細の記録を適切に作成するよう指導されたい。

#### [意見-60] 予算の執行状況のモニタリングについて

予算の執行状況に関するモニタリングについて、市の担当者に確認したところ、四半期ごとに報告を求め、確認を行うとともに、修繕費および券類作成費については、精算報告書の提出を求め、検証を行っているとのことであった。しかしながら、それ以外の支出について、当該報告が実際の支出に基づく報告となっているか、勘定科目ごとの収支明細の記録による検証を行っていないとのことであった。

既述の[指摘-15]収支明細の記録について、でも記載のとおり、収支明細の記録の適切な作成がなされていない現状を鑑みると、適切な収支報告の作成を担保する観点からも、修繕費および券類製作費以外の費目についても、実際の支出に基づく報告となっているかのモニタリングの実施が望まれる。

#### [指摘-16] 貸与備品の管理について

市から指定管理者に指定管理業務に使用するために貸与した備品は、適切に管理する必要があり、指定管理業務に関する協定書において対象備品が特定されている。

令和6年9月27日の実査において、備品等が適切に管理されているか確認したところ、以下の通り、現物が確認できないものや、使用見込みのないものが見受けられた。

品名（型式型番）	保管場所	指摘事項
冷蔵庫（ナショナル NR-B11M1）	2階休憩室	協定書別表に記載があるが、令和5年1月に廃棄済み

クーラー（三菱重工 RSA011FA141DN）	精算機詰所	指定管理開始当初から、現物が未 使用
ゴミ箱（プラス ND751 87-588）	詰所横スペー ス	現物にラベルが未貼付

適宜、現物から備品一覧表を突き合わせる検証を行い、現物のないものについては、協定書別表の記載を更新すべきである。

明石市物品取扱要領によると、取得価格が1万円以上のものは、備品として管理し、現物には所定の位置にラベルを付すことが求められている。ラベルが剥がれているものについては、再度ラベルを貼り付けるとともに、未使用のものについては、廃棄することを検討されたい。

## 5-2 放置自転車対策事業

事務事業名		事業所管課
放置自転車対策事業		都市局道路安全室 交通安全課
事業の目的		
自転車等の放置対策に関する全般的な施策を実施することにより、歩行者等の通行の安全と円滑化を図り良好な生活環境を確保する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
放置自転車台数	毎年実施する各駅周辺の路上放置時点車台数調査による。	台
令和4年度実績	令和5年度目標	令和5年度実績
157	150	148
令和5年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	100	45
需用費	3,448	1,940
役務費	1,000	759
委託料	20,753	17,423
負担金補助及び交付金	42	183
合計	25,343	20,350
人件費（参考値）	228,025	228,025
総事業費（参考値）	253,368	248,375

放置自転車等の移動・保管・返還・処分に加え、主要駅の禁止区域・準禁止区域の放置自転車等の指導啓発を行っている。

明石市内の主要駅の駅前駐輪場に、人員を配置し、放置自転車等の確認作業と、搬出作業を行うとともに、谷八木保管庫においては、放置自転車等の保管と当該自転車等の利用者等からの移動保管手数料の徴収および引き渡しを行っている。なお、令和3年度末に土山保管庫を閉鎖し、令和5年度末に朝霧保管庫を閉鎖し、市内の放置自転車等は、谷八木保管庫へ集約して保管されている。

人件費が 228,025 千円<sup>18</sup>と高額であり、道路安全室の中でも突出している。これは、正規職員を主体とする人員配置によるものである。

さらに、過年度からの人件費の推移は下表の通りであり、高額な人件費は、常態化している。

(単位：千円)

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
258,415	242,584	243,295	243,295
令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
246,295	253,395	231,620	228,025

一方で、明石市の 1 日にあたりの放置自転車台数は、下表の通り、平成 24 年から令和 4 年までの間に、約 8 割減少している。

■放置自転車台数

放置自転車台数は、平成 24 年と比較して約 8 割減少しました。



資料：明石市資料（駅周辺における放置自転車等の実態等調査）

図 明石市内の自転車放置台数の状況

(出典：自転車利用に関する現状と課題：明石市ホームページ)

(1) 人員配置について

放置自転車対策事業に関わる職員の配置内訳は以下の通りである。

(単位：人)

	行政職		現業職		
	正規	任期付	正規	再任用	任期付
本庁	2	2	6	1	2
朝霧駅	-	-	1	-	1

<sup>18</sup> 1人当たりの人件費を「正規職員」8,100千円、「再任用」3,800千円、「任期付」2,800千円、「アルバイト」1,500千円として、延べ従事日数で換算した結果

明石駅	-	-	2	3	1
西明石駅	-	-	3	-	1
大久保駅	-	-	1	2	-
魚住駅	-	-	1	-	1
谷八木倉庫	-	-	1	1	4
合計	2	2	15	7	10

(出典：交通安全課より提出)

[意見-61] 正規職員を配置する必要性について

本庁配置の正規職員の8名の内訳は、現場指導員からの連絡窓口業務や市民からのクレーム対応を行う者が2名、放置自転車等の運搬を行うドライバーが6名からなる。担当課としては、自転車等の移動・保管は、歩行者等の通行の安全を確保し、良好な生活環境を保持するため、やむを得ず市民の財産を相手の了承を得ずに強制的に移動し、保管する行為であるため、市正規職員がその中心を担うべきであることから、正規職員を配置しているとのことであった。

しかしながら、監査人が自転車指導員活動日誌を確認したところ、警告札を付した件数が報告されていたが、多い月でも、ひと月当たり20台程度の報告であった。検査範囲が広範になるとはいえ、活動実態から考えて適切な人員配置といえるか否かについては検討が必要であると考えられる。

正規職員から再任用職員、任期付短時間勤務職員への転換については、明石市全体の職員配置の適正化の中で、検討が進められているとのことであるが、放置自転車対策事業の人員配置についても、合わせて検討されたい。

[意見-62] 放置自転車対策事業の効率的な運営方法について

前述の通り、正規職員を主体とした人員配置により多額の人件費が常態化している。一方で、1日あたりの放置自転車台数は、放置自転車対策事業を開始した当初から大幅に減少していることから、これまでの運営方法による効果は出ているとも考えられる。

しかしながら、1日あたりの放置自転車台数が大幅に減少したのは平成27年までであり、その後の減少数は平成27年までと比べると小さいものとなっている。その一方、人件費は高い水準が続いており、この点において、1日あたりの放置自転車台数を基にした費用対効果を踏まえ、より効率的な運営方法(外部委託等)の検討が必要な時期に来ていると考えられる。

なお、近隣自治体では、下表のとおり、市営駐輪場の運営と放置自転車対策事業を合わせて、外部委託するケースが多い。

自治体名	委託内容
神戸市	自転車駐車場運営（指定管理者）及び放置自転車対策業務の委託
尼崎市	自転車等駐車場運営（指定管理者）及び放置自転車対策業務委託
姫路市	自転車保管場所の放置自転車移送保管手数料徴収事務の委託

（出典：インターネット情報より、監査人作成）

例えば尼崎市においては、平成24年に放置自転車対策担当課を設置し、平成27年度から、駐輪場の指定管理者に自転車等啓発整理業務、放置自転車等撤去搬送業務、自転車等保管返還等業務の放置自転車対策業務を一体的に委託する取組を導入した。

その結果、平成27年度の放置自転車台数1,169台/日が、令和5年度では132台/日と、鉄道駅周辺の放置自転車が大幅に減少するなど、一定の効果があつた。その上で、令和6年4月の組織改正で、放置自転車対策担当課を廃止している。また、この一体的委託を継続し、さらに尼崎市が抱える課題に対して効果的な企画提案を期待する「尼崎市自転車等駐車場指定管理及び放置自転車対策業務公募型プロポーザル」を行っている。

今後、他自治体の放置自転車対策を参考に、費用対効果を踏まえ、より効率的な放置自転車対策推進のため、運営方法（外部委託等）についても、合わせて検討されたい。

## 【監査結果の一覧】

課名等	事務事業名等	監査結果	
都市整備室	成果視標の設定	指摘－1	実績値の集計誤りについて
		意見－1	適切な成果指標の設定について
		意見－2	見込み数による目標値の設定について
		意見－3	成果指標の現状把握について
		意見－4	達成済みの目標値の設定について
		意見－5	目標値の設定年次について
都市総務課	都市計画総務一般事務事業	指摘－2	都市計画基礎調査委託業務に係る予算の帰属について
		意見－6	予定価格の経済性について
		意見－7	予定価格の経済性について
	屋外広告物規制事務事業	意見－8	無許可・不適合の広告物の件数把握について
		意見－9	許可証の貼付場所の指定について
	都市景観形成事務事業	意見－10	都市景観形成重要建築物等、都市景観形成地区の見直しについて
		指摘－3	助成金の限度額について
	まちづくり推進事業	意見－11	助成対象経費の検証について
	都市計画方針策定事業	指摘－4	都市計画基礎調査委託業務に係る予算の帰属について
	ホテル等バリアフリー化促進事業	意見－12	バリアフリー化の進捗状況の把握について
	コミュニティ交通運行事業	意見－13	値上げの検討について
		意見－14	収支率の実績の開示について
		意見－15	公共交通利用圏の面積の算定について
	交通政策事業	意見－16	予定価格の経済性について
		意見－17	助成対象経費の検証について
園課 緑化公	公園維持管理事業	意見－18	報償費の取り扱いについて
		意見－19	情報発信やコミュニケーションの再開について

	意見-20	予定価格における予定発注数量等について	
	意見-21	エリア毎の入札について	
	意見-22	複数単価契約における指針について	
指定管理者維持管理委託事業	意見-23	定期的な施設毎の収支の把握について	
	意見-24	時間帯別の利用率の算定について	
	指摘-5	利用率の算定誤りについて	
	意見-25	予約及び施設管理に関するシステム化の検討について	
	意見-26	指定事業・提案事業の使用料免除について	
	意見-27	イベント等に関する指定事業及び提案事業からの収入について	
	意見-28	利用料金制等、インセンティブの仕組みの導入について	
	指摘-6	現物実査について	
	指摘-7	指定管理者の保守管理業務の遂行について	
菊栽培等事業	意見-29	事業の評価方法について	
	意見-30	菊花展事業の在り方について	
墓園維持管理事業	意見-31	置き看板について	
	意見-32	無縁墳墓等の手続について	
	意見-33	使用許可時における使用権消滅時の取り扱いの明確化について	
	意見-34	墓園前の看板について	
	意見-35	生前承継について	
	意見-36	指定管理者制度の導入について	
	意見-37	管理料収受期間及び管理料の見直しについて	
区画整理課	区画整理一般事務事業	指摘-8	土地台帳の登録内容について
		意見-38	換地処分後の土地の有効活用について
		指摘-9	備品台帳の記載内容について
	大久保駅前東西工区土地区画整理事業	意見-39	適切な進捗管理について
		指摘-10	工事完成日の記載誤りについて

	業	意見-40	予定価格の適正な算出について
		意見-41	事業費の計上について
		意見-42	受領印の取扱いについて
道路安全室	成果視標の設定	意見-43	適切な成果指標の設定について
		意見-44	見込み数による目標値の設定について
		意見-45	複数年度にまたがる成果指標の設定について
		意見-46	目標値の設定がない事業について
道路総務課	道路環境向上事業	意見-47	道路環境向上事業の内容について
	旧土地開発公社保有土地管理事業	意見-48	事業用定期借地権設定契約について
道路整備課	道路維持補修事業	意見-49	道路維持補修の優先順位について
	江井ヶ島松陰新田線道路事業	意見-50	事業推進に係る進捗管理について
	交通安全施設整備事業	意見-51	自転車ネットワーク路線（未整備区間）一覧について
	街路一般事業	意見-52	事務事業の設定について
	街路整備事業	意見-53	みちビジョンと事務事業との関連について
		指摘-11	幹線街路整備の優先順位等の検討状況について
	公共用地先行取得事業（元金・利子）	意見-54	公共用地先行取得事業（元金）と公共用地先行取得事業（利子）の事務事業について
海岸・治水課	海岸施設維持管理事業	意見-55	大蔵海岸駐車場利用料金の納付方法について
		指摘-12	貸与備品の管理について
		意見-56	大蔵海岸海水浴場における救護日報、監視業務日報について
		指摘-13	大蔵海岸指定管理会計における一般管理費について
	安全・安心な海岸づくり事業	意見-57	夜間花火啓発業務委託（東地区）における業務日報について
交通安全課	明石駅前駐車場維持管理事業	意見-58	報酬加算金・違約減額制度の基準額について

	意見－59	従来の自主事業収入について
	指摘－14	独自事業に係る経費について
	指摘－15	収支明細の記録について
	意見－60	予算の執行状況のモニタリングについて
	指摘－16	貸与備品の管理について
	意見－61	正規職員を配置する必要性について
	意見－62	放置自転車対策事業の効率的な運営方法について

## 【巻末資料】

国土交通省「関東運輸局管内におけるコミュニティバス・デマンド交通の実態及びバス待ち環境の先進事例に関する調査業務報告書」交通要覧の集計結果

都県	自治体名	運賃		平成29年度利用者数 (人)	市区町村補助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
茨城県	土浦市	均一	150	125,024	22,131
	古河市	均一	100	178,865	60,080
		距離制	150		
	結城市	無料	0	25,874	0
	龍ヶ崎市	均一	100	191,939	52,494
	下妻市	均一	200	11,181	0
	常陸太田市	均一	200	7,395	9,802
	高萩市	距離制	275	5,785	6,103
	北茨城市	均一	100	73,503	0
	笠間市	均一	100	23,663	4,200
	取手市	均一	150	182,252	107,748
	牛久市	均一	100	287,688	49,668
		通勤ライナー	170		
	つくば市	距離制	300	1,037,547	239,734
	ひたちなか市	均一	100	182,786	86,795
	鹿嶋市	均一	300	60,083	20,000
	潮来市	距離制	500	9,345	9,401
	潮来市	距離制	350	0	0
	守谷市	均一	200	140,400	89,995
	常陸大宮市	無料	0	33,713	128,735
	那珂市	均一	100	9,396	12,760
	筑西市	均一	200	33,267	19,577
	筑西市	均一	200	5,233	10,820
	坂東市	均一	100	19,549	17,404
	稲敷市	均一	200	16,384	20,222
	かすみがうら市	距離制	445	31,178	2,942
	桜川市	均一	200	31,273	0
	行方市	均一	200	428	0
	つくばみらい市	均一	200	27,505	21,502
	小美玉市	均一	200	25,662	0
大洗町	均一	100	76,691	15,900	
大子町	無料	0	6,460	10,612	
河内町	ゾーン制	150	14,286	8,400	
五霞町	均一	200	12,801	11,625	

都県	自治体名	運賃		平成 29 年 度利用者数 (人)	市区町村補 助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
栃木県	宇都宮市	距離制	480	20,272	18,481
	足利市	均一	200	186,745	59,765
	栃木市	ゾーン制	200	224,196	287,827
	佐野市	均一	300	139,675	0
	鹿沼市	ゾーン制	300	229,412	0
	日光市	距離制	845	103,981	96,148
	小山市	均一	200	650,278	79,482
	真岡市	均一	100	21,859	16,907
	大田原市	均一	200	440,065	0
	矢板市	均一	300	21,970	0
	那須塩原市	均一	200	141,993	0
	那須烏山市	距離制	485	19,881	0
	塩谷町	距離制	570	9,773	0
	那珂川町	距離制	325	35,095	927
群馬県	前橋市	均一	100	220,706	70,632
	高崎市	均一	200	674,756	258,447
	高崎市	均一	200	8,420	12,438
	高崎市	均一	200	23,446	33,845
	高崎市	均一	100	3,303	26,266
	桐生市	均一	200	394,603	84,729
	伊勢崎市	1日乗車券	200	358,201	0
	太田市	均一	200	51,131	20,666
	沼田市	距離制	600	52,866	67,265
	館林市	均一	200	257,176	95,683
	渋川市	距離制	410	133,467	105,855
	渋川市	距離制	260	42,755	26,559
	藤岡市	距離制	300	33,008	50,432
	安中市	距離制	200	41,392	52,122
	みどり市	均一	300	8,390	10,086
	下仁田町	均一	200	13,173	0
	南牧村	距離制	325	19,079	17,816
	中之条町	距離制	825	4,103	8,084
	草津町	均一	100	76,782	0
	高山村	距離制	495	13,063	6,338
	東吾妻町	距離制	565	13,016	36,776
	川場村	距離制	480	40,753	10,462
	昭和村	距離制	390	28,478	24,127
	みなかみ町	距離制	395	6,977	3,780
	玉村町	均一	100	14,673	25,000

都県	自治体名	運賃		平成 29 年 度利用者数 (人)	市区町村補 助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
		町内直行便	200		
	板倉町	均一	200	257,176	95,683
	明和町	均一	200	32,772	0
	千代田町	均一	200	27,219	7,916
	千代田町	均一	200	51,735	35,819
	大泉町	均一	200	27,516	7,894
	邑楽町	均一	200	13,683	0
埼玉県	さいたま市	距離制	220	332,607	141,369
	川越市	距離制	270	393,601	142,119
	熊谷市	均一	100	212,172	92,557
	川口市	均一	100	342,174	139,412
	行田市	均一	125	236,683	91,743
	秩父市	距離制	240	17,970	20,496
	秩父市	ゾーン制	250	3,865	0
	所沢市	距離制	180	392,967	129,531
	加須市	均一	200	26,423	23,628
	本庄市	均一	200	10,948	5,708
	東松山市	均一	100	41,836	27,703
	春日部市	距離制	225	77,746	55,915
	狭山市	距離制	210	84,889	38,928
	羽生市	均一	200	9,774	24,158
	鴻巣市	均一	150	532,933	107,778
	深谷市	均一	200	110,185	48,133
	上尾市	均一	100	443,082	0
	草加市	距離制	200	351,713	62,000
	蕨市	均一	100	200,600	38,089
	戸田市	均一	100	362,882	96,859
	入間市	均一	100	171,995	0
		距離制	180		
	朝霞市	均一	150	393,437	79,055
	和光市	均一	150	171,508	42,769
	新座市	均一	150	164,410	24,771
	桶川市	均一	100	277,275	60,770
	久喜市	均一	100	158,978	0
	八潮市	距離制	220	111,756	18,000
	富士見市	均一	170	180,113	26,900
	坂戸市	均一	200	115,787	64,145
鶴ヶ島市	均一	200	298,218	67,361	
ふじみ野市	均一	200	69,617	51,625	

都県	自治体名	運賃		平成 29 年 度利用者数 (人)	市区町村補 助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
	伊奈町	均一	100	27,949	18
	毛呂山町	均一	100	25,692	18,206
	吉見町	均一	100	28,967	32,940
	鳩山町	均一	100	12,074	11,569
	鳩山町	距離制	300	7,757	45,035
	横瀬町	均一	100	7,943	16,485
	小鹿野町	無料	0	48,278	14,683
		ゾーン制	250		
	上里町	均一	100	15,454	49,466
	宮代町	均一	100	50,618	20,450
	杉戸町	均一	100	20,338	0
千葉県	千葉市	均一	200	122,665	22,644
	市川市	均一	150	480,973	73,196
	船橋市	均一	195	372,041	21,220
	館山市	距離制	435	15,815	25,012
	木更津市	距離制	410	4,912	8,036
	松戸市	均一	180	3,415	2,572
	野田市	均一	100	296,847	80,969
	茂原市	均一	200	19,904	0
	成田市	均一	200	225,197	0
	佐倉市	均一	200	64,300	25,276
	東金市	均一	200	18,353	9,934
	旭市	均一	100	82,955	47,123
	習志野市	距離制	185	509,068	52,209
	習志野市	均一	200	31,364	10,864
	柏市	均一	200	41,135	23,191
	市原市	ゾーン制	225	19,132	5,685
	流山市	距離制	190	845,956	60,838
	八千代市	均一	170	54,740	7,749
	我孫子市	均一	150	210,158	38,039
	鴨川市	距離制	505	35,296	19,258
		ゾーン制	300		
	鎌ヶ谷市	均一	100	123,932	48,000
	君津市	均一	200	253,163	48,742
	浦安市	均一	100	1,426,179	225,785
	四街道市	均一	170	86,262	13,975
	八街市	均一	200	93,450	0
	印西市	均一	100	246,424	92,427
	白井市	均一	150	138,970	43,517

都県	自治体名	運賃		平成 29 年 度利用者数 (人)	市区町村補 助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
	富里市	ゾーン制	350	8,494	14,163
	南房総市	均一	200	17,321	0
	匝瑳市	均一	200	53,327	0
	香取市	均一	300	28,868	15,656
	香取市	均一	300	14,350	5,295
	香取市	均一	200	6,185	9,578
	香取市	無料	0	3,108	3,422
	山武市	均一	200	47,723	14,272
	いすみ市	均一	400	17,501	13,769
	いすみ市	距離制	350	24,859	15,177
	大網白里市	均一	200	28,410	0
	大網白里市	均一	200	0	0
	栄町	均一	100	37,035	10,862
	神崎町	無料	0	10,226	0
	多古町	均一	200	21,523	25,404
	東庄町	無料	0	12,729	0
	芝山町	均一	200	20,661	16,548
	横芝光町	均一	100	17,764	17,335
	長柄町	均一	100	6,373	0
	長南町	均一	100	2,753	0
	鋸南町	距離制	250	10,953	0
東京都	中央区	均一	100	550,741	79,801
	港区	均一	100	3,950,453	0
	新宿区	均一	100	561,244	0
	文京区	均一	100	941,767	21,159
	台東区	均一	100	1,780,420	170,037
	墨田区	均一	100	1,420,886	95,000
	江東区	均一	100	67,613	0
	大田区	均一	150	63,230	8,310
	世田谷区	均一	210	194,884	0
	世田谷区	均一	215	1,805,061	0
	渋谷区	均一	100	1,752,532	131,676
	杉並区	均一	100	1,173,919	26,037
	豊島区	均一	220	2,373	16,587
	北区	均一	100	551,932	26,321
	荒川区	均一	150	1,271,908	0
	板橋区	均一	220	99,777	7,868
	練馬区	均一	220	1,132,409	158,840
	足立区	均一	210	3,654,881	0

都県	自治体名	運賃		平成29年度利用者数 (人)	市区町村補助支出額 (千円)	
		制度	平均金額 (円)			
東京都	八王子市	距離制	150	181,940	52,219	
	立川市	均一	180	161,850	72,948	
	武蔵野市	均一	100	2,678,827	57,005	
	三鷹市	均一	210	1,201,745	53,687	
	府中市	均一	100	2,115,518	131,368	
	昭島市	均一	100	139,517	42,500	
	調布市	均一	210	923,032	5,000	
	町田市	均一	180	654,739	0	
	町田市	均一	180	147,927	4,325	
	町田市	均一	100	61,742	18,490	
		距離制	200			
	小金井市	均一	100	950,993	22,163	
	小金井市	均一	100	92,767	8,406	
	小平市	均一	150	69,174	15,437	
	小平市	均一	150	245,583	17,007	
	日野市	距離制	230	1,720,228	95,841	
	日野市	均一	200	28,088	12,160	
	東村山市	均一	180	382,749	47,139	
	国分寺市	均一	100	1,014,862	92,303	
	国立市	均一	180	272,844	20,123	
	国立市	均一	200	18,355	7,938	
	狛江市	均一	200	194,636	10,400	
	東大和市	均一	180	150,162	49,331	
	清瀬市	均一	150	109,163	20,116	
	武蔵村山市	均一	170	269,906	110,001	
	多摩市	距離制	317	809,205	50,020	
	稲城市	均一	180	470,568	94,068	
	羽村市	均一	100	194,326	54,926	
	あきる野市	均一	100	37,013	11,953	
	あきる野市	無料	0	310	0	
	西東京市	均一	150	1,275,337	119,065	
	神奈川県	相模原市	距離制	220	95,986	16,008
		相模原市	距離制	200	56,951	0
		横須賀市	均一	300	0	0
藤沢市		均一	300	13,622	2,329	
茅ヶ崎市		均一	175	449,758	73,679	
秦野市		ゾーン制	250	57,316	8,638	
大和市		均一	100	384,616	0	
大和市		均一	150	316,465	0	

都県	自治体名	運賃		平成 29 年 度利用者数 (人)	市区町村補 助支出額 (千円)
		制度	平均金額 (円)		
	海老名市	均一	150	252,269	0
	座間市	均一	150	133,451	0
	綾瀬市	均一	180	184,090	0
	寒川町	均一	150	66,329	0
	二宮町	均一	200	11,724	0
	山北町	距離制	150	25,017	12,491
	開成町	無料	0	9,010	0
	真鶴町	均一	200	37,175	6,351
	湯河原町	均一	210	77,189	2,118
	愛川町	均一	100	30,217	31,568
山梨県	甲府市	均一	275	3,602	0
	富士吉田市	均一	100	81,680	20,000
	都留市	均一	200	11,870	6,269
	山梨市	均一	200	74,933	0
		距離制	550		
	韮崎市	距離制	300	59,555	0
	南アルプス市	均一	100	40,861	0
	北杜市	距離制	405	78,963	0
	甲斐市	均一	200	27,870	0
	笛吹市	均一	100	11,675	0
	笛吹市	均一	100	4,534	0
	甲州市	均一	300	101,064	0
	中央市	均一	300	8,651	4,417
	市川三郷町	均一	100	14,339	0
	身延町	均一	200	19,890	0
	南部町	均一	100	28,891	0
	富士川町	均一	200	25,173	0
	道志村	無料	0	0	0
山中湖村	均一	100	5,583	10,988	

(出典：国土交通省「関東運輸局管内におけるコミュニティバス・デマンド交通の実態及びバス待ち環境の先進事例に関する調査業務報告書」)

(注 1) 報告書 84 ページ以降の交通要覧 [コミュニティバス] を監査人が集計して作成

(注 2) 運賃について均一ではない場合は最低額と最高額の平均値を採用

(注 3) 日光市の運賃記載が無かったため、日光市ホームページ「日光市営バス路線時刻表 (令和 6 年 7 月 1 日現在)」の運賃額を採用

(注 4) 同一の自治体が複数の交通要覧の記載がある場合、複数の自治体で集計